

昭和 55 年度

林業の動向に関する年次報告

I 国民経済と森林・林業

II 木材需給構造の変化と流通加工部門の対応

1 木材需給構造の変化

(1) 需要面の変化

(2) 供給面の変化

2 木材流通加工部門の当面する問題点

(1) 加工部門

(2) 流通部門

3 木材の流通加工を巡る新しい動き

4 今後の方向

III 木材の需給と価格

1 木材の需給

(1) 需要部門の動向

(2) 木材需給の動向

(3) 木材輸入

2 木材価格

- (1) 木材価格の動向
- (2) 品目別価格の動き
- (3) 木材価格の変動とその対応

3 木材の流通加工

- (1) 木材の流通
- (2) 木材の加工

IV 林業経営

1 林業生産活動の動向

- (1) 丸太生産
- (2) 特用林産物の生産等
- (3) 育 林

2 経営条件の動向

- (1) 森林資源の整備
- (2) 林道の整備
- (3) 林業労働
- (4) 林業金融
- (5) 林地価格
- (6) 林業技術

3 経営体の動向

(1) 林 家

(2) 地方公共団体

(3) 森林組合等

4 国有林野の管理・経営の動向

5 山村の動向

V 森林の公益的機能

1 森林の公益的利用の現状と課題

2 環境緑化

むすび

I 国民経済と森林・林業

(一般経済の動き)

(1) 昭和 54 年の我が国経済は、前年に引き続き民間設備投資の拡大、在庫投資の増大により、自律的・本格的な景気上昇過程を歩んだ。しかし、年初以降、OPEC の原油価格の段階的かつ大幅な引上げに伴って、卸売物価は騰勢を強め、国際収支の赤字幅も拡大傾向をみせた。このため、年後半の経済政策は物価安定を最優先課題として実施された。このような過程を経て、54 年の実質経済成長率（50 年基準、以下同様）は 5.6%（年度では 5.5%）と前年（5.1%）を上回った。

また、卸売物価は、石油、輸入木材等海外原料高に円安傾向が加わり、年間上昇率は17.5%と48年以来の大幅な上昇を示した。

(2) 55年に入ると、石油価格上昇の影響が一層顕著となり、卸売物価の上昇は加速された。このため、政府は前年に引き続き第3次の総合物価対策を実施し、また、日本銀行は2月、3月と相次ぐ公定歩合の引上げを行い、年9.0%と48年末から49年初めにかけての高水準と同一の水準とし、金融引締めを図った。

その結果、年央に至り物価は落ち着いた方向に向かう一方、個人消費支出の停滞、住宅投資の低迷、中小企業部門の設備投資の鈍化等により国内需要の拡大テンポが鈍化し、生産活動も次第に弱含みとなった。

このような経済情勢に対処して、政府は9月に公共事業の増大等8項目の経済対策等を決定し、日本銀行は8月、11月の2回にわたって公定歩合を引き下げるなど、機動的な経済政策を進めた。

以上のような一般経済の動向に関連して、林業経済の動向を概観すると次のとおりである。

(木材需要の動き)

(1) 木材需要の大宗をなす建築部門の動向をみると、着工新設住宅戸数は48年に191万戸と過去最高の水準に達した後、49、50年には一転して130万戸台に落ち込んだが、51年以降54年まで150万戸程度で推移している。

54年の着工新設住宅戸数は、公的資金による住宅建設が前年をわずかに上回ったものの民間資金による住宅建設が減少したことから、総数では149万戸(うち木造住宅は91万戸)と前年を4%下回った(木造住宅は5%減少)。しかし、1戸当たりの床面積が4%増加したことから着工新設住宅床面積では、これまでの増加傾向に続いて0.2%の微増(木造住宅は1%減少)となった。

55年に入ると、着工新設住宅戸数は、地価・建築費用が上昇したこと、実質所得が伸び悩んだこと、金融引締め基調の中で住宅ローン金利の引上げがあったこと等から、前年を下回って推移し、特に7月から11月までは前年同月に比べ20%以上の減少となり、年間では127万戸(うち木造住宅は75万戸)と第一次石油危機によって急激な減少をみせた49年

を下回る水準となった。また、着工新設住宅床面積も、1戸当たりの拡大傾向は続いているものの戸数の減少が大きかったことから、前年に比べ13%減と49年以來の落ち込みとなった。

住宅建設について特徴的な動きを45年と54年との比較でみると、(1)大都市圏における着工新設住宅戸数の全国に占める割合が64%から54%に低下していること、(2)家系住宅（持家及び分譲住宅）の割合が53%から71%に増加していること、(3)工新設住宅戸数の木造率は70%から61%に、同じく床面積の木造率は70%から65%にそれぞれ低下していることがみられる。また、55年の住宅建設の減少過程では、三大都市圏を中心に分譲住宅の割合が前年に比べ2.1ポイント増加していること、木造率が前年に比べ1.7ポイント低下していること等の動きがみられる。

我が国の住宅は、戸数では53年には世帯数を8%上回り、また1戸当たりの床面積も年々増加するなど、量的にも、質的にも改善されてきている。しかし、依然として三大都市圏を中心に、世帯数の18%が最低居住水準に達していない住宅に住んでいるという状況にあり、また、39%が現在の住宅に不満を有していることから、今後、なお安全で快適な生活を営める住宅の建設が必要となっている。

(2) 木材総需要量の約3割を占めるパルプ用材の需要先部門である紙・パルプ生産の動向についてみると、54年の紙・板紙の生産量は、景気が拡大する中で着実に増加し、紙が998万トン、板紙が788万トンと前年に比べそれぞれ7%、10%増加した。この結果、パルプの生産量は、54年には999万トンと前年に比べ6%増加し、49年に次ぐ高い水準となった。更に、55年に入っても活発な生産が続き、上期の生産量は、過去最高を示した48年を上回る勢いであったが、紙・板紙の需要が緩むとともに7月以降の生産量は減少している。

紙・板紙の原料をみると、近年、故紙、輸入チップ及び輸入パルプへの依存度が高まり、54年には3者で使用原料の73%を占めている。今後の安定的原料確保のため、故紙回収率の向上、国内原料供給体制の整備、海外における試験造林の実施、海外工場の建設等長期的視点に立って、紙・パルプ業界の原料確保に努める動きが強まっている。

(3) このような需要部門の動きを背景として、54年の用材、薪炭材及びしいたけ原木を合わせた木材総需要量（丸太換算）は、1億1,284万m³で前年に比べ6%増となった。このうち、用材の需要量は前年に比べ6%増加して1億979万m³、薪炭材の需要量は前年に比べ5%増加して94万m³、しいたけ原木の需要量は前年に比べ4%増加して212万m³となり、用材の需要量は景気の回復を反映して49年以來の数量に、また、32年以來減少を続

けていた薪炭材はわずかながら前年を上回る数量となった。用材の需要量の増減を用途別にみると、製材用5%増、パルプ用9%増、合板用2%増、その他用28%増といずれの部門においても前年を上回っている。

(4) 55年の木材総需要量は、2月以降一貫して住宅建設が低迷し、製材用材の需要が減少していること、また、年前半は増加したパルプ用材も年央以降紙・パルプの生産調整から減少に転じていること等から、各部門を合わせて年間を通じてみると、前年を下回るとみられる。

(木材供給の動き)

(1) 54年の木材(用材)総供給量(丸太換算)1億979万m³のうち、国産材の供給量は3,378万m³(林地残材51万m³を含む。)で前年に比べ4%の増加、外材は7,600万m³で前年に比べ7%の増加となった。この結果、54年の木材(用材)の自給率は、前年の31.5%から0.7ポイント低下して30.8%となった。

(2) 54年の木材(用材)供給量を国産材、外材別にみると、国産材は、輸入丸太価格の上昇が、木材価格全般を引き上げたことから、丸太の生産が活発に行われ、丸太生産量は前年に比べ3%増加して3,327万m³となった。

外材は、丸太の輸入量が前年に比べ5%増加の4,479万m³にとどまったものの、製材品の輸入量が産地国の事情もあって前年に比べ33%と大幅に増加して512万m³となった。また、木材チップ及びパルプの輸入量は、紙・パルプ生産の活発化に伴い原料需要が増大したことから、木材チップ1,500万m³、パルプ187万トンと前年に比べそれぞれ14%、10%の増加となった。

(3) 55年の木材供給についてみると、国産材は、上期には製材用、パルプ用とも前年を上回って供給されたが、下期には住宅建設の不振による製材品の需要低下と紙・パルプの生産調整による木材チップの需要低下とにより、減少傾向で推移している。

木材輸入は、丸太については、建築用の需要が減少する中でソ連材、南洋材は産地国の供給事情も加わって年初から前年を下回り、米材は年央まで高水準の輸入が続いたが、その後減少に転じている。一方、製材品については、8月まで米材を中心に前年の水準を大幅に上回り、木材価格下落の大きな要因となったが、9月以降は急減している。また、木材チップ及びパルプの輸入についても上期は前年を上回ったものの、下期は国内需要の低迷から減少傾向にある。

(4) 54, 55 年を通じた木材供給の特色は、製材品輸入の急増である。この期間、丸太輸入については、産地国における丸太輸出規制の強化等により、前年に比べ 54 年 5% 増、55 年 16% 減と低い水準であったのに対し、製材品輸入については、米材を中心に前年に比べ 54 年 33% 増、55 年 9% 増と大幅に増加し、我が国の外材製材品供給量（製材工場出荷量＋製材品輸入量）に占める割合も 50 年の 10% から 54 年の 17% に拡大している。製材品輸入は、木材需要の伸びが著しかった 48 年に急増し、50 年に減少した後、徐々に増加してきたが、54 年に入って我が国の木材市況が高騰した一方、米国内の住宅建設が不振であったため対日輸出意欲が高まったこと等により、米国、カナダからの輸入が大幅に増加したほか、南洋材も産地国の工業化政策等を反映して急増した。55 年に入っても、製材品は 8 月まで高水準の輸入が続き、住宅建設の不振で需要が急減している製材品の価格下落を加速した。

また、製材品輸入の最近の特色をみると、カナダからは我が国の需要者のし好に合わせた完成品の輸入割合が増加しつつあり、質的にも変化していること、また、南洋材製材品の輸入は増加傾向にあるので特惠関税枠は年度前半で消化されること等が挙げられる。

木材産地国が、いずれの国においても自国の資源をより有効に活用する観点等から丸太から製品への転換を輸出政策としているため、今後とも、製材品輸入の増加は続くものとみられ、合板も含めて我が国の木材加工業にとって大きな問題となっている。

（木材輸入を巡る動き）

(1) 我が国における木材の主たる輸入先は、東南アジア（インドネシア、マレーシア、フィリピン等）、北米（米国、カナダ）、ソ連であり、これらの国々は自国の国情に応じた輸出政策を展開している。

(2) 南洋材産地国は、資源の制約と国内の産業振興との観点から丸太輸出の規制と製品輸出の拡大に努めている。

インドネシアでは、丸太輸出の許可制を強化するとともに、国内向け丸太の低価格政策や、森林伐採権所有者に対する加工工場設置義務の賦課を厳格に実施してきており、55 年には、個別輸出枠についても丸太の国内供給実績を次期輸出枠発給の条件の一つとし、国内供給量と輸出量との割合を 3 対 2 から 2 対 1 にするなどの丸太輸出規制の強化を行った。

マレーシアのサバ州では、54 年に 70 以上あった輸出業者を 23 業者に整理するとともに、55 年には丸太輸出枠を 54 年の 1,000 万 m³ から 880 万 m³ へ削減するなど、輸出規制の強

化を図っている。

なお、サラワク州では、丸太の輸出規制策は採っていないが、55年には、丸太輸出税を5%から10%に引き上げている。

フィリピンでは、他の東南アジア諸国に比べて資源的制約が最も強く、51年から丸太輸出許可枠割当制を実施しているが、更に、53年からは造林の実施状況等環境保全に資した実績等を勘案して輸出枠を発給することとし、55年には造林義務を怠っている者に対して警告を発するとともに、10月まで新たな輸出枠の発給を停止するなど、丸太の輸出規制を一段と強めている。

(3) 米国では、54年には「輸出管理法」の一部改正を行い、連邦有林及び州有林からの米スギ丸太の輸出量を段階的に規制し、57年10月以降には全面的に輸出を禁止することとした。また、55年には、米国内での加工を促進するため丸太のまま輸出する業者に不利益を与えることを内容とした「国内木材供給保護法案（ウィバー法案）」が連邦議会に提出され、これは廃案になったものの、56年に入って再度丸太輸出規制を強める法案が提出された。米国内では住宅建設の不振から生じた木材産業の雇用問題を契機とした丸太輸出規制の動きが連邦レベル、州レベルともに強まっている。このような中で、米国側からの要望もあり55年10月には、我が国の米国産製材品の輸入について、日米双方の民間業者が話し合う場として「日米木材貿易促進委員会」が設置された。

カナダのブリティッシュ・コロンビア州では、我が国を安定的な市場と考えており、我が国の規格に合わせた製材品を積極的に輸出している。

(4) 日ソ間の木材貿易は、主として一般契約とK Sプロジェクトに関する基本契約によって行われている。K S契約は、第2次契約（50～54年）が終了したが、55年3月に第3次契約（56～61年）が調印された。54年から55年にかけてソ連材の輸入量は異例の減少をみており、ソ連側の事情としては、伐採、搬出、運搬に必要な労働力及び貨車の不足等があるといわれているが、必ずしも明確でない。

(5) 外材は我が国木材供給の7割を占めており、55年5月に改定した「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」によっても、今後当分の間、外材に多くを依存しなければならない状況にある。

しかし、木材輸入については、産地国において、資源的制約が強まっていること、丸太輸出を規制し製品輸出を拡大しようとする動きがみられること、我が国では、製材品を中心と

する輸入取扱業者数の増加等、輸入を巡る条件に変化がみられること、円相場の変動等価格の不安定要因が増えたこと等、我が国が必要とする木材の安定的輸入を進める上で問題は多い。このため、輸入丸太を加工する製材、合板工場では、原木の安定的確保、設備の過剰等の問題が顕在化しており、早急な対策が望まれる。

今後とも必要な外材を確保するために、産地国の動向、木材貿易を取り巻く国際情勢・国内林業・林産業への影響に十分配慮した秩序ある安定的な輸入が必要となっている。

(木材価格)

(1) 木材価格は日本銀行「卸売物価指数」(50年平均=100)の製材・木製品によると、53年10月から55年4月にかけて三度にわたって上昇し、55年4月には最高値を示した後下落に転じている。まず、53年10月以降、産地国の丸太輸出価格の高騰、海上運賃の上昇、円安への転換により輸入丸太価格が上昇したのをきっかけとして、木材価格は上昇を始め、更に54年5月以降、一時的な需給のひっ迫があったことから上昇の勢いを強め、10、11月にはやや下落したものの、12月から55年4月まで流通段階での在庫手当が積極化したため、三度目の上昇を示した。55年5月以降は、住宅建設が春以降前年同月の水準を大幅に下回ったこと、高値時に積極的に手当てした外材が大量に入荷したことから、一転して下落基調に変わり、10、11月には一時下げ止まったものの12月以降再び下落が続いている。

(2) 輸入丸太の価格は、53年10月から55年3月までの間に2.2倍に上昇し、その後10月までの間に30%下落した。価格の上昇過程ではラワン丸太が2.7倍の上昇で最も大きく、また、下落過程では値上がり時に米材に代替されたソ連材エゾマツ丸太の下落率が39%と最も大きくなっている。

このように、外材価格の変動が大きくなったのは、(1)入契約時(四半期ごとが多い。)と入荷時では国内需給の状況が変わったこと、(2)産地国の輸出政策、価格等の動向に国内需要が敏感に反応したこと、(3)相場、海上運賃等国内需給とは別個の動きをする価格変動要因が増大したこと等が挙げられる。

(3) 国産材価格をみると、丸太の価格は、輸入丸太価格の動きに連れて変動しており、55年5月には53年10月に比べ47%の上昇を示したが、55年10月現在、5月に比べ15%下落し、その変動は価格の上昇時、下降時とも輸入丸太に比べ小幅となっている。樹種ごとの価格変動をみると、資源的に限界がみえ、を加工する製材、合板工場では、原木の安定的確保、設備の過剰等の問題が顕在化しており、早急な対策が望まれる。

今後とも必要な外材を確保するために、産地国の動向、木材貿易を取り巻く国際情勢・国内林業・林産業への影響に十分配慮した秩序ある安定的な輸入が必要となっている。

(4) 合板価格は、原木価格の上昇、堅調な需要から 55 年 3 月には 53 年 10 月に比べ 79% の上昇を示した。このため、合板価格の安定を目的として、財団法人日本木材備蓄機構による備蓄合板の放出が 54 年 1 月と 6 月の 2 回にわたり行われた。しかし、55 年 4 月以降、価格は下落を示し、11 月には下げ止まったものの、再度下落し 56 年 1 月には 55 年 3 月に比べ 23% の下落となっている。

(5) 木材チップ価格は、景気の拡大に伴う紙・パルプ生産の増加と国際的なパルプ、チップ市況が引き締まったことにより、53 年 10 月から上昇を続け 55 年 8 月には 53 年 10 月に比べ 71% の上昇となった。

特に、北米産チップの輸入価格が 55 年 2 月に入って高騰したため、6 月から 11 月まで米国、カナダ産の木材チップについて、輸入貿易管理令による事前確認制度を適用して、輸入価格動向の早期は握に努めた。

(6) 53 年 10 月から 55 年 10 月にかけての木材価格の変動は、輸入丸太をはじめとする外材価格によって主導されているのが特徴的である。外材価格は、産地国の輸出政策、円相場、海上運賃等我が国の木材需給の動向と直接関連のない要因によって変動していることが多い。木材価格の大幅な変動は、代替品の進出、林業生産活動の停滞等、需要者、供給者双方にとって不利益をもたらしている。

木材価格の安定を図るためには、最近の木材価格の動向を踏まえて、木材の長期的需給見通しの下で、需要の平準化、需要に見合った安定供給、国産材の積極的な利用等を図ることが必要となっている。

(木材の流通加工)

(1) 54 年の木材販売業（小売業）の業況をみると、住宅需要が堅調に推移したことから製材品、合板とも販売が活発化したため、54 年度の売上高対営業利益率は前年度に比べ 1.3 ポイント上昇して 2.6% となった。

しかし、55 年に入って住宅建設活動の落ち込みから、木材販売量及び販売額が急激に減少したため、業況が悪化し、倒産企業が続出した。民間調査機関の調査によると、55 年の

木材・木製品販売業の負債金額 1,000 万円以上の倒産件数は、659 件で前年に比べ 164 件増加している。

(2) 製材業の経営状況をみると、54 年には好調な需要に支えられて生産・出荷量とも増加し、54 年度の売上高対営業利益率は、前年度に比べ 1.9 ポイント上昇して 2.4%となった。

しかし、55 年に入って、住宅建設の急減、輸入製材品の増加から製材業は深刻な不況に見舞われた。取り分け、米材、南洋材の製材工場は操業度の低下が著しく製材品価格の下落と相まって厳しい状況となった。木材・木製品製造業の負債金額 1,000 万円以上の倒産件数は、54 年の 272 件に対し 55 年は 308 件となり 36 件増加した。このため、8 月には「雇用保険法」に基づく雇用調整給付金支給対象の指定業種に、また 9 月には「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連特別措置の指定業種にするなどの不況対策を講じた。

今回の木材不況の特徴は、個別企業の経営不振のみならず、需要の停滞、丸太から製品へという外材の輸入動向の変化等に起因して、我が国製材業界に設備の過剰問題等基本的な問題を投げ掛けていることであり、長期的かつ構造的な対策が必要となっている。

54 年末の製材工場数（出力 7.5kW 未満のものは除く。）は、前年に比べ 253 工場減少して 2 万 2,541 工場となり、これまでの傾向に引き続き小規模工場の減少と大規模工場の増加がみられた。

また、国産材、外材別の製材工場数では、減少を続けてきた国産材専門工場がはじめて 223 工場増加し、逆に、増加してきた外材専門工場は 90 工場減少している。更に、製材用丸太の国産材、外材別の入荷量をみると、4 年ぶりに国産材のシェアが増大した。

(3) 合板製造業に対しては、49 年以降、構造的な不況に落ち込んだ中で、11 回にわたる不況カルテルの実施、農林水産大臣による事業活動規制命令の発動等各種の不況対策が実施されてきた。

しかし、53 年後半から景気の回復に伴い、建設工事等の拡大から、コンクリート型枠用合板を中心として需要の伸びがみられたため、業況は好転した。54 年度の合板製造業の経営状況をみると、売上高対営業利益率は前年度に比べ 0.7 ポイント上昇して 3.0%となり、前年度に引き続きプラスで推移している。

しかし、55 年春以降、需要が冷え込んだことから、市況は低迷し、単板、普通合板を製

造する小規模の企業の倒産が続出し、更に、56年に入って中堅規模の企業の倒産も発生するなど合板製造業は深刻な不況に落ち入っている。

(4) 合板の流通は、関連業者が中小規模のものが多いため、在庫能力が低いことから、製材品に比べ供給弾力性は低く、価格の大幅な変動を繰り返してきた。この変動に対処して、国民生活の安定及び関連業界の経営の安定を図るため、先物取引制度の導入が検討され、林野庁でもコンクリート型枠用合板（JAS製品）について、先物取引の対象商品としての適格性、先物取引を導入した場合の効用、問題点及び留意すべき事項について検討を行った。

(丸太の生産)

54年の丸太生産量は、前年に比べ3%増加して3,327万m³となり、近年では51年に次いで2度目の対前年増加となった。

これを針葉樹、広葉樹別にみると、針葉樹が2,122万m³、広葉樹が1,205万m³で前年に比べそれぞれ5%、1%増加し、特に針葉樹丸太の生産増加が目立っている。これはその主な用途である製材用材の需要が景気の回復に伴い堅調に推移したためである。

また、森林の所有形態別にみると、国有林が1,141万m³、公有林が209万m³で前年に比べそれぞれ4%、3%減少したのに対して、私有林は9%増の1,976万m³と大幅に増加したのが注目される。私有林の丸太生産量がこのように大きな伸びを示したのは、53年末からの外材価格に主導された木材全般にわたる大幅な価格上昇に刺激されたこと、また、その背景として資源的に商品化が可能な人工林が増えてきたこと等によるためと考えられる。

(特用林産物の生産)

特用林産物の総生産額は、国民の消費生活の高度化、多様化に伴い年々増加しており、54年には前年に比べ5%増加して2,820億円となった。

特用林産物はしいたけ等のきのこ類をはじめその種類が数十品目の多くに上るが、これらは、その大部分が農山村で生産されており、農林業を生活の基盤とする以外に有力な所得機会の少ないこの地域における重要な収入源として、農林家の経営の安定と所得の向上に大きく寄与している。

しかしながら、特用林産業の現状をみると、原木等の特用林産資源の確保、生産基盤及び供給体制の整備等がまだまだ不十分な状況にあり、また、品目の中には海外産品との競合や需

要が伸び悩みの状態を示すものもあるなどから、今後は、需要動向の的確な把握と需要の開発を行うとともに特用林産資源及び路網等生産基盤の整備並びに流通、加工の近代化を推進し、生産・流通体制を総合的に整備していくことが重要となっている。

(造林の動向)

人工造林面積は、36年度の41万5,000haを戦後2度目のピークとして以降44年度を除き毎年度減少してきたが、特に45年度以降は急激な減少を示し、54年度は前年度に比べ7%減少して17万8,000haとなった。これを、造林を行った主体別にみると、私営は前年度に比べ15%減少して7万8,000ha、公営は横ばいで5万4,000ha、国営は3%増加して4万6,000haとなり、私営が前年度に引き続き10%を超える大幅な減少を示している一方、公営、国営は再造林の伸びに支えられてそれぞれ横ばい、微増となった。

大幅な減少を続けている私営造林のうち、その8割を占める拡大造林は、近年、減少の度合いが顕著となっている。その要因としては、(1)造林、保育費の大幅な上昇と立木価格の低迷等による造林意欲の減退、(2)農林家の家族労働力の減少、(3)造林対象地の立地条件の悪化、(4)広葉樹生産を志向した天然林施業への動き等が挙げられる。

また、拡大造林面積の減少は特に人工林化の進んだ地域で著しく、これらの地域では、造林適地の減少や保育部門への資金、労働力投入の傾斜等にみられるように、森林整備の重点が、拡大造林による資源改良の面的拡大から保育を中心とする資源内容の質的充実へと移行している。

このような状況の下で、将来にわたって優良な森林資源を造成していくためには、能率的、省力的な施業を可能とする林道、作業道等の整備、造林及び保育事業の集団的、計画的な実行、林業(造林)公社、森林開発公団等の行う公営造林の拡充等造林、保育を総合的、組織的に推進する施策の充実が必要であるとともに、地域によって森林の整備状況が異なっている現状にかんがみ、それぞれの地域の資源状況、特質に応じた施策の推進が重要となっている。

(間伐の実行)

戦後、積極的に造成された人工林は、近年、逐次間伐期に到達しており、56年3月末現在におけるこれら間伐対象林齢(IV～VII齢級)の森林面積は、およそ460万ha(うち私・公有林390万ha)に達し、このうち私・公有林について緊急に初回間伐を要する森林面積は193万haと見込まれている。

このような間伐対象森林の増大に対し間伐の実施状況をみると、間伐実行面積は年間約12万ha（うち私・公有林10万ha）にすぎず、間伐の停滞が続いている。

この要因としては、(1)間伐対象森林が小規模、分散的であり、主伐材に比べ生産費が割高になるとともに販売価格が安いなどから多くの間伐（特に若齢級の間伐）が採算ベースに乗らないこと、(2)生産から流通、加工に至る間伐材の供給パイプが細く、その担い手が弱体であること、(3)森林所有者の多くが間伐に対する十分な知識、技術を有していないこと等が挙げられる。

間伐が停滞し、その促進が課題となっている中で、鹿児島県のある地域では、林業研究グループを中心とした林業協業体が「集落ぐるみ」の運動として間伐実行を定着させて成果を上げている。また、このほか、森林組合等が小径木を取り扱う共販所（原木市売市場）を設け、地域内の間伐材を集積し安定供給を行うことによって需要に結び付けている事例や森林組合、製材業者等が結束して間伐材の商品化に取り組んでいる事例等、生産から流通、加工にわたる各分野で間伐を促進する新たな動きがみられる。

（森林の被害）

近年、著しく増大している松くい虫（マツノマダラカミキリ）が選ぶマツノザイセンチュウによる被害は、54年度には、その被害範囲が北は岩手県から南は沖縄県まで全国43都府県に及んでおり、被害材積は、前年度の異常な被害発生の影響等もあって、対前年度比17%増の243万m³とこれまでの最高を記録した。しかしながら、55年度の被害材積は9月末現在で前年度同期を33%下回る約100万m³となっている。

松くい虫被害の増大に対処するため現在、「松くい虫防除特別措置法」等に基づき、特別防除（薬剤の空中散布）、被害木の伐倒駆除及びチップ材等への利用促進、被害跡地の復旧造林等の総合的な被害対策が実施されているが、今後、被害を終息させるためには、森林所有者等の自主的な防除活動の助長と相まって、これらの対策の拡充・強化が重要となっている。

また、55年12月下旬から56年初にかけて、東北、北陸地方を中心に大規模な雪害が発生している。

まず、55年12月下旬には、福島県、岩手県、栃木県等の東北、北関東地方の太平洋側を中心に大型低気圧の通過に伴う暴風雪により、更に、55年12月末から56年初にかけては、

福井県、石川県等の北陸地方を中心とする日本海側の豪雪により、造林木の倒伏、折損等の被害が顕著となっている。

これらの雪害の状況は、かつて大きな被害の発生をみた 38 年、43 年の豪雪被害をも上回るものと見込まれており、被害森林の復旧が課題となっている。

(森林資源の整備)

(1) 我が国の森林資源の現状をみると、51 年 4 月 1 日現在、森林面積 2,526 万 ha の 37%に当たる 944 万 ha が人工林であるが、人工林の内容は 20 年生以下の幼齢林が全人工林面積の 70%を占め伐採の対象となり得るものが少なく、我が国の森林資源は総じて育成途上にある。我が国の森林資源は今後とも積極的に整備していかなければならないが、その整備に当たっては、極めて長期間を要することから、長期的な森林資源整備の基本的方向を明らかにし、これに基づいて進めていく必要がある。

このため、55 年 5 月、我が国経済が高度成長から安定成長へ移行する中で森林資源整備を巡る諸情勢の変化に対処し、経済社会の発展の方向に即応するよう、48 年に策定した「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」を全面的に改定した。新しい計画では、①しいたけ原木林の拡充等天然林施業を推進することとした結果、将来の人工林面積を減少させたこと、②将来の森林面積について、国土利用計画（全国計画）における森林の目標面積と整合を図ったこと、③拡大造林の終了年度を延伸したこと等を内容とする改定を行った。また、この改定に伴い、55 年 10 月に全国森林計画についても所要の変更を行った。

(2) 森林資源の整備・充実を図っていくためには、森林計画制度に基づく適切な森林施業を計画的に推進していくことが必要である。このような観点から、私・公有林について森林施業計画制度が実施されており、55 年 3 月末現在の森林施業計画の認定面積は私・公有林面積の約 55%に達しているが、なお今後とも、その積極的な普及を図ると同時に、森林施業計画の着実な実行を確保することが重要な課題となっている。

また、森林・林業及び山村の果たすべき多面的な機能の維持・増進と林業生産活動の活発化を図るため、森林計画制度と併せて、市町村が主体となって林業振興のための計画を策定し、森林・林業施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが重要となっている。

(林道の整備)

林道は、林業経営の近代化及び森林資源の整備・充実による水資源のかん養等森林のもつ公益的機能の高度発揮のために欠くことのできない施設であるとともに、地域産業の振興と住民の福祉の向上に大きな役割を果たしている。

新しい「森林資源に関する基本計画」においては、林道の整備目標を26万7,000kmから27万4,000kmに増加させるとともに、その開設進度を10年延伸し昭和100年度に終了することとしている。

54年度の林道開設量は3,332kmで全国森林計画において定める開設計画量に対して約6割と低い水準にあり、また林道の開設延長は55年3月末現在9万5,331kmで新しい林道の整備目標の35%であり、今後開設量を確保することが重要な課題となっている。

一方、作業道は、開設費が低廉であること、丸太生産・育林コストを軽減する機能を有すること等から、その開設が近年増大する傾向にある。

(林業労働力の動向)

林業労働力の動向についてみると、林業就業者数は、40年代後半から毎年20万人を中心に前後2、3万人の増減で推移しており、54年が18万人、55年が19万人で、これまでと同様の傾向を示した。

また、林業就業者の年齢構成割合をみると、40歳以上の就業者が43年の55%から54年の80%に増加し、逆に15歳以上29歳以下の就業者が14%から6%に減少しており、高齢化の進行が著しい。高等学校新規学卒者の林業への就業者数も、54年には43年の約3分の1に落ち込んでいる。このように林業就業者は特に若年層が少なくなっていることから、若年労働者に対して林業技術等に係る教育等を行うことにより、基幹的労働力の養成確保を図ることが必要となっている。

一方、林業労働の季節性から農業等との兼業労働力への依存度が依然として高いため、今後とも、就業の計画化、就業者の組織化等を図って兼業労働力を確保することも重要となっている。

次に、林業労働者の福祉の向上とその安定的確保を図るため、53年度から林業従事者中小企業退職金共済制度適用促進対策を実施してきたが、既に林業に係る特例的退職金共済制度確立のための要件を満たす状況にあり、この制度の発足が望まれている。

(経営体の動向)

(1) 我が国の林業経営は、個人（世帯）、会社、社寺、共同（共有）、地方公共団体、国等様々な林業事業体によって行われている。

農林水産省「1980年世界農林業センサス」によって55年の林業事業体数（保有山林面積0.1ha以上）をみると、林家（世帯である事業体）は253万1,000戸で、このうち農業を営む世帯で山林を保有している農家林家が198万1,000戸、農業を営まない世帯で山林を保有している非農家林家が55万戸となっている。また、林家以外の事業体（国、都道府県及び特殊法人を除く。）は29万9,000で、このうち共同が16万6,000、慣行共有が6万2,000、社寺が3万1,000、会社が2万8,000、各種団体・組合が9,000、その他が3,000となっている。過去20年間の林業事業体数の変化をみると、林家は、35～45年の10年間に5%減、45～55年の10年間に2%減と35年以降減少を続けているものの、その動きは近年鈍化している。林家のうち、農家林家は、35～45年の10年間に10%、45～55年の10年間に13%とそれぞれ大幅に減少したのに対し、非農家林家は、35～45年が1.8倍、45～55年が1.9倍とそれぞれ増加している。

林家以外の事業体は、35～45年が1%増、45～55年が2%増といずれも増加しており、林家と対称的な動きとなっている。林家以外の事業体のうち、その数が35年以降一貫して増加しているのは、会社、共同及び各種団体・組合で、特に会社の増加が著しく、一方、減少しているのは慣行共有である。

また、55年の私有林の山林保有者を在村・不在村別にみると、私有林面積のうち不在村者が保有する面積の割合は、19%（265万ha）となっており、これを45年と比べると4ポイント（53万ha）増加している。

(2) 林業事業体数の約9割を占める林家について保有山林規模別にみると、89%に当たる224万2,000戸が5ha未満の零細な林家で占められ、5～20ha層の林家が23万9,000戸、20ha以上の林家が5万戸となっており、各規模別の構成は45年に比べて大きな変化がない。

林家の主業を農家林家と非農家林家別にみると、農家林家の主業は、農業が40%を占め、次いで恒常的勤務が39%、日雇・臨時雇が10%となっており、45年に比べると農業の減少、恒常的勤務の増加が目立っている。

一方、非農家林家（保有山林面積1ha以上）の主業は、林業以外の自営業が52%、恒常

的勤務が40%を占め、45年に比べ恒常的勤務の増加が著しい。

このように、林家の林業経営は、農業、恒常的勤務等の兼業として行われるのが一般的であり、林業を主業とするものは1万5,000戸と少ない。

次に、林家（保有山林面積1ha以上）のうち、人工林をもつ林家数の割合は55年には全体の83%でほぼ45年並みの割合となっているが、このうち人工林率80%以上の林家数は33%に達し45年の24%から大幅に増加しており、この間の拡大造林の進展がうかがわれる。

(3)林家の54年度の経営動向を保有山林規模5～500ha層の林家についてみると、1戸当たりの林業所得は、木材価格の上昇に伴う立木販売及び丸太生産による収益の増加、材料費及び請負わせ料金の減少等から、前年度に比べ17万円増加して49万円となった。林業所得は、48年度から49年度にかけて減少し53年度まで30万円前後ではほぼ横ばいを続け、54年度には増加をみたものの48年度に比べ43%増にとどまっている。

また、20～500ha層林家の林木蓄積増減額の評価を加えた林業採算所得は、54年度には48年度に比べ1.9倍で、同期間における全国平均の勤労者1世帯当たりの年間収入が2.0倍となっているのとほぼ同様の伸びとなっている。しかしながら、林木蓄積額に評価されている林木は総じて育成途上にある若齢級が多く当面は実質収入が期待できないこと、更に近年、木材価格の伸びに対して伐出、造林等の費用の増こうにより林業経営費が増大傾向にあること等から、林業経営は厳しさを増している。

このことは、林業の有力な担い手である林家の経営意欲を減退させ、伐採、造林等の林業生産活動を停滞させる大きな要因となっており、ひいては森林のもつ各種の公益的機能に重大な支障を及ぼすことがおそれられる状況をもたらしている。このため、林業施策の充実をはじめ、農業の振興、生活環境の整備等を含めた対策が重要となっている。

(4) 森林組合についてみると、経営基盤の拡充を目的とする合併が促進され、組合数は55年3月末現在1,989組合で前年に比べ26組合減少した。

53年度の森林組合の主要事業の実行状況をみると、人工造林面積は前年度に比べ1%減の6万9,000ha、保育面積は前年度に比べ75増の62万ha、丸太生産量は前年度に比べ3%減の223万m³で、これらが私・公有林に占める割合は、人工造林面積で47%、丸太生産量で9%となっている。また、これらの事業の実行を担っている作業班員についてみると、近年、班員数は横ばい傾向にあったが、53年度には前年度に比べ4%増の6万人となった。

(国有林野事業とその経営改善)

(1) 国有林野事業は、国民経済及び国民生活の上で、それぞれの時代の要請にこたえて、(1)林産物の計画的、持続的な供給、(2)森林の公益的機能の発揮、(3)農山村地域振興への寄与等の役割を果たしており、更に今日及び将来にわたって国有林野事業がこれらの使命を果たしていくことが重要となっている。

しかしながら、国有林野事業の経営状況は、近年、伐採量の制約、管理部門の相対的過大等により、連年多額の損失を計上するなど厳しさを増し、このまま推移するならば国有林野事業は、本来果たすべき使命の達成が困難となるおそれが生じている。

このような状況に対処して、国有林野事業の経営の健全性を確立するため、53年に「国有林野事業改善特別措置法」が制定され、これに基づいて「国有林野事業の改善に関する計画」を定め、国有林野事業の経営改善に必要な基本的条件の整備を推進していくこととなった。

(2) 「国有林野事業の改善に関する計画」に基づいて53、54年度に実施した経営改善の主な進展状況をみると、次のとおりである。

(1) 林業生産基盤の整備については、48年に定めた「国有林野における新たな森林施業」に配慮しつつ、53、54年度における造林及び林道開設を、一般会計からの繰入金及び資金運用部からの長期借入金の導入を得て着実に実施した。

(2) 事業実行体制については、非能率な直ようの廃止を含む現場作業の能率向上、従来丸太生産において請負が行われていなかった3営林局・営林支局への請負の導入を含め、企業的能率性尺度に基づいた請負事業体の活用等を図っている。

(3) 直ようの労働生産性の向上を丸太生産についてみると、リモコンチェーンソーの開発、導入等振動障害の防止に関連する技術が進んだこと、作業仕組みの改善及び現場作業管理の改善に努めたこと等により逐次改善され、54年度の1人1日当たりの生産量は、51年度に比べ14%増の1.30m³となった。

(4) 要員規模の適正化については、高齢職員の勧奨退職の促進と新規採用の抑制により、定員内職員数を52年に比べ55年には2,800人減とし要員の縮減を図った。

(5) 組織機構の改善合理化については、53年度において北海道の5営林局を1営林局4営林支局に再編整備するとともに、北海道以外の地域において9営林署の統廃合を行った。また、営林署の課、事業所等についても53、54年度に事業の実態に即して統廃合を行った。

(3) 以上のように国有林野事業の経営改善は、国有林野事業の自主的改善努力に加えて一般会計からの繰入金及び資金運用部からの長期借入金の導入を図り、計画的かつ着実に進めている。しかし、依然として損失が発生する財務状況にあること、職員の年齢構成が著しく高齢層に片寄っていること等経営条件は厳しさを増している。

このような中であって、国有林野事業が国民経済及び国民生活に果たすべき役割を適切に発揮するためには、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、自主的な経営改善を一層推進するとともに財源措置の拡充を図り、経営の健全性を確立していくことが急務となっている。

(山村と森林・林業)

山村は、林業生産の主要な基地であるとともに、林業従事者の大部分が生活を営む場でもあり、山村と森林・林業は密接かつ相互規定的な関係にある。

これらの山村地域は、今日、過疎化の進行、主要産業である林業の停滞、生活環境基盤整備の立ち後れ等地域社会の維持、発展を図る上で難しい問題を多く抱えており、これらが林業経営の安定化と林業従事者の定着化を阻害する大きな要因ともなっている。

このような山村の振興には、地域に膨大に存在する森林資源を有効に活用していくことが基本的に重要であり、これを通じて、(1)農林家の経営基盤の確立と所得の安定化、(2)林業生産活動の活発化及び特用林産物生産の推進による就業機会、所得機会の増大、(3)木材等林産物の流通、加工業の育成等を図ることが必要であるとともに、立ち後れのみられる生活環境基盤の整備を促進する必要がある。また、森林を媒体としたレクリエーション事業や成林途上の人工林を対象にした分収林の設定等に見られるように、都市の活力を山村に導入するための試みも、それぞれ地域の特性に応じつつ推進していくことが必要となっている。

(国民生活と森林の公益的機能)

(1) 森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、(1)山崩れ、洪水等の災害

を防止する国土の保全，(2)水資源の確保に資する水源のかん養，(3)レクリエーション等保健休養の場の提供，(4)貴重な植物の自生地及び野生鳥獣の生息場所を提供するなどの自然環境の保全・形成等多様な公益的機能を有しており，両機能の総合的な発揮を通じて国民生活に深く結び付いている。

また，近年，山地災害発生危険性の増大，水需要の増大，都市及びその周辺的生活環境の悪化等から森林のもつ公益的機能の発揮に対する要請が一段と高まっているため，積極的に治山事業を実施するとともに，公益的機能の特に高い森林を保安林に指定して整備を図っており，55年3月末現在の保安林面積は全国森林面積の約3割に当たる726万haとなっている。

(2) 最近の水需要は，大都市では人口増加率の低下や家庭・企業の節水，水使用合理化の進展等により鈍化の傾向にあるものの，大都市周辺部及び地方都市部では人口の増加等により，また農山村部では水道の普及等により増加しており，水使用量は全国的にはなお漸増傾向にある。

我が国の降水量は多いものの，(1)河川が短く急勾配なこと，(2)人口が多く1人当たりの降水量が少ないこと，(3)降水が季節的に偏っていること等水の利用にとって厳しいものとなっており，降水を土じょう中に貯え，下流域の急速な増水を防ぎ，貯えた水を徐々に河川に流出させる森林の働きは，水資源確保上で重要な役割を果たしている。

このため，水資源のかん養上特に重要な森林539万ha（森林面積の約2割）を水源かん養保安林に指定し，適切な施業を確保するとともに活力ある森林を造成し，水源かん養機能の維持向上を図っている。

(3) 森林のレクリエーション的利用の状況をみると，近年，都市化の進展，余暇時間の増大，自動車の普及，道路網の整備等から森林を対象とする野外レクリエーション活動が活発化してきている。

このような森林のレクリエーション的利用の増大は，森林の所在する山村地域に新たな所得機会を生み出し，過疎化が進む山村に定住化を促進するとともに，自然を媒体とした山村住民と都市住民との結び付きを深めている。

また，小・中学校を通じた森林・林業教育の充実は，児童生徒に森林，林業，自然，緑化等の重要性についての認識を高めさせ，その健全な心身と豊かな情操を養うことから，林間学校等森林を場とした各種の野外教育が活発になっている。国有林においても，小・中学生

を対象に、自然に触れながら森林の生態、森林の役割等を学ぶ森林教室、みどりの教室等が地域の特性を生かしながら全国各地で開かれている。

更に、都市の若者が、森林・林業のもつ意義、労働の尊さ、地域文化の重要性を体験的に認識するための「草刈り十字軍」等の野外活動が活発になりつつある。

(4) 保安林等以外の森林における無秩序な開発を規制する林地開発許可制度の運用状況をみると、許可面積は、51年度以降年々減少しており、54年度には7,410haで50年度に比べ4割減少し、なかでも「ゴルフ場の設置」の減少が目立っている。一方、開発が増加しているのは「土石の採掘」で、特に都市圏の増加が著しい。

(5) 以上のように、森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるためには、通常的林業生産活動による森林の造成・改良・維持等に加えて、特別な森林施業及び森林管理が必要であり、このため多額の費用が必要となっている。

このため、水源かん養機能については、近年、その効果を受益する地域の地方公共団体等が費用の一部を負担する事例が増えつつある。

また、森林のレクリエーション的利用については、山菜採取等森林をレクリエーションの場として利用する場合のゴミの始末、山火事の警防等について、従来森林所有者等地方の負担で行われてきたのに対して、近時、このような森林管理の費用を入林者も負担する例が見受けられる。

公益的機能に関する受益者負担については、林業者、受益者双方の調整が図られた適正かつ合理的な費用負担の在り方を明確にすることが必要となっている。

II 木材需給構造の変化と流通加工部門の対応

木材の流通加工部門は、国民生活の基礎資材である木材の供給という役割を担うばかりでなく、全国各地域において、地域経済社会の維持、発展を支える重要な産業となっている。取り分け、徐々に成熟しつつある国内森林資源をどう活用し、これを最終需要にどう結び付けていくかという見地から、この部門の健全な発展が不可欠であり、また、このことが林業生産活動の活発化を促し、森林資源の整備につながるという点で極めて重要である。

この部門は、高度経済成長期において需要の拡大が続くとともに、これに対応して木材の輸入が容易であったため、外材工場を中心に比較的恵まれた経営環境にあったといえよう。

このため、他の産業分野に比べて企業体質の強化や流通システムの改善という面が不十分なまま、第一次石油危機以降の経済社会の変化の下に置かれている。

我が国経済社会の高度成長から安定成長への移行に伴い、後に述べるように、木材需要が伸び悩むとともに住宅建設・販売面に質的な変化が生じている。また、供給面においても、木材輸入の不安定性が増大している一方で、徐々に成熟している国内資源がいまだ十分に活用されていないという状態にある。

このような需給両面における構造の変化は、流通加工部門に甚大な影響を与えずにはおかない。第 I 章に述べた 55 年における住宅建設の大幅な減少や製材品輸入の急増がもたらしたこの部門における倒産や転廃業の続出は、この部門の再編への前触れともいえよう。

以上のような観点に立って、40 年代後半以降の木材需給構造の変化とその中における木材流通加工部門を巡る問題及び対応とを明らかにし、我が国における木材流通加工の今後の方向について考えてみよう。

1 木材需給構造の変化

(1) 需要面の変化

48 年の第一次石油危機を契機とする我が国経済社会の変化の中で、木材需要については、かつてのような需要の伸びがみられなくなるとともに、住宅建設・販売面に様々な質的变化が生じ、これが木材流通加工部門に、ひいては木材需要そのものに影響を及ぼし始めている。

まず、木材需要の量的変化についてみると、35 年から 48 年までの間、木材需要量(用材)はほぼ連年増加を続け、48 年には 35 年の 2.1 倍に当たる 1 億 1,760 万 m³ に達したのに対し、49 年以降は減少ないし横ばいを続け、54 年の需要量は 48 年の 93% の 1 億 980 万 m³ になっている。

このような木材需要の減少ないし横ばいをもたらした大きな要因は、住宅建設及びパルプ生産動向の変化である。

製材品及び合板の需要の大宗を占める住宅建設の動向をみると、高度経済成長期において着工新設住宅戸数はほぼ一貫して増加を続け、48 年には 191 万戸と最高水準を記録したが、49、50 年には一転して 130 万戸台に減少した。その後、51～54 年は積極的な住宅建設政策の実施もあって、150 万戸台に回復したものの、55 年には再び 120 万戸台に減少し

ている。この間、1戸当たりの着工床面積は48年の77m²から55年の94m²までほぼ一貫して増加しているものの、55年の着工新設住宅戸数の落ち込みはこれをはるかに超えるものとなっている。

また、住宅建設の木造率は、40年代前半には着工新設住宅戸数の70%を超えていたが、最近では60%を割るほどに低下するとともに、木造住宅においても単位当たりの木材使用量は、非木質系新建材の進出が著しいことから低下が目立っている。

以上のような動きに加えて、我が国の住宅事情が53年には空家数が268万戸（空家率8%）に達するなど量的にはかなり充足されていること、世帯数の増加が鈍化したこと等から、住宅建設部門における木材需要は、中期的にはかつての高度成長期にみられたような大きな伸びは期待できないと考えられる。

パルプ生産については、その需要の大部分を占める紙・板紙の生産動向に大きく影響を受ける。紙・板紙の生産は高度成長期において急増し、48年には1,600万トン、49年には1,560万トンを記録したが、50年には1,360万トンに落ち込んだ。その後、51年には49年の水準に回復し、54年には1,790万トンに増加している。しかし、木材需要に直接関連するパルプの生産は、故紙利用及び輸入パルプが増加したため、紙・板紙生産の増加に伴わず54年に至ってようやく49年の水準に回復したにとどまっている。

次に、近年、住宅の需要・建設・販売面で様々な質的变化がみられ、これが木材流通加工部門に種々の影響を及ぼしつつある。

これには、第I章で述べたように三大都市圏において着工新設住宅戸数及び全国に占めるその割合が減少していること、持家系住宅の建設が増えていること等のほか、

(1) 建替え住宅や新設以外の増改築の割合が増加している。例えば、住宅金融公庫を利用した者の建替え率は、47年度の18%から55年度上期には33%となっており、新設以外の増改築も54年には45年の2.6倍に当たる21万件となっている。

(2) 建設に必要な資金をローンに依存している割合が高まっており、個人住宅の建設に占める借入金の割合は、44年度の44%から54年度には66%となっている。

(3) 建替え住宅の需要が増加していること、三大都市圏の新規の宅地供給量が減少してきたこと等から大型団地での建設が減少している。

(4) 大手住宅産業は、着工戸数全体が減少する中で大都市を中心にプレハブ工法、枠組壁工法の建設部門で堅実な動きをみせているほか、在来工法住宅建設部門にも進出し始めている。

このような住宅建設・販売を巡る事情の変化から、住宅建設の地域的分散がもたらされているとともに、住宅を販売するに当たって金融面への配慮、中古住宅の下取り・販売等の多面的な機能が要求されるようになってきている。上述の大手住宅産業の動きも、これら多面的機能の要求に大手住宅産業が積極的に対応していることによるものとみられる。このような変化は、これに原材料を供給する木材流通加工部門にも後述するような様々な影響を与えている。

以上のような住宅建設・販売面の質的变化は、我が国経済社会の変化に深く根ざしているものが多く、今後とも当分の間続くことが考えられる。

(2) 供給面の変化

木材需要の増大時、国産材の供給は42年を境として減少を続けたのに対し、外材の供給は増加を続け、木材需要がピークを示した48年の自給率は35.9%になった。49年と50年には国産材、外材とも減少したが、その後需要が横ばい傾向を続ける中で、国産材の減少が大きく、54年の自給率は30.8%と一段と低下した。このような状況の中で、国産材、外材双方の供給を巡って近年、これまでとは異なった動きがみられるようになってきている(図II-1)。

木材輸入は、48年の7,540万m³(丸太換算)をピークとして、50年には、6,180万m³まで減少した。その後、54年には再び7,600万m³となっているものの、近年、かつてのような輸入量の急激な増加はみられなくなっている。

このような輸入量の動きの中で、かつて輸入量の80%前後と圧倒的な割合を占めていた丸太の輸入が、最近では60%を割るまでに低下し、これに代わって製品の輸入が増加している。しかし、製品の中でも量、割合ともに年々増加してきた輸入チップのように、近年その供給を巡る環境が次第に厳しくなっているものもある。

更に、最近の木材輸入には、国内の需給動向に適切に対応しない輸入が増え、木材需給に好ましくない影響を与える例がみられるようになってきている。

以上の外材供給の変化は、次のような木材輸入を巡る諸情勢の変化によることが大きい。

まず、産地国における木材輸出事情の変化がある。

世界の森林資源は、長期的には開発途上国を中心にかなり減少すると予想され、今後、世界の木材需給は次第にひっ迫の度合を強めていくとみられる。このような世界的な森林資源事情を背景に、産地国ではそれぞれの資源事情、経済発展の段階等に応じ、国情に沿った木材輸出政策を行っているが、総じて近年、各国とも資源の有効活用と国内の雇用機会の拡大を目的として、丸太の輸出を抑え、製品の輸出を増大させようとする動きが顕著になってきている。55年5月には米国から製材品による木材輸入を強く求められ、また、インドネシアでは、丸太の輸出規制の強化により、輸出用丸太と国内加工用丸太に価格差が生じ、安い国内加工用丸太から生産された製品が輸出に向けられている。

一方、我が国の木材輸入の担い手が変わってきているということがある。

木材の輸入は、かつて輸入量が年々増加していた時期においては、豊富な資金を有し、産地国での情報収集等に優れ、国内での販売力をもつ総合商社が中心となって行われ、49年の丸太及び製材品輸入量に占める総合商社10社のシェアは66%に及んでいた。

しかし、近年は、中小商社、木材販売業者、製材業者等の参入が著しく、木材輸入業者数は49年の196社から54年の282社に増え、54年には総合商社の輸入量のシェアは45%に減少している。このような傾向は、米材について、リスクの多い立木買いが少なくなったこと、小口取引の可能な製材品輸入が増大したこと等、南洋材について、外国系企業による森林伐採権が得難くなり、開発輸入方式から現地シッパーから買い入れる方式へと輸入方式が変わってきたこと等と深く関連したものとみられる。

また、石油危機以後の金融緩和期から国内の輸入信用状が容易に開設される傾向になったこともこのような動きを促進している。

国産材の生産は、総量では48年の4,160万m³から54年の3,330万m³へ減少してきたが、樹種別にみると、人工林の代表的樹種であるスギ・ヒノキの生産量は最近ほぼ横ばいで推移し、木材価格の上昇が著しかった51年、54年の生産量は前年をそれぞれ4%、6%上回り、40年代の減少一途の動向とは異なる動きをみせている。

このような背景には、国産材供給の基盤となる森林資源が戦後の拡大造林地の成長により、その齢級構成も既に間伐を必要とするIV齢級を中心とした「団塊」が構成されているように、次第に充実してきたことがある。特に、造林木の成長が良好な四国、九州等の地域

においてこれら人工林の成熟が進んでいる。

2 木材流通加工部門の当面する問題点

木材の流通は、丸太・製品別あるいは国産材・外材別にそれぞれ違いがあり、更に地域による違いも加わって一般に複雑、多岐にわたり、また、流通加工の担い手も零細な業者が多い。

流通の担い手をみると、素材生産業者（2万1,150）、森林組合（木材販売を行っている森林組合974）、木材市売市場（548）、木材販売業者（主として卸売を行う者4,295、主として小売を行う者1万2,459）、木材センター（61）、輸入業者（木材輸入を行っている商社等282）等多数に及び、このほか製材業、合板製造業等も自ら販売を行い流通の一翼を担っている。

また、加工の担い手をみると、製材業（2万2,541工場）、合板製造業（654工場）、木材チップ製造業（6,618工場）のほか集成材製造業、削片板製造業、木材薬品処理業等広い範囲に及んでいる。

前述のような木材需要及び供給を巡る情勢の変化の中で、木材流通加工及びその担い手が当面する問題点には次のようなものがみられる。

(1) 加工部門

木材加工部門は、木材需要の増大時には「作れば売れる」状態にあったこと、必要な外材丸太を「欲しいだけ」入手できたこと等から外材工場を中心に比較的恵まれた経営環境の中にあっただけいよう。このため、零細で弱体なものが多い企業体質が改まらないまま今日に至り、最近の木材需給構造の変化に適切な対応ができず、非木質系新建材や輸入製品の進出を許すとともに、減少した需要を巡って過当競争を引き起こしている状況もみられ、厳しくなってきた経営環境を一層暗くしている。

また、木材需要の伸び悩みとこれに伴う価格の低迷の下で、住宅建設・販売面にみられる様々な質的变化が流通・加工部門に影響を与えているという動きもみられ、大都市を中心に住宅販売に要求される金融面への配慮等の多面的機能を十分に果たし得ない零細な大工・工務店を末端とする複雑、多層的な伝統的流通経路に連なる加工部門の経営状況がより悪化しているきらいがある。

まず、製材部門は、出荷量が48年の4,530万m³をピークとして54年の3,960万m³へ13%減少し、生産活動の停滞が目立っている。このような中で、一部では省力機械や高次加工設備の導入等により厳しい環境を乗り切ろうとする動きがみられるものの、総体としては合理化が不十分な状況にある。また、同期間に工場数は6%、従業員数は19%それぞれ減少しているが、出力数は逆に15%増加しており、生産設備は依然としてピーク時の規模を有しているとみられ、設備の過剰感が否めない。更に、従業員の高齢化等労働力の劣弱化もみられる。

特に、高度経済成長期に臨海部の木材工業団地に建設された大規模な専門工場を中心とする南洋材工場と米材工場においては、55年に入っての需要の急減と製材品輸入の増大から操業度の低下を余儀なくされ、スケールメリットを生かすことが困難になるとともに、多額の設備投資が重荷となるなど一段と深刻な情勢にある。また、産地国の安価な国内加工用丸太から生産された製材品の輸入は、これら工場の業況を一層厳しいものとする要因となっている。

一方、国産材工場は、依然として規模の零細性がみられるとともに、その立地についても資源の充実を背景とする国産材供給の新しい動きに適應していないという問題がある。国産材工場は、これまでどちらかといえば先進林業地周辺に数多く所在し、早急に間伐と間伐材の利用を進めることが必要となっている新興林業地等においては手薄な状況にある。

次に、合板製造部門についてみると、この部門は特に市況による変動の激しい部門であり、50年から52年にかけての不況期には多数の休廃業を出している。54年には出荷量が13億2,950万m²（実面積）と過去のピークであった48年の生産水準近くまで回復はしたものの、55年下期から極度の需要減退による操業度の低下がみられ、再び経営不安を招いている。合板業界は、49年以来11回に及ぶ生産調整を内容とした不況カルテルを結成し、53年からは設備廃棄等を内容とした構造改善対策事業を実施するなど各種の不況対策を行い、一応の成果をみたが、依然として短期的な需給変動に対する生産流通の硬直性は解消されていない。

また、合板工場の原料丸太となっているラワン類等フタバガキ科の丸太については、産地国の資源的制約が明らかになるに連れて、一段と丸太輸出規制が強まっており、原料丸太の確保及び南洋材産地国における合板製造の拡大に伴う製品輸出の増大が大きな問題となっている。

(2) 流通部門

我が国の木材流通に多数の担い手、複雑な流通経路が生じたのは、それなりの必然性があったと考えられるが、前述のような需要の伸び悩みと住宅建設・販売面の質的变化、輸入製品の増大等需給両面の変化に、これまでの複雑かつ多層的な流通機構では、その対応が困難になりつつある。特に、需要の伸び悩みは、価格の低迷、取引量の縮小をもたらし、流通部門の収入を総体として減少させることにより流通業者の経営を苦しめている。このような中で、前述のように住宅建設事情ないし住宅販売事情が質的に変化し、住宅建設・販売部門に金融、中古住宅の下取販売等多面的機能が要求されるようになるに連れて、そのような機能を十分に果たし得ない流通経路に連なる業者を中心に経営環境を一層厳しくしている傾向がある。

また、このような状況から、製材工場の販売店化、卸売の小売化、外国木材企業の進出、大手住宅産業の資材供給部門の系列化等加工・流通部門全体を通じて流通合理化の動きがあり、既存の流通部門とのあつれきがみられる。

このような中で、最近、木材の輸入について不安定な動きが目立っている。

53 年末から 55 年末にかけての木材価格の激しい上昇・下落が輸入丸太や輸入製材品の価格変動に先導されたことは記憶に新しいが、このような外材の価格変動に影響を及ぼす因子には、我が国の木材需給事情のほか、産地国の輸出事情、円相場、海上運賃等がある。最近これらに加えて、前述のような我が国の木材輸入体制の変化も見逃すことができない要因になっている。木材輸入に占める総合商社のシェアが減り、より末端需要に近い多数の輸入業者が参入したことは、競争条件が整ったと評価する向きもあるが、現実には産地国での買付け競争が激しくなるとともに、需要に見合った秩序ある輸入を難しくしている状況がみられる。

一方、国産材の流通についてみると、国産材はこれまで資源的制約が強かったことに加えて、外材に比べて相対的に高価格であること、その生産、流通が多品目、少量、分散的であること、決済条件が不利であること等から、大量の消費地市場である三大都市圏ではもちろん、多くの地方都市においてさえ一般製材品は外材に取って代わられている。

また、吉野スギ、秋田スギ、木曽ヒノキ等に代表される特定銘柄材についても、一般の評価は高いものの、資源的制約から流通量が限られ、流通経路が固定的になりがちであること等から現実の取引量は縮小しており、かつてのような市場性を無くしつつある。

更に、国産チップについても輸入チップの進出に伴い相対的に後退を余儀なくされてきたが、この間において紙・パルプ産業はかつて自ら組織していた国産チップの集荷体制を弱

めてきた。このため、55年上期のチップ需給のひっ迫時における対応を一層困難なものとした。

国産材の木材市場における後退は、森林所有者の林業経営意欲を削いで国産材生産を減少させ、これが、また国産材の流通加工部門を一層ぜい弱化させるといった悪循環さえみせている。このような傾向は、前述のように資源的に充実しつつある国産材の活用及び外材から国産材への転換を促進する上で、大きな問題となっている。特に、最近増大してきた間伐材の利用促進は、国内森林資源の活用と整備双方の観点から我が国森林・林業の当面する最大の課題であり、また、主伐材の生産が本格的になるまでの間の国産材供給体制の維持、育成という点からも不可欠なものであるが、小丸太の需要が減少したこと、生産コストが高いこと等から、その商品化が容易でない状況にある。

3 木材の流通加工を巡る新しい動き

(1) これまでみてきたような木材需要の量的な伸び悩みと住宅建設・販売面の質的な変化に対応して、流通加工部門には住宅需要の開拓及び流通の合理化を図っている例がみられる。

(1) 広島県には、宅建部門を併設するいくつかの木材流通加工業者が各々で住宅販売を行うのではなく、住宅販売部門を統合して、会社を設立し、住宅販売に要求される多面的機能に対応しようと試みている例がある。同社の成り立ちをみると、以前から地元で住宅建設・販売部門を併設していた木材流通加工業者が48年当時の広島地方における住宅建設の大規模化・団地化、中央からの大手住宅産業の進出、地縁関係のない住宅需要者の増加等の住宅建設・販売を巡る変化に対応して、更に一段と飛躍した経営を展開するため、大同団結を図った経緯がみられる。

同社は、製材工場と建設現場とを直結した資材供給システムにより建設した安価で良質な木造住宅を販売し、現在では中国地方で有数の住宅販売会社に発展している。

また、最近の住宅取得における住宅ローン依存度の高まり、住替え・建替え需要の増大等の動向に対応して、同社においても住宅ローンの取扱い、中古住宅の買い替えあっせん、宅地の取得配分等に積極的に進出している。

また、鹿児島県においては県木材協同組合連合会が住宅部門に力を入れている。同県の自然条件には台風桜島の降灰等特別に厳しいものがあるため、同連合会ではこれら風土、気候に適合した丈夫な住宅を主として国産材を用いて建設し、南九州で急速に成熟しつつある

国産材の需要開発を図っている。更に同連合会は、国等の支援を受け、展示等を積極的に行うことにより、木造在来工法住宅の普及に努めるとともに需要者側の要請に対応するため住宅ローンの手当てを行っている。

(2) 高知県には、5つの製材工場が協業組合を設立し、住宅資材のプレカット（部材加工）から住宅建設まで一貫して行い、製材から末端住宅建設までの流通経路の合理化に取り組んでいる例がある。

同組合は、48年に設立され、木造在来工法住宅の柱、土台、はり等について独自の組み方、継ぎ方を開発することによって部材の単純化・規格化を図ってきた。その結果、同組合の建設する住宅は、工期の大幅な短縮とコストの低減が図られ、高知県内はもとより、大消費地である京阪神地方での評価も高く、これら地域でも建設・販売されている。また、この住宅は、規格化された部材を用いていることから、コンピューターを利用して一本一本の細かい部材から積算された単価を需要者に示すことができ、需要者が安心して住宅を求めることができるとともに、製材工場も採算の合う木材価格をは握しやすいという特色を有している。

(2) 輸入丸太の減少、製品輸入の増大は、特に加工部門に大きな影響を及ぼしており、この部門では転廃業を含めて様々な動きがみられる。

(1) 54年には、製材部門において外材から国産材への原料転換等がみられた。

54年は、産地国の輸出規制の強化、産地価格の上昇、円安等により輸入丸太の供給事情が一段と厳しい年であったが、これまで減少を続けてきた国産材専門工場が前年に比べ3%増加し、増加を続けてきた外材専門工場が3%減少するというかつてない動きがみられた。

この内訳を地域別にみると、国産材専門工場の増加が目立つのは、群馬、岐阜、京都、兵庫、山口等の各府県であり、外材専門工場の減少が目立つのは、北海道、青森、秋田、岐阜、大分等の各道県である（図II-2）。これによると国産材専門工場の増加が内陸部に、外材専門工場の減少が内陸部及び従来から国産材使用割合の高い地域に進んでいるようにみられる。

これは、輸入丸太の供給条件が臨海部に比べて不利とみられる内陸部等を中心に、製材工場では国産材・外材併用工場から国産材専門工場へ、また、外材専門工場から併用工場への転換が進んでいることによるものと考えられる。

(2) 臨海部の大型製材団地については、上述のような国産材への転換も早急には難しく、業種転換や共同化による対応を行っている例がみられる。

臨海部の大型製材団地は、原料丸太をほとんど外材に依存しており、製品の販売先も都市部への大量・集中型であるため、丸太輸出規制の強化、製材品輸入の増大が及ぼしている影響は取り分け大きい。国産材への転換も、国産材が大型団地の原料として必須の大量化、均質化を図ることが早急には難しいこと、工場設備が国産材では効率が悪いこと等の問題を抱えている。

特に、55年に操業度の低下が目立っているある南洋材団地の製材工場では、自ら製品を輸入して販売する販売店化、防虫、乾燥工場への転換、大手住宅産業の系列下へ入って部材工場への転換等を図っている例がみられる。

また、ある米材製材団地では、原料丸太の共同買受けを進め供給の安定を図り、製品の販売についても、共同化を図るとともに大消費地の卸売業者の組織化を進め、多品種の在来工法住宅資材を常時かつ大量に取りそろえて輸入製材品と対抗している動きがみられる。更に、同団地では、はく皮処理、残材のチップ化等についても共同化を進め、この面でも団地の特色である規模のメリットを追求している。

(3) ラワン類等フタバガキ科の丸太に原料を依存している合板工場の一部には、原料丸太の確保が次第に難しくなる中で、フタバガキ科以外の南洋材の利用に取り組んでいる例がみられる。

53年の調査(94工場)によると、南洋材合板工場の樹種別原料丸太使用割合は、フタバガキ科のラワン類84%、同じくフタバガキ科のカポール類及びアピトン類12%、その他樹種4%となっており、その他樹種をいわゆる未利用樹種とすればその使用割合はいまだ少ない。しかし、個々の工場ごとにみると、未利用樹種使用割合の高い順に選んだ10工場の平均は、ラワン類70%、カポール類及びアピトン類13%、その他樹種17%となっており、一部の工場では未利用樹種の利用が進んでいる状況がみられる。

また、合板用の大径丸太の減少に対処して、小径丸太(この場合末口径50cm以下)の利用を図るため、ロータリーレースの改良等を行っている例もみられる。

(3) 国産材が商品として流通するには、大量性、均質性、安定性といった要件を具備するとともに、その取引のオープン化が必要である。

(1) 拡大造林は積極的に行われたものの、当該造林樹種の流通加工体制が未整備な地域の間伐材の商品化が課題となっているところが多いが、この例を北海道のカラマツにみる。

北海道には、我が国カラマツ林面積の5割に当たる51万haのカラマツ人工林が所在し、その8割がII～V 齢級の除・間伐対象森林である。カラマツは成長過程で隣接木同志の優劣がつきにくく、一たび必要な保育を欠くと単木の肥大成長が障害を受け、風害、雪害に極めて弱くなるという特性を有していることから、間伐は欠くべからざるものとなっている。

このため、54年には森林組合、林産協同組合、素材生産業者、市町村等が道内35地区に「カラマツ材集出荷センター」を設置し、カラマツ間伐材の伐出、販売等について情報交換を行っている。同時に、中央（札幌市）に生産者代表及び需要者代表が「間伐材流通促進委員会」を設置し、各センターの計画を取りまとめ、道内のパルプ材需給計画等との調整を行うとともに、需給関係及び流通経路を公開して価格の地域間格差の解消、交錯輸送の是正等を図っている。

これらによりカラマツ間伐材の大量かつ安定した供給が図られ、パルプ工場等原料大量消費型産業の資材として有効に利用されることが期待されている。

また、道東のある町では、町の中心産業である木材加工業の将来の発展のためには、育ちつつあるカラマツ資源の利用が不可欠であると考え、森林組合、林産協同組合等とともに50年に「カラマツセンター」を設置し、カラマツの利用技術及び需要の開発を行っている。

同センターでは、カラマツ間伐材を利用してカラマツの強度が高い、腐りにくい、木目が美しいなどの特質を生かし、ねじれる、やにが多いなどの欠点を矯正した家具、内装材等の商品を開発・販売してカラマツ製品の普及を図っている。

北海道におけるカラマツは、現状ではチップ用、製函用、坑木用等低位な利用が主体であり、将来大量の主伐材が生産される時期に備えた流通加工体制の整備に取り組み始めた事例として注目される。

(2) 秋田、青森の両県では、これまで比較的開設が後れていた市売市場（木材共販所）が最近相次いで開設され、新たな木材流通の担い手として期待されている。

秋田県では、53年以降それまで県内にはみられなかった原木市売市場が県森林組合連合会等によって6箇所開設され、従来の国有林材を中心とした流通経路に加えて新しい経路が生まれている。原木市売市場の開設は、樹種、長さ、径級、等級等に応じたきめ細かい取

引をこの地域に普及させ、生産者、製材業者双方から歓迎されている。これは生産者側にとってはこれまで販売が難しかった間伐材等小径木や少量生産材の販売が容易になるなど、また、製材工場側にとっては適材が確保しやすくなり丸太の在庫を大幅に減らすことができるなど、双方に利益をもたらしているからである。

また、国有林も人気の高い高品質材を積極的に出品し、市場の運営に寄与するとともに、国有林自らも販売の合理化、市況のは握等の一助としている。

青森県では、県内の有力なヒバ製材工場が同県でははじめての製品市売市場を 55 年に開設している。

青森ヒバは、資源の減少が目立つ秋田スギや木曽ヒノキとは異なり、蓄積が多く天然更新技術も確立していることから、今後とも年間 20～30 万 m³ の生産が可能である。ところが同県のヒバ製材品の 52 年の出荷先をみると、大工・工務店 49%、販売業者 43%、製品市売市場 5%等となっており、昔からの縁故関係を利用した取引が多く、また地域的にも次第に県内への出荷割合が増えるなど、販路が狭くなっている状況がみられる。更に、その用途は、アルミサッシや米ヒバとの競合下で、柱、土台等限られたものになってきている。

このような状況を打開するため、広範囲から多数の人が参加する製品市売市場の役割が期待されている。

更に、同県には比較的早い時期からヒバの製材工場を集成材工場に切り換え、柱、なげし等のヒバ集成材を開発し、新しい需要を開拓してきている例もみられ、今後の動向が注目されている。

4 今後の方向

木材の流通加工の担い手には、今日、国民経済社会に次のような役割を果たしていくことが期待されている。

(1) まず、国民経済社会の発展に欠かすことのできない住宅、紙等の資材を安定的に供給することである。

我が国の住宅は、既に量的には高い水準に達しているが、なお質的な充実を求める国民の要望には根強いものがあり、今後とも積極的な住宅建設が必要である。また、55 年の総理府調査によってみると、全国調査対象者の 75%は木造の在来工法による住宅を希望してお

り、木材流通加工部門の積極的な対応が待たれている。

(2) 次に、充実しつつある国内森林資源を活用することによって、停滞している林業生産活動の活発化に資することである。

国内森林資源をどう活用し、最終需要にどう結び付けていくかという見地から、木材流通加工部門がその役割を積極的に発揮することが期待されており、

また、このような流通加工部門の対応は、林業生産活動の活発化を促し、森林資源の整備につながるという点でも極めて重要である。

(3) 更に、農山村地域をはじめ各地で重要な地域産業として木材流通加工部門が期待されていることである。

木材流通加工の担い手は、全国各地に散在して地域産業の一つの中心的存在となっており、その安定的発展は我が国経済の地域的不均衡を緩和する上で極めて重要である。

木材流通加工部門が今後ともこれらの役割を果たしていくべきことはいうまでもないが、先にみた木材需給構造の変化やこの部門が当面している諸問題には、この部門の構造変化をもたらさずにはおかない厳しいものがある。

今後、我が国の木材流通加工部門の健全な発展を期する見地から、幅広い検討と関係方面のコンセンサス作りを進めていくことが必要となっているが、当面、次のような課題に対応するための自助努力及びこれを支援する施策の確立が要請されている。

(1) 加工部門については、原料丸太の確保と需要に合わせた産業調整が課題となっている。

外材が原料丸太に占める割合は、今後徐々に減じていくことが見通されているものの、依然として当分の間、製材用原料の過半、合板用原料の大部分を輸入丸太に依存せざるを得ない状況にある。

このため、今後とも相当量の丸太輸入を続けざるを得ず、産地国の木材輸出事情を十分には握・理解した上で必要な丸太の確保に努めるほか、産地国の要請に応じた森林資源の造成等に対する経済・技術協力を実施していく必要がある。

また、木材輸入業者の数が今日のように多くなっている現状において、主として製材品の分野で国内の短期的需給動向に添わない輸入が行われ、価格の下落に拍車をかけたことは否定し難い。このような事態に対処するため、情報の収集分析、伝達を一層推進するとともに、秩序ある輸入が行われるよう適切な方策を検討する必要がある。

一方、国産材については、針葉樹人工林の全生産量を製材に用いると仮定すれば、資源的には将来我が国の製材需要のすべてを賄うことも可能と見通されており、製材部門の安定的な原料確保のためには国産材の利用を高めていくことが基本となろう。このためには、製材設備、立地等対処すべき問題は少なくないが、次第に国産材の資源が充実してくることに対応して林業生産部門並びに丸太及び製品の流通部門との連携の下に国産材の利用を進めることが必要である。

また、合板製造部門については、フタバガキ科丸太の効率的利用を図るとともに、フタバガキ科以外の南洋材の利用を増大することによって当面の原料丸太の確保を図ることとし、将来的には南洋材合板から国産針葉樹材等を利用した針葉樹合板への転換についても検討が必要である。

次に、今後の木材需給について、需要面での伸び悩みが予想されていること、供給面では輸入製品が増大すること等を考慮すれば、国内における加工量は今後減少せざるを得ないという問題がある。このため、加工部門は現有設備について一部を縮小しつつ合理化、近代化を図ることが必要となっている。この場合、外材工場についてはこれまでの規模の有利性を目的としたものから、住宅建設・販売面の質的变化に対応した製品の専門化、加工の高度化等を十分配慮した合理化、近代化を行うとともに、国産材供給の新しい動きを踏まえて国産材への転換を考慮する必要がある。

また、国産材工場では零細、小規模のものが多く、個々の工場の合理化、近代化のみでは不十分な場合もあり、地域の工場が共同化、協業化、団地化を図って原料丸太の共同購入、製品の共同販売、樹皮・オガくず・残材の処理等を行うとともに、その立地についても間伐材の生産増加等の動きに対応した工場の配置を行うことが必要である。

また、合板製造部門は、南洋材合板の生産が資源面、労働力面からみて、基本的に産地国での生産が有利とみられていることから、製造技術の向上、合理化を一層進めるとともに、新製品の開発、二次加工部門の充実に力を入れていく必要がある。更に、今後需要の伸びが比較的高く見込まれている削片板や繊維板の製造に転進することも考慮すべきであろう。

(2) 流通部門については、販売価格の低迷、取引量の縮小に対処して、流通の合理化と

需要の開発が課題となっている。

木材流通加工部門も単に大工・工務店等から求められた資材を供給するばかりでなく、積極的に住宅建設・販売部門との連携を深めていくことも有意義であろう。前述のような製材業者や木材販売業者の住宅建設・販売部門への進出や部材加工への進出は、加工・流通部門から、住宅建設・販売部門までの合理化を試みた例として注目される。また、前述の広島等の例にみられるような住宅建設・販売部門の統合の動きも、住宅建設・販売面にみられる質的な変化への対応として評価できる取組みといえよう。

木材需要の大半を占める住宅建設の動向には、前述のように地方への分散、増改築の増加等の変化が目立っている。このような変化は、元来建設に当たって地域の特性や建築主の注文に応じやすい木造在来工法住宅の建設にとっては好ましいものと考えられる。

木造在来工法住宅は、千年を超える永い歴史を有し、我が国の気候風土に最も適した住宅であるが、その部材、規格、施工方法等は多分に経験的に定められたものが多く、地域差もあり、なお改良、改善の余地は大きい。木造在来工法住宅の建設について部材の改良、施工の合理化、防災等各種規制に対する研究等のハード面とともに、ローンのあっせん、中古住宅の下取り、強力な営業力等のソフト面について、国民が求めている「安くて良質な住宅」の普及を図り、ひいては木材需要の確保に資するため、木材流通加工部門も積極的に取り組む必要がある。

また、木材需要の開発については、近年人々の生活水準が向上するのに伴い、白木の家具や児童の学習机のように身の回りの品々についてゆとりや暖かさ、落ち着いたふんい気をもつ木製品を重用しようとする風潮が高まってきており、木材流通加工部門の敏速な対応が求められている。

次に、国産材の流通体制の整備という観点から大切なことは、今後国産材の流通を増加させるに当たり、従前の外材の入らなかった時代の国産材の流通体制に戻すのではなく、新しい木材需給構造に対応して、地域の実情に応じて国産材供給の川上から川下まで、すなわち育林から最終需要までを有機的に関連付け、地域的なまとまりをもって安定的な供給体制をつくる地域林業の形成の一環とし、国産材の流通体制を確立することである。

形態は様々であれ、国産材が商品として流通するに当たっては、需要者が必要とする長さ、径級、等級、樹種等の規格がそろった品目が一定量常に手に入るといった要件を満たさなければならぬ。

このため、林業経営側の地域を単位とする計画的な伐採活動の実施、共同化の動きに対応した流通加工部門側の体制整備が必要となっている。

事例にみる北海道のカラマツ、第IV章に述べる鹿児島「みぞこ」運動は、特に流通過程に問題の多い間伐材の集荷システムとして注目される。

また、間伐材等小径木、林地残材等の利用については、再び国産チップに関心を寄せている紙・パルプ産業と連携を図った安定的取引体制の確立が望まれる。

更に、国産材流通の一つの方向として銘柄化を図り、製品の価値を高めようとする動きがあるが、この場合も開放的な取引ルートに一定の品質の製品を安定的に供給し得ることが必要であり、この要件を欠く場合は伝統ある銘柄であっても市場性を失うことも考えられ、各産地における製品市売市場及び産地と消費地とを結ぶ販売業者の役割が期待されている。

III 木材の需給と価格

1 木材の需給

(1) 需要部門の動向

(住宅建設の動き)

54年から55年にかけての木材の主要需要部門である住宅建設の動向を建設省「建築着工統計調査」によってみると、54年の着工新設住宅戸数は、公的資金による住宅建設が前年を1%上回ったものの、民間資金によるものが前年に引き続き7%減少し、両者合わせて年間149万戸（うち木造住宅は91万戸）と前年に比べ45減少（木造住宅は5%減少）した。しかし、着工床面積では、1戸当たりの床面積が4%増加したことから、1億3,651万m²とほぼ前年並み（木造住宅の床面積は1%減少）となった（表III-1）。

しかし、55年に入ると、54年からの一般経済の景気上昇過程で宅地価格及び建築費が上昇したこと、金融引締め基調の中で住宅ローン貸出金利の引上げがあったこと等から住宅建設は期を追って停滞した。特に、実質雇用者所得の上昇が消費者物価の上昇を下回る中で、7月から11月まで前年同月に比べ20%以上も下回る低迷が続き、年間では127万戸（うち木造住宅は75万戸）と第一次石油危機によって住宅建設の急激な減少がみられた49年の水準を下回るものとなった（図III-1）。また、着工床面積は、1戸当たりの床面積が3%増加したものの戸数の減少が大きかったことから、13%減と49年以来の減少となった。

45年以降の住宅建設動向をみると、(1)地域別では三大都市圏における建設戸数の全国に占める割合が次第に低下し、45年には64%を占めていたが54年には54%となっていること、(2)利用関係別では、持家系住宅（持家及び分譲住宅）の割合が45年の53%から54年の71%に増加しており、特に三大都市圏でこの傾向が著しいこと、(3)着工新設住宅戸数の木造率は70%から61%に、同じく床面積の木造率は70%から65%にそれぞれ低下していることがみられる。また、55年の住宅建設が減少する過程では、三大都市圏を中心に、分譲住宅の割合が前年に比べ2.1ポイント増加していること、木造率が前年に比べ1.7ポイント低下していること等の動きがみられる。

総理府「住宅統計調査」によると、我が国の住宅戸数は53年には世帯数を8%上回り、1戸当たりの延べ面積も80.28m²と48年に比べ約3m²増加するなど量的、質的にも改善の方向にあり、住宅事情は数の上では充足しているように見えるが、依然として大都市を中心に居住水準の低い住宅に居住している世帯がみられ、「第三期住宅建設五箇年計画」に定める最低居住水準（例えば住宅の規模については4人の標準世帯で3DK、住戸専用面積50m²）に達しない世帯が世帯数の18%を占めている。また、53年建設省「住宅需要実態調査」によれば、世帯数の39%が、現在の住宅について「困っている点がある」又は「何とかしなければならぬほど困っている」と感じている。今後、これら住宅の解消を含め、安全で快適な生活を営める住宅建設の促進が必要となっている。

（紙・パルプ生産の動き）

紙・板紙の生産についてみると、紙生産量は、景気の拡大の中で着実に上昇に転じ、54年の紙生産量は998万トンで前年に比べ7%増加し、また板紙の生・産量も788万トンと前年に比べ10%増加した。

更に、55年に入っても、需要が堅調であったことに加えて原材料事情を反映した先高感から流通段階で在庫の積み増しがみられたため、上期の紙・板紙の生産量は前年同期を上回ったが、下期に入ると、景気の停滞、過剰在庫等により、上期までのひっ迫感を伴った需給関係は一転して緩和し、紙・板紙の生産環境は急激な変化を示した。このため、7月以降、紙・板紙の生産量は減少しており、特に板紙については前年同月に比べ10%以上の大幅な減少となっている。

このような紙・板紙の生産の動向を反映して、54年のパルプ生産量も増加し999万トンと前年に比べ6%の増加を示した（図III-2）。更に、55年に入っても活発な生産が続き、上期には前年同期比5%増となったが、紙・板紙の需給が緩むとともに7月以降パルプ生産

量も減少している。

通商産業省「生産動態統計調査」によると、54年の紙・板紙の原料の構成比は、故紙41%、国産丸太及び国産チップ27%、輸入丸太及び輸入チップ24%、輸入パルプ8%となっており、近年原料の海外依存度が高くなっていることから、国内資源の見直しを行うとともに、海外における試験造林の実施、海外工場の建設によるパルプの開発輸入等紙・パルプ業界の海外原料の確保に努める動きが強まっている。

(2) 木材需給の動向

54年の木材需要量を林野庁「木材需給表」及び「特用林産物需給表」によってみると、用材、薪炭材及びしいたけ原木を合わせた総需要量は、1億1,284万m³で前年に比べ6%の増加となった(表III-2)。このうち用材の需要量は、前年に比べ6%増加し、1億979万m³と、48、49年に次ぐ数量となった。また、近年、一貫して減少していた薪炭材は94万m³となり、前年に比べわずかではあるが増加しているのが目立っている。

用材需要量を用途別にみると、堅実な景気の拡大に伴っていずれの部門でも前年を上回り、製材用5%、パルプ用9%、合板用2%、その他用28%とそれぞれ増加を示した。

次に、54年の用材供給量を国産材、外材別にみると、国産材は3,378万m³(林地残材51万m³を含む。)で前年に比べ4%の増加、外材は7,600万m³で前年に比べ7%の増加となっており、国産材の増加がみられたにもかかわらず、自給率は前年の31.5%から0.7ポイント低下して30.8%になり、外材の割合は一層高まっている(図III-3)。

55年の需給量についてみると、(1)製材工場への丸太入荷量が1~3月期は製材品の価格上昇に伴う在庫の積み増しから前年同期に比べ1%増となったが、4~6月期、7~9月期と期を追って減少していること、(2)輸入製材品が8月までは前年同月に比べ増加したが、需要の大幅な減少とともに9月以降急減していること、(3)木材チップを含むパルプ用材のパルプ工場入荷量が上期には11%と大幅に増えたが、下期には生産調整から減少していること等、いずれも年初には増加しているものの年央以降の減少度合いが強いことから、年間を通しては前年を下回るものとみられる。

(製材品及び製材用丸太の需給)

国内製材工場の出荷量及び製材品輸入量を合計した製材品需要量を農林水産省「木材生産流通調査」及び大蔵省「貿易統計」によってみると、54年は、上期のおう盛な住宅建設

等、景気回復による国内生産活動の活発化により、前年を5%上回る4,470万m³と過去最高であった48年以来の数量を示した。しかし、その数量は40年代後半の水準を下回り、第一次石油危機以降の需要の停滞傾向は依然として続いている。

55年に入ると、住宅建設の減少、公共事業の着工を翌年度へ繰り延べたこと等もあって製材品の需要は減少を続け、特に4～6月期以降の減少度合が一段と強まっている。

一方、製材品の供給をみると、54年は国内製材工場の出荷量が前年を2%上回る3,958万m³であったが、製材品輸入量は前年を33%も上回る512万m³とかつてない数量となった。この結果、54年の外材製材品供給量に占める輸入品の割合は50年の10%から17%に増加した(図III-7)。

55年に入ると、国内製材工場は需要の減少に応じて生産の縮小を行ったが、輸入製材品は、年初の価格上昇を背景にした大量の輸入が8月まで衰えず在庫が増大した。その結果、夏期の保存が難しいこと等から売り急ぎが生じ製材品価格全般を引き下げるとともに、外材製材工場の操業度を低下させ、設備過剰等の構造問題を顕在化させる大きな原因となった。このため、10～12月期には、カナダ産製材品の輸入契約を見送るなどによりようやく11月以降在庫の減少をみている(図III-4)。

以上のような製材品の動きに伴って、54年の製材用丸太の製材工場への入荷量は、前年に比べ2%の増加を示した。期別にみると、1～3月期は前年同期に比べ2%、4～6月期は6%とそれぞれ増加を示したが、7～9月期は1%、10～12月期は4%とそれぞれ減少を示した。これを国産材、外材別にみると、国産材は、年間を通して前年を上回って推移したことから、前年に比べ5%増となったのに対して、外材は、上期には増加傾向にあったが、下期には減少し、年間では前年とほぼ同様の水準となった。その結果、入荷量に占める割合は国産材が38%、外材が62%と国産材の割合が4年ぶりに増加した。

55年に入って、製材用丸太の入荷量は1～3月期には前年同期に比べ1%の増加を示したが、4～6月期以降には製材品の需要不振から大幅に減少し、前年同期に比べ、4～6月期8%減、7～9月期12%減となっている。これを国産材、外材別にみると、国産材は1～3月期、4～6月期で前年を上回ったのに対し、外材は年初から前年を下回っており、今回の木材不況が外材製材工場に、より深刻に現れている状況がみられる。

(合板の需給)

54年の合板の需要をみると、上期は公共事業の拡大、減少していた在庫の手当等によっ

て前年に引き続いて増加したが、下期は住宅建設の低迷等から減少に転じた。普通合板の製造量を農林水産省「木材生産流通調査」で見ると、上期は前年同期を9%上回り、下期は2%落ち込んだものの、上期の増加が大きかったことから、年間では前年に比べ6%増の21億3,289万m²（4mm換算）で、48年以来の高い水準を示した。

合板製造量の推移を厚さ別にみると、近年、12mm以上の厚物の割合が増えており、その全体に占める割合は、45年の14%から54年には25%に達している。これは、12mmのいわゆるコンクリート型枠用合板が、本来の型枠用のほかに、住宅建設の野地板、床板、壁板用等多岐にわたって用いられ需要が拡大していることによるものとみられる。

なお、合板の輸入量は、48年の1億9,427万m²（我が国供給量の12%）をピークに減少を続け、54年には1,336万m²と供給量の1%を占めるにすぎない。

55年は、年初、原木の先高感による流通段階での在庫手当等により一時的な需要の増大はあったものの、住宅建設の減少等による需要の不振と先安感からの買い控えがみられ、出荷量は3月以降ほぼ毎月前年を下回り年間では前年に比べ7%減少している。更に、56年には業界が過剰在庫の一部を買い上げ、需給調整を図ろうとする動きもみられる。

（パルプ用材の需給）

パルプ用材の需給の動向を通商産業省「生産動態統計調査」によってみると、54年の消費量は、景気回復基調の中で月を追って漸増し、年間では前年に比べ7%の増加となった。一方、供給量（入荷量）は、3,290万m³と前年に比べ8%の増加を示した。このうち94%を占める木材チップについて国産、輸入別にみると、国産チップは前年に比べ5%増、輸入チップは15%増と輸入チップの伸びが大きく、輸入チップの供給割合は49年の42%から48%に増大した。

55年に入ると、上期は前年に引き続きパルプ生産が活発に行われ、パルプ用材の消費量は前年同期に比べ6%の増加を示したが、下期にはパルプ生産が調整段階に入り、パルプ用材の消費量も各月とも前年同月を下回っている。一方、供給をみると、輸入チップ、取り分け米国産針葉樹チップが米国内の住宅建設の低迷からチップ原料となる製材残材の供給が減少したことと、米国のパルプ生産が活発であったことから、一時的に輸入量の減少がみられた。このため、国内では国産チップ用原木の確保を巡って激しい競合が各所でみられ、上期のパルプ用材入荷量は前年同期に比べ11%増加した。

このような中で、パルプ用材の在庫率は、3月には0.7箇月と第一次石油危機以降最低の

水準となり、需給はひっ迫したが、4月以降、入荷量が増加し、9月には1.3箇月に回復している。

(3) 木材輸入

木材輸入は、48年に木材需要が著しく伸びたのに伴って増加した後、49、50年と2年連続して減少したが、51年から54年までは増加し、55年には再び減少した。

54年の木材輸入を大蔵省「貿易統計」によってみると、輸入金額では、輸入量の増加に、円相場下落、産地価格及び海上運賃の上昇が加わって、丸太、製材品（加工品を含む）、合板材の総計は1兆7,559億円に及び前年に比べ79%の大幅な上昇となった。

また、輸入量を丸太、製品別にみると、丸太の輸入量は、4,479万m³で、前年に比べ5%の増加（表III-3）、製品の輸入量は、製材品が512万m³で前年に比べ33%増、木材チップが1,500万m³で前年に比べ14%増とそれぞれ大幅な増加となっており、特に、製材品の増加が著しい（図III-5）。

(丸太輸入の動き)

54年の材種別の丸太輸入量についてみると、最大の割合を占める南洋材は2,265万m³で前年に比べ3%増にとどまったが、米材は1,274万m³、ニュージーランド材は100万m³で、前年に比べ、それぞれ20%、22%と大幅な増加を示した。しかし、ソ連材は、788万m³で前年に比べ11%の減少となった。

この結果、54年の丸太輸入量の材種別シェアは、南洋材51%、米材28%、ソ連材18%、ニュージーランド材2%、その他1%となり、前年に比べ米材のシェアの増加とソ連材のシェアの減少がみられる。

次に、材種別の丸太輸入状況をみると（図III-6）、まず、南洋材は、54年には活発な合板用材の需要と、産地国の輸出規制の強化による先行き供給不安から生じた合板工場等の在庫手当により、前年に比べ3%の増加となった。55年に入ってから、住宅建設の減少等による需要減と在庫圧迫から、輸入量が前年に比べ大幅に減少している。米材は、53年4～6月期以降増加を続けてきており、54年に入っても、我が国の木材需要が堅調であったこと、ソ連材の輸入量が減少し、米材に代替需要が発生したこと、米国での住宅建設が不振だったことから余剰材が輸出に向けられたこと等から、前年に比べ20%の大幅な増加となった。

55 年は、1～3 月期では前年同期に比べ 7%減少したが、4～6 月期には 13%の増加となり、折から我が国の需要が減少する中で在庫量が増加した。このため、7～9 月期、10～12 月期と輸入の手控えが行われ、在庫量も 11 月によりやく減少をみせている。

ソ連材は、54 年には前年の半ばからの減少が引き続き、年間では前年を 11%下回った。55 年に入っても減少傾向は続いており、その輸入量は 44 年当時の水準まで落ち込んでいる。このようなソ連材輸入の減少要因として、ソ連側の事情と我が国側の事情がある。ソ連側の事情としては、木材の伐採搬出に必要な労働力や貨車の不足等輸送力に問題があるといわれており、一方、我が国側の事情としては、米材や国産材に比べて輸入価格の上昇が著しく、米材、国産スギとの価格面での優位性がなくなり、ソ連材の需要が著しく減少し、我が国の木材需給が緩んだ後も一度代替された米材等から容易に需要が戻らなかったことが挙げられる。

(製材品輸入の動き)

製材品（加工材を含む。）の輸入量についてみると（III-7）、その大宗を占める米材製材品は、54 年には、我が国の木材市況の好況、米国の景気停滞による米国内の製材需要の不振から米国内の製材業者等の輸出意欲が高まったこと等により、前年に比べ 30%の大幅な増加となった。

55 年に入っても、前年に引き続く米国内の需要の低迷から米国及びカナダの対日輸出意欲が高かったこと、また、国内では 1～3 月期に先高感に伴う在庫手当が活発であったことから、輸入が積極的に行われ、1～3 月期、4～6 月期、7～9 月期はいずれも前年同期に比べそれぞれ 33%、28%、20%の増加で推移した。しかし、国内需要が減少したため港頭在庫は月を追って増加し、9 月末の在庫率は経常を大幅に上回る 2.8 箇月となり、木材価格急落の大きな要因となった。このため、カナダ大手 3 社との 10～12 月期契約を見送るなどによって、ようやく 11 月に在庫率は減少に転じた。

また、南洋材製材品の輸入量は、産地国の丸太輸出規制等を反映して増加傾向にあるが、55 年に入ると、我が国の木材市況の高騰もあって前年同期に比べ 1～3 月期は 49%、4～6 月期には 86%とそれぞれ大幅な増加となり、この輸入増は 8 月まで続いた。このような短期間の大幅な増加によって、特惠関税枠は 6 月に消化されるとともに、増加量の大部分が陸揚げされた東京、名古屋等の比較的限られた地域では局地的に南洋材製材品の需給に混乱がみられた。

このほか、ソ連材、ニュージーランド材の製材品の輸入も少量ではあるが、年々増加傾向にある。

木材チップの輸入についてみると、パルプの生産量が53年後半より増加に転じたことから、54年の木材チップの輸入量は、年間を通して前年水準を上回って推移し、前年に比べ14%の増加となり、過去最高であった52年を上回った。

55年に入っても、年前半は我が国のパルプ生産が前年に引き続いて活発であったことから、国際的な木材チップの需給関係がひっ迫していたにもかかわらず総じて前年を上回る輸入量が続いた。しかし、7月以降、パルプ生産が前年に比べ減少する中で、木材チップ輸入量も減少傾向にある。

合板輸入については、48年の需要拡大期に韓国、台湾からの輸入が急増した以外は低い水準にあるが、近年になって南洋材産地国からの輸入が徐々に増加しており、丸太から製品へという南洋材産地国の輸出政策により今後も増加するものとみられている。

(我が国への木材輸出国の動向)

我が国における木材の主たる輸入先は東南アジア（インドネシア、マレーシア、フィリピン等）、北米（米国、カナダ）、ソ連であり（図 III-8）、これらの国々はそれぞれの国情に応じた木材輸出政策を展開しており、その政策は我が国の木材輸入に大きな影響を与えている。以下、最近の木材輸出国の動向及び木材貿易を取り巻く国際情勢についてみよう。

(東南アジア地域)

南洋材は、主として、インドネシア、マレーシア（サバ州、サラワク州）、フィリピンの3国から輸入されている。

インドネシアでは、第3次経済5箇年計画（54～58年）の中で木材工業の発展を図っており、その一環として、丸太輸出許可制を強化するとともに、国内向け丸太の低価格政策の実施や森林伐採権所有者に対する加工工場の設置義務を厳しく課している。

55年5月には、丸太の個別輸出枠についても、丸太の国内供給実績を次期輸出枠発給の条件の一つとするなど、丸太輸出制度の変更が行われ、更に12月には、丸太の国内供給量と輸出量の割合を3対2から2対1とする一段と厳しい丸太輸出規制策を打ち出した。

マレーシアのサバ州では、国内木材加工業の振興を図るために、国内加工用丸太の伐採税や、製品の輸出税に優遇措置を設けていることに加えて、54年には、70以上あったシッパー（輸出業者）を大手23社に絞るとともに、その他については窓口を1本化し、55年には、丸太輸出枠を54年の1,000万m³から880万m³に削減するなどの輸出規制の強化を図ってきている。

なお、サラワク州では、国土の保全や林産物の保続的供給を基本政策としているものの、丸太輸出規制策は採っていない。しかし、55年6月には、丸太輸出税を5%から10%に引き上げている。

フィリピンでは、51年から、輸出許可枠割当制を実施して丸太輸出を制限すると同時に、輸出業者には製材工場を設置するよう義務付けている。また、53年からは造林の実施状況等環境保全に資した実績を勘案して輸出割当枠を決定することとしており、55年6月には造林義務を怠っている者に対して警告が発せられているとともに、55年には10月まで新たな輸出枠の発給が停止された。

南洋材産地国は、自国の森林資源、取り分けフタバガキ科樹種の資源的制約、国内木材工業の育成、雇用機会の拡大等の観点から、丸太輸出の規制と製品輸出の拡大を図ってきている。

しかし、一部の産地国で見られる丸太の輸出用と国内用の二重価格については、低価格の国内用丸太から生産された製材品の輸出をすることによって、製材品輸入国の木材市況を引き下げ、ひいては丸太輸出価格を低下させる見方も一部ではされている。

このような産地国政府の動きのほかに、南洋材輸入に大きな影響を与えるものとして、輸出用丸太の生産の促進と生産者保護、森林資源の最適利用法の開発促進等を目的として設立されたSEALPA（東南アジア木材生産者連合）がある。

SEALPAは、49年12月にインドネシア、フィリピン、マレーシアの木材業者によって結成（51年4月にはパプア・ニューギニアが参加）されて以来、民間レベルの連合体として情報交換を行ってきたが、最近では産地国政府との連携を深めており、政府の輸出政策遂行の一翼を担うようになってきている。

（北米地域）

米材の我が国への輸出地域は、米国のアラスカ、ワシントン、オレゴン、カリフォルニア

の各州及びカナダのブリティッシュ・コロンビア州である。

米国では、連邦レベルあるいは州レベルにおいて、いくつかの丸太輸出規制が行われている。最近の動きとして、連邦レベルでは、54年10月に行われた「輸出管理法」の一部改正により、連邦有林及び州有林の米スギ丸太の輸出量を3箇年間で漸減し、57年10月以降全面的に輸出を禁止することとした。また、55年5月には、米国内での加工を促進するため丸太のまま輸出する業者に不利益を与えることを内容とした「国内木材供給保護法案（ウィバー法案）」が連邦議会に提出されたものの廃案となった。

更に、56年1月には、西経100度以西の連邦有林から収穫される丸太の輸出禁止の恒久化等を目的とする法案が連邦議会に提出されている。一方、州レベルにおいても、ワシントン州では、54年から55年にかけて州議会において、いずれも廃案になったものの、8件の丸太輸出規制法案が提出されたのに続き、56年2月現在、州上院、下院に4件の丸太輸出規制法案が提出されている。

このような動きがみられる背景には、55年上期における米国内の住宅需要の落ち込みがある。米国では、第二次大戦後長期にわたったベビー・ブーム時代に生まれた階層が次第に住宅購入年齢に達するため、潜在的住宅需要は大きいものといわれている。しかし、米国経済は54年以降消費者物価指数が前年同期に比べ二けた台の上昇が続くなどインフレに見舞われており、物価上昇を抑制するため公定歩合が10%を超えるような高金利政策を採ったことから、ローンへの依存度が高い米国の住宅建設は、55年5月には年率100万戸を割るような大幅な減少をした。

このため、製材品等の需要が急減し、製材、合板工場では操業短縮、レイオフが行われ雇用問題が深刻化しており、雇用の確保の観点から丸太輸出を規制しようとする動きが強まった。

また、従来からみられる環境保護団体による自然保護や中小製材業者の保護等の動きも加わって丸太輸出規制の声が高まっている。

日米両国間の木材貿易については、その健全な発展を目指し政府間及び民間で話し合いの場がもたれている。日米双方の政府が民間関係者も含めて林産物貿易に関する諸問題についての定期的な情報交換、討議を行う旧米林産物委員会」は、54年に設置され、同年11月に第1回会議が東京で、55年12月に第2回会議がサンフランシスコで開催された。

また、55年5月には米国より製材品輸入について、数量の拡大及び長期安定的な輸入を

強く求められた。これに対して、米国からの製材品輸入の促進要請に前向きに対応し、併せて丸太輸入の安定化を図るため、我が国の米材関連業界の提案に基づき米国側関連業界との間で、「日米木材貿易促進委員会」が設置されることとなり、第1回の「日米木材貿易促進委員会」が55年11月にカリフォルニア州パームスプリングスにおいて開催された。

カナダのブリティッシュ・コロンビア州では1906年（明治39年）以来、原則的に丸太輸出を禁止しており我が国への輸出は製材品が大部分である。同国は、我が国を安定的な木材市場として考え、我が国の規格に合わせた製材品の積極的な輸出を行っている。

（ソ連極東地域）

日ソ間の木材貿易は、主に一般契約とK Sプロジェクトに関する基本契約とにより行われている。K S契約は、第2次契約（50～54年、丸太1,750万m³、製材品90万m³を供給する。）が54年に終了し、引き続き第3次契約（56～61年）の交渉が開始されが、アフガニスタン紛争に伴う対ソ経済制裁の一環として同プロジェクトに係る信用供与がたな上げされたため、55年1月以降交渉は一時中断し11月に再開された後、56年3月に調印された。

なお、長期契約には、K S契約のほか、パルプ・チップ材の輸入契約（47～56年、パルプ原木470万m³、木材チップ805万m³を供給する。）がある。

ソ連材の輸入については、数量は年間、価格は年3回に分けて（変則クォーター制）契約していたが、その輸送の約8割がソ連側船舶によっていることから、ソ連側の事情で輸入量に大幅な変動が生じることやソ連国内の搬出状況等の情報も少ないことから、我が国としては短期的な需給見通しを立てることが難しい状況にあった。

このため、供給の安定を図ることを目的として、54年から数量、価格とも四半期ずつ契約する米国、カナダの大手業者との取引と同様のクォーター制を実施することで合意したが、完全実施には至っておらず、日ソ間の懸案事項となっている。

（木材貿易を取り巻く国際環境）

まず、「国連貿易開発会議（UNCTAD）」についてみると、51年の第4回総会において採択された1次産品総合プログラムに基づき、熱帯木材の輸出及び生産者所得の安定を図るための国際協定の作成を目的とした熱帯木材予備協議が、52年から55年まで6回にわたり開催された。

予備協議では、当初、市場価格安定のための緩衝在庫の設置や輸出割当制度の導入に関する討議が行われたが、これらは技術的な観点から困難であることが認識され、以後、(1)森林資源の管理と造林、(2)木材の利用改善等を含む研究開発、(3)生産国における木材加工の高度化、(4)市場情報の改善に重点をおいて討議されている。54年10月に行われた第5回予備協議及び55年7月に再開された第5回再開予備協議では、これら4分野の作業計画の策定について討議された。

我が国は、フタバガキ科樹種を主体に世界の熱帯木材貿易の約4割を占めており、第1回予備協議から議長国を務めるなど、この協議では大きな役割を果たしてきている。

木材輸入に関する我が国の関税は無税又は比較的 low rate であるが、これについても、多国間貿易交渉（東京ラウンド）において、米国、カナダ、ASEAN諸国等から強い引下げ要求が出され、48年から関税引下げ交渉が行われた結果、日本、米国、EC諸国等の主要国間で合意に達したため、54年7月にジュネーブで議定書の調印が行われた。我が国としては、国内の林業、林産業に大きな影響を与えないよう配慮しつつ、できる限り関係国の要請にこたえろとの方針でこの交渉に対処してきたところであり、その結果、製材品、合板等の一部の関税は段階的に引き下げられることとなった（表 III-4）。

我が国の木材輸入量は、53年には世界の木材貿易量の29%（FAO「Year-book of Forest Products」）を占め、特に丸太貿易については54%に達し、世界の木材貿易で大きな位置を占めている。また、我が国が必要とする木材の供給について、今後とも、海外資源に相当量を依存せざるを得ない状況にあることから、以上のような木材輸出国の動向、木材貿易を取り巻く国際情勢及び国内林業、林産業への影響に十分配慮しつつ秩序ある安定的な木材輸入を図っていくことが重要となっている。

2 木材価格

(1) 木材価格の動向

木材価格の動向を日本銀行「卸売物価指数」の製材・木製品の価格指数（50年平均＝100）によって概観すると（図 III-9）、製材・木製品価格は、産地国の丸太輸出価格の高騰、外国為替市場における円安への転換等による輸入丸太価格の上昇を背景として、53年10月以降それまでの低迷から一転して上昇を始めたが、54年に入ると、流通段階での在庫手当の一巡等により、一時鎮静化した。しかし、5月以降、一時的な需給のひっ迫もあって再び急激な上昇を続け、10、11月には若干下落したものの、12月から55年4月にかけて、輸

入丸の在庫減少、産地国が丸太輸出規制を強める動きをみせたこと等から流通段階での在庫手当が積極化し、三度上昇した。

この結果、製材・木製品価格は53年10月から55年4月の間に48%の上昇を示した。

しかし、国内の着工新設住宅戸数は、55年に入って2月以降毎月前年同月を下回り、7月から11月までは2割減という大きな落ち込みをみせるなどの木材需要の大幅な減退に加えて、木材価格の上昇時に手当てした四半期ごとの契約（クォーター制）による外材、特に米材製材品が大量に入荷し需給が緩和したことから、製材・木製品価格は55年5月以降一転して急激な下落となり、10、11月には一時下げ止まったものの12月以降再び下落を続けている。

55年4月から10月までの6箇月間に、製材・木製品価格は13%下落したが、このような急激な下落は47、48年の木材価格上昇の反動で下落した49年以来の激しいものであり、米材、南洋材製材工場をはじめとして多くの木材流通加工業に深刻な不況をもたらした。

また、この期間における丸太、製材品卸売、製材品小売別の価格動向を農林水産省「木材生産流通調査」によってみると、米ツガは、丸太が20%、製材品卸売が25%、同小売が18%、スギは同様に15%、21%、8%といずれも下落しているが、米ツガ、スギとも製材品卸売価格の下落が目立っている。

53年10月から55年10月にかけての木材価格の激しい上昇、下落は、47～49年にかけての第一次石油危機の際の上昇、下落以来の激しいものであった。

47、48年の木材価格の上昇は、住宅建設のまれに見る増加による木材需給のひっ迫から引き起こされたことから、まず製材品価格から値上がりを始め、それが丸太価格に及んだものである。これに対して今回の上昇は、南洋材を中心とした輸入丸太が、産地国の丸太輸出規制に端を発した産地価格の上昇に、円高から円安への変化も加わった輸入価格の上昇によるものであることが特徴的である。

また、55年の下落は、3月にピークを示した輸入丸太価格が、国内の木材需要の減退、在庫圧迫、円相場の上昇により4月から他品目に先がけて0.3ポイントとわずかではあるが下落し、以後次第に下落幅を大きくしている。更に、7～9月期には輸入製材品の増加が価格の下落を加速し、丸太、製材品とも10月に入ってようやく下落は一時止まった。

このように最近の木材価格は、我が国の木材供給量の7割を占める外材を中心に大幅な

変動を繰り返す傾向を強めており、木材価格の安定のためにも、木材輸入の在り方が問題となっている。

(2) 品目別価格の動き

(外材価格)

輸入丸太の価格は、日本銀行「卸売物価指数」によると、53年10月から55年3月までの間に2.2倍に上昇し、55年4月以降10月までの間に30%下落するという激しい動きをみせた。

樹種別の上昇をみると、上昇過程ではラワン丸太が2.7倍、米ツガ丸太が1.9倍、北洋エゾマツ丸太が2.3倍とラワン丸太の上昇が目立ち、55年4月以降の下落過程ではラワン丸太が31%、米ツガ丸太が26%、北洋エゾマツ丸太が39%と値上がり時に米材に代替されたソ連材の下落が目立っている。

また、輸入製材品の価格動向をその代表品目である米ツガ小角についてみると、55年3月には53年10月に比べ88%の上昇を示したが、その後下落に転じ、55年10月には3月に比べ33%の下落を示し、在庫圧迫により下落率は丸太より大きいものとなっている。

外材価格の変動がこのように大きくなったのは、(1)輸入契約時(四半期ごとが多い。)と入荷時ではタイムラグがあり、特に、55年のように需要が大幅に変動するような場合は、短期的国内需給の状況に対応した輸入量の調整に困難さが増すこと、(2)産地国の輸出政策、価格等の動向に対応して国内で在庫の積み増しがみられたこと、(3)円相場、海上運賃等国内需給とは別個の動きをする価格変動要因が増大したこと等が要因として挙げられる(図III-10)。

(国産材価格)

国産材価格の動向を丸太でみると、丸太価格は53年10月以降輸入丸太の価格上昇に伴って上昇し、55年5月には53年10月に比べ47%の上昇で最高値を示した後反落し、55年10月には5月に比べ15%下落したが、輸入丸太に比べると、上昇時、下降時とも国産丸太の動きは小さくなっている。樹種ごとの価格の変動をみると、上昇過程ではスギが44%、ヒノキが49%、マツが37%、ブナが61%とそれぞれ上昇し、下落過程ではスギが16%、ヒノキが22%、マツが19%、ブナが11%とそれぞれ下落しており、特に、資源的に限界がみえ、今のところ代替外材のない製材用天然広葉樹の代表的樹種であるブナの上昇が目立

っている。

一方、立木価格の動向を財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」によってみると、54年3月には、前年に比べスギが2%、ヒノキが6%、55年3月には同じくスギが19%、ヒノキが17%といずれも上昇を示している。

しかし、上昇率を国産丸太価格のそれと比べてみると、立木価格の上昇率は国産丸太価格の上昇率よりも低く、40年代後半以降立木価格が丸太に比べ低迷している状況は依然として続いており、林業経営の収益性の向上を図る上で問題となっている（図III-11）。

（合板価格）

合板価格は、原木価格の上昇と需要が堅調であったことから、53年10月から55年3月まで輸入丸太平均とほぼ同様のペースで上昇し、この間に79%の上昇を示した。

この上昇過程で、合板価格を安定させるために財団法人日本木材備蓄機構による備蓄合板の放出が54年1月と6月の2回にわたり行われた。

しかし、55年4月以降の需要の減退と原木価格の値下がりから、合板価格は下落を続け、11月になって一時下げ止まったものの、12月以降再度下落し56年1月には55年3月に比べ23%の下落となっている。

（木材チップ価格）

木材チップ価格は、50年以降、パルプの需要不振及び輸入パルプ、チップの増大により低迷を続け、53年10月には50年平均に比べ21%低い水準にあった。しかし、54年中ごろから景気の拡大に伴うパルプ生産の増大と国際的なチップ、パルプの需給関係のひっ迫により、木材チップ価格は上昇を始め、55年8月には53年10月に比べ71%上昇し、最高値を示した後下落に転じている。

品目別では、輸入針葉樹チップの価格が55年2月以降急騰したのが目立っている（図III-12）。これは、国際的なチップ需給のひっ迫の中で、輸入針葉樹チップの大部分を占める米国産チップの原料である米国内の製材残材が米国内の住宅建設の低迷から不足したこと及び米国のパルプ生産が活発化したことが原因といわれている。このため、我が国では、55年6月から11月まで、米国、カナダ産の木材チップの輸入について輸入貿易管理令の事前確認制度を適用して、輸入価格の動向の早期は握に努めた。

(3) 木材価格の変動とその対応

木材価格は、53年10月から55年4月までの上昇で最高値を示した後下落に転じ、10月には、ほぼ「卸売物価指数」（50年平均=100）の総平均の水準まで戻った。

木材価格の変動の主導的役割を演じた輸入丸太価格は、木材産地国の政治的及び経済的事情を背景とした輸出政策の展開、円相場の変動、更には石油供給を巡る世界的な資源情勢等我が国の木材需給の動向とは別個の動きをする要因によって変動する回数が多くなってきている。

木材価格の大幅な変動は、上昇時には需要者の木材離れ、代替品の進出、下落時には国内林業生産活動の停滞、流通加工業者の信用不安の続出等需要側、供給側双方に不利益をもたらしている。

木材価格の安定を図るためには、近年、木材価格が外材価格の変動に左右されていることが一層明白になったこと、外材価格の変動要因が多岐にわたっていること、国産材が資源的にかなり充実してきていること等を踏まえて、木材の長期的需給見通しの下で、需要の平準化、需要に見合った安定供給、国産材の積極的な利用等を図ることが必要である。

このため、短期的な対策として、(1)短期的需給見通しのは握とその適切な情報提供、(2)短期的変動による価格上昇に対処するための備蓄機能の充実、(3)国有林材の弾力的販売等と、長期的な対策として、(1)我が国の需給動向、産地国の経済事情等に配慮した秩序ある木材輸入、(2)林道の整備、林業労働力対策等の国産材の供給体制の整備等とを図っていくことが重要になっている。

3 木材の流通加工

(1) 木材の流通

木材の流通は、国産材、外材別に、あるいは丸太、製品別にそれぞれの需要部門に応じて異なった形態となっており、関連する事業体には、市売市場、木材センター、卸売業者、小売業者のほか、素材生産業者、製材工場、合板工場、商社等がある。

54年の木材販売業（小売業）の業況を中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、製材品、合板等の販売が活発であったため、売上高対営業利益率が前年を1.3ポイント

上回る 2.6%となるなど好況を呈した。

しかし、55 年には、春以降、住宅建設の減少から木材価格が下がるとともに取引量も急激に減少したため、収益が悪化し、倒産企業が続出した。民間調査機関の調査による 55 年の木材・木製品販売業の負債金額 1,000 万円以上の倒産件数は 659 件で前年に比べ 164 件増加している（図 III—13）。このため、木材卸売業に対しては、55 年 9 月に、「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連特別措置の業種に指定するとともに、10 月には「雇用保険法」に基づく雇用調整給付金支給対象指定業種にするなど各種の不況対策の措置が採られた。

53 年 10 月から 55 年 10 月の間に、木材価格は大幅な上昇、下落をみせたが、この間における製材用丸太の工場入荷量の変化をみると、ソ連材から米材に代替するソ連材離れの現象がみられる。これを、農林水産省「木材生産流通調査」によってみると、太平洋側の代表的なソ連材製材品の生産県である福島県ばかりでなく、日本海側の新潟、富山両県でも製材工場の外材入荷量のソ連材シェアの減少と米材シェアの増加がみられる（図 III—14）。

この原因はソ連材価格（新潟問屋売価格の北洋エゾマツ丸太価格）が、53 年 10 月には米材価格（京浜問屋売仲値相場の米ツガ丸太価格）よりも 13%低い水準であったものの、54 年 7 月以降、この関係は逆転し、55 年 4 月の北洋エゾマツ丸太の価格は米ツガ丸太の価格を 7%上回ったこと、またソ連材がソ連側の事情で輸出が円滑に行われなかったのに対し、米材は米国内の景気停滞で丸太輸出が活発であったことによって、ソ連材が米材に替えられたものとみられる。しかし、55 年の価格下落過程では、ソ連側の輸出促進の動きがあったにもかかわらず、一部地域では米材からシェアを容易に回復することができず、米材シェアの拡大が定着している現象がみられる。同様の現象は、製材上、利用上ともあまり互換性がないとみられた南洋材と米材との間でも生じており、需給の実態に添わない価格の上昇は当然のことながら市場におけるシェアの変動を引き起こし、また、一度変動すると容易に回復しないといった状況が生じている。

次に、最近、増加傾向にある輸入製材品の流通は、一般に商社において輸入された後、直接需要者に販売するか、商社→問屋→小売→需要者の経路で販売されている。この場合、輸入製材品の通関・検量から販売までの保管期間は米材で約 2 箇月、南洋材で約 1 箇月を要しており、丸太より短いものとなっている。しかし、製材品の保管方法は丸太のような水中貯木は行えず、主として野積みによっているのが現状である。このため、腐れ、カビの発生等による品質の低下を来しやすく、品質の低下を来す前に売り急ぐ傾向がみられる。

この結果、製材品需給を混乱させ、価格を低下させる要因となっており、55 年夏には、折からの需要の低迷とともに、木材価格下落の大きな要因となった。

輸入製材品の円滑な流通を図るためには、適切な需給見通しに基づく適正な輸入を行うとともに、長期の保管でも材質変化を起こさせないような港湾等における保管施設の整備が望まれる。

また、合板の流通についてみると、流通関連業者は中小規模の業者が多いことから各流通段階を通じての在庫機能が低いため、供給弾力性は製材品に比較して低く、価格の上昇時には先高感による買い急ぎ、逆に、価格の下落時には先安感からの買い控えが発生しやすく、合板価格は大幅な変動を繰り返している。合板価格の大幅な変動に対処していくためには、原木を安定的に輸入すること及び関連業界の経営体質を強化することのほか、先物取引制度を合板に導入することも検討に値する方策と考えられる。

先物取引制度は、一般に先行価格指標の形成、保険つなぎの場の提供等の機能があり、価格の平準化作用等の効用が期待できるため、林野庁では54年12月から55年8月にかけて合板先物取引検討会を設置し、合板のうち最も需要の多いコンクリート型枠用合板（JAS製品）について、(1)先物取引の対象商品としての適格性、(2)先物取引を導入した場合の効用、(3)先物取引を導入した場合の問題点及び留意すべき事項等の検討を行った。その結果、コンクリート型枠用合板（JAS製品）は先物取引の対象商品としての適格性を十分備えているものの、合板に先物取引制度を導入することの是非については、別途関連業界等において検討されるべきであるとされ、この検討会に引き続き、生産者、販売業者等直接先物取引に携わる業界によって検討が続けられている。

(2) 木材の加工

木材・木製品製造業（家具を除く。）は、通商産業省「工業統計調査」によると、54年末現在、事業所数が4万2,875事業所、従業者数が40万6,006人、54年の出荷額が5兆607億円で、全製造業中、事業所数で6%、従業者数で4%、出荷額で3%を占めている。

木材・木製品製造業のうち、出荷額の大半を占める一般製材業及び合板製造業の動きをみよう。

（製材業の動き）

54年末の製材工場数（出力7.5kW未満を除く。）は、農林水産省木材生産流通調査によると、2万2,541工場を数え、前年に比べ253工場減少した。

これを製材用動力の出力階層別にみると、7.5kW以上37.5kW未満の小規模工場数は9,849工場で前年に比べ5%減少したのに対して、37.5kW以上150kW未満の工場数は1万646工場、150kW以上の大規模工場数は2,046工場で前年に比べそれぞれ2%、5%の増加となっており、これまでの小規模工場の減少と大規模工場の増加という傾向が引き続いている。

また、国産材、外材別の製材工場数をみると、近年減少を続けていた国産材専門工場が223工場増加し、逆にこれまで増加していた外材専門工場が90工場減少するという注目すべき動向を示した（図 III—15）。54年の製材用丸太の工場入荷量は前年に比べ外材が横ばいであったのに対し国産材が4年ぶりに5%増加しており、輸入丸太価格の上昇が大きい中で、入荷量の中に占める国産材のシェアが増大した状況がみられる。

次に、製材業の業況を中小企業庁「中小企業の経営指標」でみると（表 III—5）、54年度の好調な業況を反映して、製材業の売上高対営業利益率は前年度に比べ1.9ポイント上昇して2.4%となった。また、このような業況の中で、民間調査機関の調べによる54年の木材・木製品製造業の負債金額1,000万円以上の倒産件数は、272件で前年に比べ115件減少している。

しかし、55年に入って、春以降、住宅建設の急減、製材品輸入の増大から、製材品価格の下落、出荷量の減少がはなはだしく製材業は深刻な不況に見舞われている。取り分け、米材・南洋材工場は、輸入製材品が55年上期に前年同期に比べ、米材30%、南洋材70%とそれぞれ急増したことから、操業度の低下が目立ち、5月以降の製材品価格の下落もあって経営は厳しい状況にある。木材・木製品製造業の負債金額1,000万円以上の倒産件数をみると、308件を数え、前年に比べ36件増加している。

このため、製材業に対して8月に、「雇用保険法」に基づく雇用調整給付金支給対象の指定業種にするとともに、9月には「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連特別措置の業種に指定するなど、各種の不況対策を採った。

今回の不況は、製材業にとって単に一時的な経営不振のみならず、過去最高の生産を行った47、48年当時の生産規模を現在まで保持してきた総体的な設備の過剰、丸太から製品へという木材輸入の動向への対応、規模が零細で弱い経営体質等、我が国の製材業にとって基本的な問題を投げ掛けており、長期的かつ構造的な製材業の経営安定策が必要となっている。

（合板製造業の動き）

合板製造業の動きを農林水産省「木材生産流通調査」によってみると、54 年末の合単板製造工場数は、前年に比べ 12 工場減少して 654 工場となった。

合板製造業は、49 年以降、構造的不況に落ち込んだことから、11 回にわたる不況カルテルの実施、農林水産大臣による事業活動規制命令の発動及び「中小企業信用保険法」、「雇用保険法」、「中小企業事業転換対策臨時措置法」に基づく助成処置、設備廃棄の実施等、各種の不況対策を実施してきた。

しかし、53 年後半から、景気の回復に伴う堅調な需要と建設工事の拡大等によりコンクリート型枠用合板を中心として需要が伸び、また原木価格の先高感による流通、消費段階の在庫手当の積極化もみられ、合板製造業の業況は好転した。

54 年度の合板製造業の経営状況を中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、売上高対営業利益率は前年度に比べ 0.7 ポイント上昇し 3.0%となった（表 III-5）。

しかし、55 年には普通合板の出荷量が前年に比べ 7%下回るとともに、春以降、価格も大幅に下落した。このため、小規模の単板及び普通合板製造工場の休廃止や倒産が相次ぎ、更に、56 年に入って中堅規模の企業の倒産も発生するなど、合板製造業は不況の色を濃くしている。

IV 林業経営

1 林業生産活動の動向

(1) 丸太生産

我が国の丸太生産量は、42 年の 5,181 万 m³ を最高にその後連年減少を続けてきたが、50 年代に入ってから、わずかながら生産量が前年に比べ増加する年次が現れるなど減少のすう勢にやや変化がみられる（表 1V-1）。

54 年の丸太生産量は前年に比べ 3%増加して 3,327 万 m³ となった。これを針葉樹、広葉樹別にみると、針葉樹が 2,122 万 m³、広葉樹が 1,205 万 m³ で前年に比べそれぞれ 5%、1%増加しており、広葉樹に比べ針葉樹の丸太生産量の増加が目立っている。これは、針葉樹丸太の主な用途である製材用材の需要が 54 年には景気の回復に伴って年初から堅調で推移したのに対し、広葉樹丸太の主な用途であるパルプ用材はその需要回復が 54 年の後半以降に現れたためと考えられる。

次に、近年における山林の伐採動向を、全国森林計画において定める立木の伐採計画量と実際の立木伐採量との関連でみると、国有林ではほぼ計画量に近い数量の立木伐採が行われているのに対して、民有林ではこのかい離が目立っている（図 IV—1）。

このような民有林における立木伐採の停滞要因を、私有林について 54 年度林野庁「森林施業等意向調査」によってみると、まず、過去 5 年間に主伐をしていない森林所有者は全体の 75%を占め、これらのうち、伐採できる山林があるものが主伐をしなかった理由として挙げているのは、「将来のために備蓄した」が 38%で最も多く、次いで「山林収入をあてにしない、又は当面まとまった金が必要でなかった」が 17%、「もっと高い伐期で切る予定」が 13%、「木材価格が安かったから」が 7%、「伐採跡地の植林、保育が大変だから」が 6%等となっている。また、今後における人工林の伐採方針では、「臨時的な支出があるとき以外伐採しない」とする者が全体の 45%を占め、次いで「特に決めていない」28%、「長伐期を目指し当面伐採を控える」19%となっているのに対し、「定期的収入を得るため計画的に伐採する」はわずか 7%にとどまっている。

以上のように、私有林では、木材生産の超長期性、山林保有の零細性等から森林所有者の大多数が林業経営に対して資産保持的性向を強くもっているため、計画的に伐採を進めるものや価格動向で伐採するものは少ない。しかしながら、54 年の丸太生産量を森林の所有形態別にみると、国有林が 1,141 万 m³、公有林が 209 万 m³で、前年に比べそれぞれ 4%、3%減少したのに対して、私有林は前年に比べ 9%増の 1,976 万 m³と大幅な増加を示したのが注目される（表 IV—1）。私有林の丸太生産量がこのように大幅な増加となったのは、53 年末からの輸入丸太の著しい価格上昇を契機とした木材全般にわたる大幅な価格上昇に刺激されたためと考えられる。このように森林所有者の中には資源的に商品化が可能な人工林が増えてきたことを背景として価格動向に応じて伐採をするものもみられ、また、価格高騰時には素材生産業者等の働き掛けも活発化すること等から、丸太生産量は、近年価格動向に対してはある程度の反応がみられるようになってきている（図 IV—2）。

また、林家の丸太等の生産・販売動向を農林水産省「林業動態調査」によってみると、保有山林規模 5ha 以上の林家の丸太等の生産・販売量は、43 年から 53 年までの 10 年間に 36%減少しており、この減少率は、私有林全体（上記林家のほか保有山林規模 5ha 未満の林家や会社等を含む。）の丸太生産量の減少率 43%よりも、やや減少率が小さくなっている。更に、この動向を保有山林規模別にみると、5~50ha 層では 23%減、50~100ha 層では 6%減と中小規模林家層で減少率が比較的小さいのに対して、100~500ha 層、500ha 以上層では、それぞれ 58%、67%減少し、大規模林家層で大幅な落ち込みを示している。

我が国の丸太生産量は、近年、その減少傾向にやや変化がみられるものの54年の生産量はピーク時の42年に比べ約6割の水準にまで落ち込んでいる。このような丸太生産量の減少は、外材の進出が続く中で生産から流通、加工を担う国産材関連産業の弱体化を招き、更に、このことが森林所有者の経営意欲を失わせ一段と林業生産活動を停滞さ迂る、という悪循環さえ生んでいる。

要間伐林分の増大等にみられるように次第に戦後生まれの森林資源が充実してくる中で、国産材供給体制を維持、強化していくためには、森林所有者から流通、加工業者までを関連させた国産材生産活動の活発化を図っていくことが重要となっている。

(素材生産業者)

素材生産業者は、森林所有者と原木市売市場、製材工場等とを結び付ける丸太の生産、流通の担い手として、国産材供給の重要な位置を占めている。

素材生産業者の動向を農林水産省「世界農林業センサス」によってみると、素材生産業者数（年間丸太生産量が50m³以上のもの）は、45年の3万7,307から55年には2万1,150と43%の減少を示している。

また、農林水産省「林業動態調査」によって素材生産業者の生産規模別及び経営形態別の動きを43年から53年の10年間でみると、素材生産規模別では、生産規模が零細な層で減少し、生産規模の大きい層で増加しており、総数が減少する中で経営規模の拡大がみられる（図IV-3）。

素材生産業者の経営形態は、森林組合やその他の協同組合等が12%を占めるほかは、個人及び会社となっている。この個人及び会社についてその内容をみると、素材生産業を専業とするものは11%と少なく、他は製材業、木材販売業、農業等との兼業であり、その構成割合は製材、木材販売を主とする木材の流通・加工業を兼業するものが兼業全体の59%を占め、以下農業が23%、育林業が8%等となっており、木材の流通・加工業を兼業するものが減少を示しているのに対して、育林業を兼業するものが増えているのが注目される（図IV-3）。

素材生産業者の経営形態は、今なお、小規模で兼業形態のものが多く、これに加えて、森林所有者の山林保有の零細・分散性や伐採動機の偶発性等計画的、効率的な事業の実行を阻む諸要因があり、経営の体質改善と合理化を図っていくことが難しい状況の下にあるが、国産材供給に占める役割の重大さにかんがみ、国産材産業振興資金制度等の活用によって、立

木の購入と素材の生産・出荷の共同化及び計画化，資本装備の高度化等を推進し経営基盤の充実と近代化を図っていくことが重要となっている。

(2) 特用林産物の生産等

特用林産物の種類は数十品目の多くに上る。これらのうち，特用林産物総生産額の 9 割以上を占めるしいたけ等のきのこ類を中心とする食用の品目は，国民の食生活の向上と多様化，いわゆる自然・健康食品に対する関心の高まり等を反映して需給が拡大基調にある。

これに対して竹材，薪炭等の非食用の品目は，最近，著しい需要の拡大がみられる桐材を別格とすれば，需給は総じて停滞ないし減少傾向で推移している。

このような需給動向の中で，54 年の特用林産物総生産額は，前年に比べ 5% 増加して 2,820 億円となった。

以下，主要な特用林産物の需給動向を林野庁「特用林産物需給表」を中心に食用と非食用の品目に大別してみよう（表 IV-2）。

（食用の特用林産物）

食用の特用林産物には，しいたけ，なめこ，えのきたけ等のきのこ類をはじめ，栗，くるみ等の樹実類，わらび，ぜんまい等の山菜類，その他わさび，たけのこ等が含まれる。54 年におけるこれらの生産額は，2,630 億円で前年に比べ 6% の伸びを示し，49 年以降の 5 年間に約 2 倍となっている。

食用の特用林産物のうち，しいたけ等は既に国民の日常食生活の中で副食物として定着している。これらのきのこ類やたけのこ，山菜等のいわゆる自然食品に対し，国民がどのようなし好をもっているかを 55 年総理府「森林・林業に関する世論調査」によってみると，「もっと利用したい」とする者が全体の 78% を占め，供給と価格の安定が維持されるならば，需要はなお拡大が見込まれる。

まず，特用林産物総生産額の 4 割強 (1,220 億円) を占めるしいたけの需給動向をみると，需要はその増勢がやや鈍化しているものの依然として拡大基調にある。また，54 年林野庁「しいたけ需要に関する見通し」では，10 年後の 65 年における需要量は，乾しいたけ 1 万 9,200 トン（うち国内需要量 1 万 6,500 トン），生しいたけ 10 万 3,200 トンで，53 年の生産量に比べそれぞれ 5 割及び 4 割程度の増加を見込んでいる。

次に、生産についてみると、乾しいたけは主に露地栽培によって生産されることから、作柄は天候や気象条件の影響を受けやすく、生産量は増加傾向にあるものの年ごとによって不規則な増減がみられる。54年の生産量も春期の天候不順等が影響したことから前年に比べ3%減少して1万2,300トンとなり、品柄も概して低品質なものの生産比率が高かった。なお、乾しいたけは傘の開ききらない肉厚のどんこを中心に生産量の2割前後が香港、シンガポール等数十箇国へ輸出されているが、54年の輸出量は、前述のような生産状況であったにもかかわらず、海外需要の増大や競争相手である中国、韓国産の不作等から、ほぼ前年並みの2,650トンとなった。

生しいたけは、施設栽培の定着により天候や気象条件に左右されることの少ない通年供給体制の整備が進み、生鮮食料品として一般の家庭で手軽に用いられるようになったことから、大都市圏を中心に需要が増え、生産量も安定的に増加しており、54年の生産量は前年に比べ8%増加して7万7,500トンとなった。

また、価格の動きについてみると、ここ2、3年価格が下落傾向にあり、54年の年平均価格は1kg当たり、乾しいたけ4,562円（東京、静岡、神戸、大阪の各市場平均）、生しいたけ857円（東京中央卸売市場）で、前年に比べそれぞれ4%、1%下落している（図IV—4）。このような価格の下落要因としては、以前に比べると需給関係に緩みがうかがわれること、乾しいたけは54年産が品質的に低級品が多かったこと、生しいたけは他のきのこ類との競争がみられたこと等が考えられる。

しいたけ生産者数は、43年の26万7,000戸を最高に以降連年減少を続け、54年には18万2,000戸と43年の7割弱の水準になっている。これをほだ木の所有規模別にみると、600本未満所有の零細規模層で減少が著しいのに対して、3,000本以上の所有規模層で増加を示し、経営規模の拡大がみられる（図IV—5）。

次に、しいたけ原木についてみると、54年農林水産省「しいたけ生産費調査」では、ほだ木1m³当たりの造成費に占める原木代の比率は4割に達し、また、原木価格は地域的に西日本が東日本に比べ約1.7倍も高くなっており、原木需給の地域差が顕在化している。

近年、しいたけ生産量の増大に伴い原木の需要も増大しているが、原木の供給は生産地が里山周辺の手近な広葉樹林から林道、作業道等の路網の未整備な奥地林や適木混交率の低い森林へ移行していることにより、原木需給はひっ迫基調にある。このため、しいたけ生産者の経営の安定化には、原木の地域内自給体制の確立を目的に、原木林として利用可能な森林への路網の整備や原木林の造成・改良を計画的に推進していくことが重要となっている。

食用の特用林産物のうち、生産額でしいたけに次ぐものとしては、えのきたけ、なめこ、ひらたけがあるが、これらは、40年代以降における容器栽培による生産方式の普及・定着により生産量が飛躍的に増大して、54年の生産額は490億円と特用林産物総生産額の18%を占め、そのシェアを次第に広げつつある。また、このほか、たけのこ、山菜類等も需要が拡大してきており、これらの54年の生産額は、たけのこ190億円、山菜類200億円、わさび170億円等となっている。

(非食用の特用林産物)

非食用の特用林産物には、漆、松やに等の樹脂類、はぜの実から搾油される木ろう等の林産油脂類、竹皮等の樹皮類、きはだ、おうれん等の薬用植物類、竹材、桐材、薪炭、加工炭等がある。54年におけるこれらの特用林産物の生産額は、190億円で前年に比べ1%の減少を示している。

まず、非食用の品目のうち生産額の最も多い竹材は、日用雑貨品の原材料や建築・土木用材等に用いられているが、その需要は、近年、伸び悩みの状態にある。このような需要の停滞は、プラスチック製品等の代替材の進出や需要自体の変化等によるものと考えられるが、その背景には、供給面における、(1)竹林施業の粗放化、まだけの開花枯死現象の影響等による良質な竹材の減少、(2)一竹材価格の停滞と伐出コストの上昇による収益性の低下、(3)竹林所有規模の零細・分散性による生産・流通量の過少性等の商品化を阻害する諸要因がある。このような動向の下で国内生産量も最近、減少傾向にあり、量的にはわずかながら台湾等からの竹材輸入が増加している(図IV-6)。

次に、桐材についてみると、収納家具の部材、内装材として桐のもつ優れた特性が見直されるとともに所得水準の向上等に伴う高級家具志向の強まり等から、需要はここ10年間に約4倍の伸びを示している。これに対し国内供給量は、かつての需要減退期における植林の減少や資源の放置等によって供給力が著しく低下して、増大する需要に対応できず、国内消費量の9割を中国、米国等からの輸入桐材に依存する現状にある(図IV-6)。しかしながら、43年以降減少を続けてきた国内産桐材の生産量は、54年には、前年に比べ5%増とわずかながら増加に転じたのが注目される。

また、薪炭等の木質系燃料については、燃料革命が家庭用燃料にも及んだ30年代前半以降、需要は長期にわたって低落を続けてきたが、最近の石油価格の高騰と供給の先行不安から木質系エネルギーの見直し気運が高まっており、54年には木炭の生産量が32年以来22年ぶりに前年の生産量をわずかではあるが上回るなどの動きをみせた。このような、木質系

燃料の需要回復の動きを定着させていくためには、現代の生活様式や住居構造に合致した安全で効率的な燃料の形態と燃焼器具の開発・改良及び価格を含む供給の安定化が必要であるが、特に、身近に豊富な木質資源を有する山村農林家や木材製造業等では、暖房・厨房用等の燃料あるいは加工用等の産業用エネルギー源としてこれらの積極的な活用が期待される。

以上の品目のほか、最近では、伝統的工芸品としての漆器、漆芸品等に対する関心の高まりから、品質の優れた国産漆の需要が増大しており、伝統的工芸品指定産地を中心に漆樹を植栽しようとする動きもみられる。また、木ろうや薬用植物も、それぞれの地域の特産物として需要は根強いものがあり、増産が図られている。

特用林産物の生産はその大部分が農山村で行われており、農林業以外に有力な産業が少ないこの地域の振興と農林家経済の安定に重要な役割を果たしている。

しかしながら特用林産業の現状をみると、原木等特用林産資源の確保、生産基盤や供給体制の整備等がまだまだ不十分の状況にあり、また、品目の中には海外産品との競合や需要が伸び悩みの状態を示すものもあるなど克服すべき課題は多い。

このことから、今後の特用林産業の振興には、54年3月に定めた「特用林産振興基本方針」に従い、需要動向の的確な把握と需要開発を行うとともに特用林産資源及び路網等生産基盤の整備、流通・加工の近代化を推進し、生産体制を総合的に整備していくことが重要となっている。

(3) 育 林

(造 林)

人工造林等による森林造成は、森林資源を充実して森林のもつ多角的機能を総合的かつ高度に発揮させるために必要であるばかりでなく、これに伴い生ずる経済効果によって農山村の振興に大きな役割を果たしている。

我が国の人工造林面積を年度別にみると、36年度の41万5,000haを戦後二度目のピークとして以降44年度を除き毎年度減少してきたが、特に45年度以降は減少割合が激しく、54年度も前年度に比べ7%減少して17万8,000haとなった(表IV-3)。

これを再造林(人工林伐採跡地の造林)、拡大造林(天然林伐採跡地、未立木地等の造林)

別にみると、再造林面積は、35年度の10万5,000haを最高に51年度まで緩かな減少傾向を続けてきたが、52年度以降横ばいとなり、54年度の再造林面積も前年度とほぼ同様の3万7,000haとなった。

再造林面積は、人工林伐採の動向に規定されており、人工林の伐採面積が近年、外材の進出等の影響を受け減少し続けてきたのと同様なすう勢をたどっている。

人工造林面積の8割近くを占める拡大造林面積は、36年度の31万2,000haを最高に、45年度までは多少の増減を伴いつつほぼ横ばいで推移してきたが、46年度以降急速な減少に転じ、54年度も前年度に比べ8%減少して14万1,000haとなった。

これを拡大造林を行った主体別にみると、51年度以降公営、国営がほぼ横ばいで推移しているのに対し、私営の落ち込みが目立っている。このように私営の拡大造林面積が減少しているのは、(1)労賃等の上昇に伴う造林・保育費の大幅な増大、山元立木価格の低迷等により森林所有者の造林意欲が減退していること、(2)農林家の兼業化の進行、世帯員の減少等により森林造成に投入し得る家族労働力が減少していること、(3)造林対象地の分散・奥地化、入会林野等権利関係の複雑な林地の相対的な増大等造林実施上の立地条件が悪化していること等が大きな要因として挙げられるが、このほか、最近では、しいたけ原木や広葉樹大径材等の生産を志向した天然林施業への見直しが、九州、北海道等の地域でみられることも一つの要因として挙げられる。

また、既に人工林率が高い水準にある地域では、上述の要因のほか造林適地の減少と森林造成の重点が造林から保育の充実へと移行していることが大きな要因となって、拡大造林面積が著しく減少しており、これが拡大造林面積全体の動向に相当の影響を及ぼしている。いま、私・公有林について、人工林率の高い「上位10県(平均の人工林率61%)」と低い「下位10県(平均の人工林率29%)」を選び、それぞれの最近10年間における拡大造林面積の推移をみると、44年度に比べ54年度は「下位10県」が35%の減少にとどまっているのに対して、「上位10県」は69%減と前者の約2倍の減少率を示し、前述の動向を現している(図IV-7)。

次に、樹種別造林面積の推移を農林水産省「林業属地基本調査」によってみると、36年から54年の間にスギは58%、ヒノキは22%、マツ類(アカマツ・クロマツ)は88%とそれぞれ減少している。このうち、スギ、マツ類の造林面積はほぼ一貫して減少しているが、ヒノキの造林面積は、30年代後半から40年代の中ごろにかけて増加し、40年代後半以降は他の樹種と同様の傾向で減少している。このようにヒノキの造林面積が一時期増加したのは、主として優良柱材として外材との競合が比較的少なかったヒノキの価格が、40年代

前半以降他の樹種に比べ著しい上昇を示したことに刺激されたためである。また、マツ類の造林面積が著しく減少しているのは、価格の低迷とともに全国的に被害の発生がみられる松くい虫被害の影響も見逃すことができない（図 IV—8）。

（苗木生産）

苗木生産量は、37年度を最高にその後減少傾向にあり、54年度には前年度に比べ7%減少して6億1,000万本となった。これを経営形態別にみると、私・公営の苗木生産量（山行苗生産量）が前年度に比べ9%減の4億8,000万本、国営の苗木生産量（成苗処分量）が前年度に比べ3%増の1億3,000万本となった。また、私・公営の苗木生産量の主要樹種別構成割合は、ヒノキ40%、スギ36%、マツ類7%となっており、このほか、量的にはわずかながら最近におけるしいたけ原木の需要増大を反映してクヌギの生産量が増加している。

私・公営苗畑の事業体数は1万9,100（54年8月1日現在）で前年より約170事業体増加したが、苗畑総面積は約180ha減少して4,900haとなった。なお、1事業体当たりの苗畑面積は0.25haで50年度以降ほぼ横ばいで推移している。

（保育、間伐）

活力ある健全な森林を造成していく上で不可欠な下刈り、除伐等の保育及び間伐の動向についてみよう。

農林水産省「林業動態調査」により、林家（保有山林規模5ha以上）が保有する人工林の齢級別構成を43年と53年で比較してみると、II齢級以下が48%から28%に減少している一方、III～VI齢級が39%から52%に、III齢級以上が13%から20%にそれぞれ増加しており、林家の保有山林の齢級別構成は、除間伐、枝打ち等を必要とするものの割合が過半を占めるに至っている。

以上のような資源状況の下で、林家等の森林施業の現状を51～53年度林野庁「森林造成維持費用分担推進調査」により全国約1万2,000の林家等についてみると、「十分な施業が行われている」ものが14%、「最小限の施業をなんとか維持している」ものが47%で、全体の約6割の林家等が最低水準以上の施業を行っているが、これに対して「手入れ不足が目立っている」ものが22%、「放置されている」ものが17%あり、一部に下刈り、つる切り等の森林施業の粗放化がみられる。

このように今日、保育施業にやや粗放化の傾向がみられる中で、一方では、従来から一部

の先進林業地域で行われている積極的な枝打ち等保育の集約化による優良材生産が、かなり多くの地域で、林業研究グループ等の林家を中心に行われている。このことは、54年度林野庁「森林施業等意向調査」による林家等の施業方針をみても、「無節材等の優良材を生産する」あるいは「優良材と並材の両方を生産する」とするものが、全体の41%とかなり高い比率を占めていることからもうかがわれる。

このような良質な柱材等の生産を志向した優良材生産の方向は、木材の商品化の面では、住宅建設工法の多様化等からみた将来における優良材の需給バランス等を考えれば、これを画一的に普及することは慎重にしなければならないが、今日、林業生産活動が総じて停滞し、森林施業の粗放化が懸念される中で、保育の集約化の動きは、地域の林業活動に一つの刺激を与えるとともに、

(1)風害、雪害、病虫害等から森林を保護すること、(2)労働投入面で端境期にある地域に雇用の場を提供すること、(3)生産される材の質的向上が図られること等から、それなりの意義をもつものといえよう。

間伐は、活力ある健全な森林を造成し、林業生産の増大を図るとともに、森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるために不可欠な行為である。

戦後、拡大造林等により積極的に造成された人工林は、近年、逐次間伐期に到達しており、56年3月末現在におけるこれら間伐対象林齢（IV～VII 齢級）の森林面積はおよそ460万ha（うち私・公有林390万ha）に達し、このうち私・公有林について緊急に初回間伐を要する森林面積は193万haと見込まれている（図IV-9）。

しかしながら、最近における間伐の実行状況は、年間約12万ha（うち私・公有林10万ha）にすぎず、間伐の促進が当面する林政の重要な課題の一つとなっている。

間伐の停滞が続いている要因は、第1に、多くの間伐、特に若齢級の間伐が採算ベースに乗り難いことである。間伐材の生産は、対象森林が小規模で分散しており、これに加えて林道等の路網が十分整備されていないなどから伐採、搬出等の能率が上がらず数量的にまともにくいこと、また、間伐材は小径木、低質材が多いために加工等商品化の面で不利な条件下にあること、更には、既存の需要分野に代替材の進出が目立つこと等需給両面の厳しい環境がある。

第2に、生産から流通・加工に至る間伐材の供給体制の整備が後れていることである。現在、間伐対象森林を多く擁している地域は、戦後になって人工林化が進められた林業地が多

く、間伐材の供給体制の整備が後れており、その担い手が弱体で組織化されていないことから、間伐材を商品化し需要に結び付けることが困難な状態にある。

第3に、森林所有者の多くが間伐に対する知識、技能を十分有していないことである。前述のように、今日、間伐の対象となる森林の多くは戦後の拡大造林地域にあり、これらの地域では森林所有者が間伐の経験に乏しい。このため、間伐が森林生産力の向上、良質な林木の生産、病虫害からの森林の保護等の面で重要な行為であるという認識が低く、採算に合わない間伐をためらう動きが強い。

以上のように、間伐が停滞しその促進が大きな課題となっている中で、地域によっては積極的な間伐の実行に取り組んでいる事例もみられる。

例えば、鹿児島県のある地域では、林業研究グループを中心とした林業協業体が油分の山の除・間伐は自分の手で」というスローガンの下に共同作業等による「集落ぐるみ」の間伐実行を定着させるとともに、森林組合がこれと連携して林道端まで搬出された間伐材を集荷し、加工・販売するなどにより、間伐促進に大きな成果を上げている。県では、このような森林所有者の自助努力と森林組合との提携による間伐促進体制を「みぞこ」運動と名付けて、間伐材があたかも小さな「みぞこ（溝）」から次々に集まり、やがては大河になるがごとく流通するよう、この運動の県下一円への普及を図っている。また、このほか、森林組合等が間伐材を中心とした木材共販所（原木市売市場）を開設し、少量で不均質な間伐材を集積、品ぞろえの上安定供給を行うことによって需要に結び付けている事例や森林組合、製材業者等が結束して間伐材の需要開発、原木の安定供給等に努め、間伐材の商品化を推進している事例等、生産から流通、加工にわたる各分野において間伐促進の新たな動きがみられる。

今後、間伐を要する人工林が累増していく中で間伐を促進するためには、(1)集団的、計画的な実行とその担い手の育成、(2)生産コストを低減させる林道、作業道等の整備、(3)小径材を取り扱う市場、加工場等の開設、(4)間伐に関する知識・技術の普及、(5)需要の積極的な開発等、間伐材の生産、流通及び加工に至る供給体制の総合的、一体的な整備が重要となっているとともに、経済ベースに乗り難い間伐についても、森林資源の整備等の観点からこれを積極的に推進することが必要となっている。

(森林保護)

林木の育成は長期間にわたって厳しい自然環境の下で行われるため、各種の災害に遭遇する機会が多く、しかも一たび被害を受けるとその回復には極めて長い期間を要する。森林被害のうち、まず、林野火災についてみると、54年の出火件数は5,534件で前年に比べ23%

減少し、焼損面積及び損害額もそれぞれ 3,959ha、14 億 7,200 万円と前年の約 2 分の 1 の水準にとどまった。

林野火災の発生状況を出火原因別にみると、「たき火の不始末」が 2,007 件で全体の 36% を占め、次いで「たばこの投げ捨て等」22%、「火あそび」9%と続き、火災発生原因の大部分が入林者の火の取扱いの不注意によるものとなっており、林野火災の出火件数は、その年の気象条件等によってかなりの増減がみられるものの、すう勢としては入林者の動向に比例し増加している（図 IV-10）。

林野火災の多くは、人気の少ない交通不便な森林地域で発生するため発見が遅れ、また、消火活動は地形や水利等の制約から多くの困難を伴い、一たび火災が発生すれば甚大な被害を生じかねない。このため、林野火災の防止については、広く国民一般に対する火災多発時期の啓もう宣伝、学校教育等を通じた防火意識の徹底等を行うとともに、いったん火災が発生した場合に備え、森林巡視等の警戒体制の充実、防火線・防火樹帯の整備、消火体制の充実・強化が重要となっている。

次に、私・公有林の気象災害についてみると、54 年の被害総面積は 1 万 8,000ha で前年に比べ大幅な減少を示している（表 IV-4）。これらの被害の内訳は、風害が全体の 32% を占め、次いで干害が 26%、雪害、凍害がともに 20% となっており、前年に比べ雪害、干害が大幅に減少した一方、風害と凍害が増加している。特に、風害については被害面「じ積は 50 年以降減少してきたが、54 年には 10 月に近畿以北を襲った台風 20 号の影響で、奈良県、北海道等の地域で被害が多発した。

また、55 年 12 月下旬から 56 年初にかけて、東北、北陸地方を中心に大規模な雪害が発生している。

まず、55 年 12 月下旬には、福島県、岩手県、栃木県等の東北、北関東地方の太平洋側を中心に大型低気圧の通過に伴う暴風雪により、更に、55 年末から 56 年初にかけては、福井県、石川県等の北陸地方を中心とする日本海側の豪雪により、造林木の倒伏、折損等の被害が顕著となっている。

これらの雪害の状況は、かつて大きな被害の発生をみた 38 年、43 年の豪雪被害をも上回るものと見込まれており、被害森林の復旧が課題となっている。

次に、森林病害虫による被害の動向をみると、まず、松くい虫（マツノマダラカミキリ）が運ぶマツノザイセンチュウによる被害材積は、46 年度以降 50 年度まで増加傾向にあっ

たが、51、52年度には減少に転じ、その増勢はやや衰えたかにみえた。しかし、53年度に入り夏期の気象が全国的に異常な高温少雨であったこと等から、被害材積は207万m³と激増した。更に54年度においても、前年度における異常な被害発生の影響や前年度ほどではないが夏期の気象が高温少雨であったこと等から、被害材積は、引き続き増加して前年度を17%上回る243万m³となり、これまでの最高を記録した(表IV-5)。また、53、54年度には、岩手、山形、群馬、埼玉、新潟、福井、山梨の7県に微害ではあるが新たに被害が発生し、被害の範囲は、北海道、青森、秋田、長野の4道県を除く、北は岩手県から南は沖縄県まで全国43都府県に及んでいる。

近年、このように松くい虫による被害が増大している背景には、薪炭需要等の減少からマツの枯枝や枯損木が利用きれずに放置され松くい虫発生の温床となっていること、価格の低迷や労働力不足等からマツ林の施業が粗放化していること等農山村社会の構造的変化及び林業経営環境の変化に伴う要因があり、これに夏期の異常な高温少雨など加害病虫害の活動繁殖に好適な気象条件が加わり、かつてない被害の発生となったものと考えられる。

この松くい虫による被害の増大に対処するために現在、「松くい虫防除特別措置法」等に基づき、特別防除(薬剤の空中散布)、被害木の伐倒駆除及びチップ材等への利用促進、被害跡地の復旧造林等総合的な被害対策が講じられているが、今後、被害を終息させるためには、森林所有者等の自主的な防除活動の助長と相まって、これらの対策の拡充・強化が重要となっている。

近年、松くい虫以外の法定森林病虫害等による被害の発生状況は減少傾向にあるが、最近、一部の地域でスギカミキリ等の穿孔性害虫による被害が顕在化している。これらの発生が目立ってきているのは若齢級林分の増大や枝打ち等の手入れ不足等によるためともいわれているが、いまだ未解明の部分が多く、害虫発生環境や害虫密度の変動要因等の究明とともに効果的な防除手法の開発が今後の研究課題となっている。

野うさぎ等の動物による森林被害面積は、51年度をピークとしてその後減少傾向で推移しており、54年度には前年度に比べ27%減少して1万4,300haとなった。この中で、国の特別天然記念物に指定されているカモシカの食害による幼齢造林木の被害面積は、カモシカ生息数の増加等の要因から52年度には48年度の約6倍の3,000haと著しく増大し、その後53、54年度もおおむね横ばいで推移している。このカモシカによる被害は、18県に及んでいるが、なかでも長野、岐阜、岩手の3県において被害の発生が著しく、地域の林業経営に大きな影響を及ぼしている。このため、54年8月には環境庁、文化庁、林野庁の3庁により「カモシカの保護と被害の防止に関する今後の対処方針」が明らかにされ、これに基づき、54年11月には北アルプス保護地域(20万6,000ha)及び55年2月には南アルプス

保護地域（13万3,000ha）の設定が行われるとともに、保護地域周辺の調整地域の一部でカモシカの個体数調整が行われた。

以上のような森林被害のうち、林野火災、気象災害及び噴火災については、これによって受ける森林の損害をてん補する制度として、森林国営保険、全国森林組合連合会の森林災害共済事業、民間保険会社の森林火災保険がある。このうち森林国営保険及び森林災害共済事業の契約状況をみると、契約件数及び面積ではほぼ横ばい傾向にあるが、契約保険金額は、単位面積当たり契約金額の引上げ等によって年々増加しており、54年度には森林国営保険が7,553億円、森林災害共済事業が3,743億円となっている。

また、54年度の支払保険金額についてみると、森林国営保険では12億4,115万円で前年度の12%増となっており、その内訳は気象災害が95%と大部分を占めている。

現在、これらの制度に加入している人工林面積は、私・公有林の人工林面積の約3割程度であること及び加入の中心が幼齢林であること等から、中・高齢級を中心とした人工林の加入促進が重要となっている。

2. 経営条件の動向

(1) 森林資源の整備

（森林資源の現状）

我が国の森林資源の現状を「林野庁業務統計」によってみると、51年4月1日現在、森林面積が2,526万ha、蓄積が21億8,600万m³であり、人工林面積は森林面積の37%に当たる944万haとなっている。人工林は面積では「森林資源に関する基本計画」に定める目標面積1,239万haに対して76%であり、その内容は林齢20年生以下のものが70%を占める反面、伐採の対象となる41年生以上のものが9%にすぎず、我が国の森林資源はいまだ整備の途上にあるといえる。

次に、人工林化の進捗を地域別にみると、戦後比較的早期に拡大造林が進んだ四国（人工林率59%）及び九州（53%）、また古くから林業が盛んであった地域が多い関東（47%）、東山・東海（45%）及び近畿（43%）では高く、北陸（21%）、北海道（23%）及び中国（32%）ではいまだ低い水準にある。また、地域別の人工林齢級別面積割合をみると、高齢級人工林割合は、戦前からの有名林業地を含む関東、東山・東海及び近畿では高く、戦後造林の比率が高い北海道、東北、中国、四国及び九州においては低い（図1V-11）。

一方、天然林は、面積 1,510 万 ha、蓄積 13 億 8,700 万 m³ で、森林面積の 60%を占め、その半数が北海道、東北の地域に存在している。

(森林資源整備の方向)

我が国の森林資源がいまだ整備途上にあり、国民の森林に対する多様な要請にこたえていくためには、今後とも地域の実情に即応しつつ積極的に森林資源を整備しなければならないが、その整備に極めて長期間を要するので、長期的な計画に基づいて、これを進めていく必要がある。

このため、「林業基本法」に基づいて策定された「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に即して各種施策が講じられてきたところである。しかし、近年、我が国経済が高度成長から安定成長へと移行する中で、森林・林業を取り巻く情勢は著しく変化していることから、今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するよう、55 年 5 月に「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定を行った。

この新しい計画では、森林の有する木材生産機能と公益的機能を調和させつつ、森林の総合的効用を高度に発揮させるという観点に立って森林資源の整備を図るという基本的な考え方は前計画と同じであるが、(1)しいたけ原木林の拡大等天然林施業を推進することとした結果、人工林の目標面積を減少させたこと、(2)将来の森林面積について 51 年に閣議決定された国土利用計画（全国計画）に拂ける森林の目標面積と整合を図ったこと、(3)大造林の進捗を 10 年程度遅らせ昭和 105 年度に終了することとしたこと等、前計画に相当の改定を行っていることが特徴である。この結果、おおむね 50 年後の「指向する森林資源の状態」においては、現状に比べて、総蓄積が約 1.5 倍の 33 億 m³、年間伐採量が約 2.5 倍の 1 億 1,300 万 m³ となる（図 1V-12）。

この基本計画の改定に伴い、55 年 10 月に全国森林計画についても所要の変更が行われた。

(計画的施業の推進)

森林計画制度は、森林の計画的な整備と適切な森林施業の確保を目的として、私・公有林及び国有林について体系付けられている（図 1V-13）。このうち、私・公有林については、森林所有者が単独又は共同でその所有する森林について森林施業計画を作成し都道府県知

事の認定を受ける森林施業計画制度が実施されており、この制度において、森林組合等の指導援助を通じて中小規模の森林所有者による団地共同森林施業計画の樹立が推進されていること等から、その認定面積が年々増加している確度の認定面積は前年度に比べ 5%増の 231 万 ha となっており、この結果 55 年 3 月末現在の認定面積は私・公有林面積（都道府県有林面積を除く。）の約 55%に当たる 883 万 ha に達している（表 1V-6）。

今後とも、この制度の充実と適正な運用を推進するとともに、一層の実効性の確保を図る必要がある。

また、森林・林業及び山村の果たすべき多面的な機能の維持・増進と林業生産活動の活発化を図るため、森林計画制度と併せて、市町村が主体となって林業振興のための計画を策定し、森林・林業施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが重要となっている。

(2) 林道の整備

林道は、林業経営の近代化及び森林資源の整備・充実による水資源のかん養等森林のもつ公益的機能の高度発揮のために欠くことのできない施設であるとともに、地域産業の振興と住民の福祉の向上にも大きな役割を果たしている。新しい「森林資源に関する基本計画」においては、林道の整備目標を 26 万 7,000km から 27 万 4,000km に増加させるとともに、その開設進度を森林整備の進捗と合わせることにし、その整備期間を 10 年延伸し昭和 100 年度に終了することとしている。

林道の開設は、工事単価の上昇等による民有林林道の落ち込みのため、54 年度には 3,332km と前年度に比べ 3%の減少となった（図 IV-14）。

この結果、55 年 3 月末現在の林道の開設延長は 9 万 5,331 km で、「森林資源に関する基本計画」における林道の整備目標に対して 35%となっている。また、「森林資源に関する基本計画」に即してたてた全国森林計画（53 年度から 67 年度までの 15 箇年の計画）の年平均開設計画量に対して、53、54 年度の林道開設量はそれぞれ 60%、58%と低い水準にあり、今後開設量を確保することが重要な課題となっている。

このような状況を反映して、54 年財団法人林政総合調査研究所「市町村の林業行政に関する調査」によると、林業行政の重点項目として「林道開設」を考えている市町村が約 4 分の 1 を占めて最も多く、これに「作業道整備」を考えている市町村を加えると約 3 分の 1 となり、市町村においても林道開設をはじめとする路網整備に対する要望が極めて強いことがうかがわれる。

一方、近年、用地の確保・補償の問題が、林道開設を進める上で大きな障害 となっている。同上の調査においても林道開設上の困難な問題として「用地の確保・補償」を挙げるものが28%で最も多く、また、55年林野庁「林道用地等の補償に関する調査」では林道用地等の補償費の約8割を市町村が負担しているとしており、財政力の弱い農山村の市町村にとって大きな負担となっている。

また、作業道は、一般的に、林道より分岐し、集運材、造林作業等に付随して臨時的に設けられている。このような作業道は、車両が走行できる最小限の構造でよいことから開設費が低廉であり、かつ、丸太生産・育林コストを軽減し適正な森林施業の確保を図るため重要な役割を果たしている。

このようなことから、55年度に各都道府県が作成した「林業振興地域整備基本方針書」により50～53年度における私・公有林の作業道開設量をみても、増加傾向で推移しており、作業道を積極的に開設している状況がみられる。

今後、林道の整備と併せて作業道の開設を進め、適切な森林施業を実施していくことが重要となっている。

(3) 林業労働

(林業労働力の動向)

林業労働の兼業性、就労期間の断続性等から林業就業者数を正確には握することは難しいが、林業就業者数の推移を総理府「労働力調査」(全人口の就業状態を全国3万3,000世帯の15歳以上の者約7万6,000人につき毎月末1週間の就業状態から推定した調査)によってみると、40年代後半から毎年20万人を中心に前後2、3万人の範囲で増減しており、55年には前年に比べ1万人増えて19万人となった(表IV-7)。

次に、総理府「就業構造基本調査」(全人口の就業状態を全国34万世帯の15歳以上の者約87万人につき7月1日現在の就業状態から推定した調査で原則として3年ごとに実施される調査)によって林業就業者の年齢階層別の構成割合の推移をみると、43年には14%であった15歳以上29歳以下の就業者が54年には6%に減少した反面、43年には55%であった40歳以上の就業者は54年には80%を占め、林業就業者の高齢化が進んでいる(図IV-15)。これを他産業と比較してみると、林業は、圧倒的に若年層が少なく、中高年層が多くなっている(図IV-16)。また、文部省「学校基本調査」によってみると、高等学校新

規学卒者の林業への就業者は、43年が1,061人であったのに対して、54年には398人と約3分の1の水準に落ち込んでいる（図IV-15）。また、「森林資源に関する基本計画」によると、今後伐採量の増加が予想されており、これに見合った労働力の確保が必要となるにもかかわらず、前述のような若年労働者の減少によって伐木造材、集運材等専門的技能、資格・免許を要する伐出作業の技能労働の後継者を確保することが今後ますます困難になってくると思われる。このため、優秀な若年林業労働者について、これら作業等に係る技能等を教育によって習得させ、基幹的林業労働者の確保を図ることが重要な課題となっている。

一方、林業労働は、その季節性から兼業労働力への依存度が依然として高く、その大半は農業との兼業による労働力に依存しており、季節的な就業動向は農作業の影響を受けている（図IV-17）。

したがって、今後ともこの傾向が続くものと見込まれる中で、農林業への就業の計画化、就業者の組織化等により兼業労働力の確保を図ることが必要となっている。

（労働条件）

54年の伐出部門の賃金を労働省「林業労働職種別賃金調査」によってみると、職種平均賃金は7,220円で前年に比べ8%上昇している（表IV-8）。

この伐出業の賃金と建設屋外作業のそれとを年齢階層別に比較してみると、30歳以上39歳以下がピークとなることについては同様であるが、建設屋外作業の賃金が30歳台までに急に上昇し、高齢になるに連れて急に下降しているのに対して、伐出業平均のそれは緩やかに変化している（図IV-18）。これは、一般的に、林業労働において作業条件が一定せず作業の標準化を図り難いことから、経験により取得した技能がより重視される結果であると推定される。

一方、造林・保育部門の賃金を林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によってみると、54年度の職種平均は6,128円で前年度に比べ7%上昇している。次に、社会保険制度の林業に対する適用状況をみると、まず、労働者災害補償保険は、労働省「労災保険月報」によると、55年3月末現在、適用事業場が3万5,692事業場、適用労働者数18万6,807人となっている。

また、雇用保険は、労働省「雇用保険事業月報」によると、55年8月末現在、適用事業所数が3,855事業所、被保険者数6万2,784人となっている。更に、健康保険及び厚生年金については、林業が任意包括適用となっていること等もあって、民間事業体に雇用されてい

る者の加入状況は他の業種に比べるとなお低い水準にある。

林業労働者の退職金制度の適用状況は、林業労働者の就労実態が季節的、間断的であること等から、他産業に比較して極めて低い水準にあった。このため、53年度から「中小企業退職金共済法」に基づく特例的退職金共済制度の適用を受けるための要件整備を目的として、林業従事者中小企業退職金共済制度適用促進対策を実施している。この結果、55年12月1日現在、本対策への加入状況は、加入林業事業体が2,230事業体、加入林業従事者が3万7,100人となっており、林業に係る特例的退職金共済制度の確立のための要件を満たす状況にあることから、この制度の発足が望まれている。

(労働安全衛生)

林業労働は、地形、気象等の自然的諸条件の影響を受けやすい屋外作業を主としていること、重筋労働の占める比重が比較的高いことから、作業の危険性が高いものとされてきた。

近年、各種作業の機械化の進展、作業手順及び作業基準の設定、作業施設の整備等をはじめとして安全衛生教育の普及徹底等安全衛生対策が積極的に推進されているものの、災害発生の現状は他の業種より高い水準にある。

54年の林業労働災害の発生状況を労働省「労働者死傷年報」によってみると、被災による死傷者は1万2,654人、うち死亡者が115人で、前年に比べそれぞれ386人、20人の減となっている。

また、労働災害の内容を労働災害の発生ひん度を示す度数率と災害の程度を示す強度率及び死傷者1人平均労働損失日数によってみると、強度率が1.45、平均労働損失日数が66.4日で前年を上回ったものの、度数率では21.89と前年を下回っている(表IV-9)。これを他産業と比べてみると、度数率及び強度率では全産業平均を上回っているが、平均労働損失日数は全産業平均を下回っている。

更に、55年3月末現在におけるチェーンソー等振動機械による振動障害の発生状況をみると、民間林業労働者のうち労働者災害補償保険による療養継続中の者は4,809人、国有林野事業では公務災害認定者が3,533人となっている。

振動障害については、振動機械操作時間の規制の徹底、振動の少ない機械や代替機械の開発・改良・導入、特殊健康診断の実施等の予防対策及び温熱療法の実施等の治療対策が進められてきており、今後ともその充実を図っていく必要がある。

(4) 林業金融

54年度における金融機関の林業への貸出残高は、8,129億円に対前年比10%の増となった。また、木材・木製品製造業に対しては、対前年比7%増の3兆523億円となっている。林業についての貸出機関別の内訳をみると、農林漁業金融公庫等の政府関係金融機関が対前年度比12%増、銀行及び信用金庫の一般金融機関が1%増、農林中央金庫等の組合系統金融機関が17%増となっている（図IV-19）。この結果、政府関係金融機関の貸出残高のシェアは54年度58%となり、この機関の貸し出す資金の大部分が長期の償還期間の認められる設備資金であるため、そのシェアは年々増加する傾向にある。

なお、木材・木製品製造業においては、貸付資金の大部分が一般金融機関からの短期の運転資金となっている。

次に、政府関係金融の大部分を占める農林漁業金融公庫（沖縄振興開発金融公庫を含む。）の林業関係資金の貸付決定額をみると、54年度の総額は616億円で52年度以降の横ばい傾向が続いている。その内容をみると、貸付決定額の大宗を占める非補助の造林資金及び林道資金は最近の造林事業、林道の開設の停滞を反映して減少しているが、造林資金のうち、樹苗養成が対前年度比133%の増、補助残融資が森林総合整備事業の発足等により34%の増となり、また、主務大臣指定施設資金が内陸地域の国産材を取り扱う製材、集成材等林産物処理加工施設への貸付増加により31%の増となり、大幅な伸びとなった（表IV-10）。

（55年4月から4月までの6箇月間）の融資額は、おう盛な資金需要により266億円に達した。

更に、林業者等に対する資金融通の円滑化を図るために設けられた信用補完制度である林業信用基金制度の54年度の状況をみると、金融引締めが年度後半から浸透してきたこと、制度改正に伴って国産材産業振興資金に係る債務保証が付加されたことから、林業信用基金の債務保証額は569億円で前年度に比べ15%増となった（表IV-11）。

なお、債務保証に係る被保証者の倒産等の事故発生状況をみると、54年度は、製材業等の木材関連業界の好調な業況を反映して、前年度に比べ件数、保証金額とも減少した。このようなことから、代位弁済額は63件6億8,200万円となり、件数、金額ともに減少した。しかし、55年度に入って、住宅建設の落ち込み等から不況感が強まり、これに伴って被保証者の倒産等の事故発生が増加して、4～12月では前年同期に比べ件数で2.1倍、保証金額で2.6倍となっており、特に7月からの急増が目立っている。

このほか、都道府県が貸付けを行う林業改善資金は、間伐の推進、林業労働に係る労働災害を防止するための安全衛生施設の導入、林業後継者の養成等林業経営の健全な発展を図るために林業従事者等に対して貸し付けられるものであり、制度発足以来、おう盛な資金需要、貸付対象の拡大等により、51年度22億円、52年度31億円、53年度44億円、54年度55億円と着実な伸びを示している。

(5) 林地価格

林地価格の動向を財団法人日本不動産研究所「山地素地及び山元立木価格調」によってみると、林地価格は一貫して上昇しているものの、景気拡大期は上昇率も高いのに対して景気後退期は上昇率が低いものとなっており、林地価格の動向は我が国景気の動向とほぼ同様となっている（図IV—20）。55年3月末現在の林地価格の全国平均（1ha当たり）は、用材林地が86万円、薪炭林地が56万円で、それぞれ前年に比べ10%、9%の上昇となり、54年に生じた上昇加速傾向が引き続いている。この結果、55年の林地価格を45年のそれと比べてみると、用材林地が2.6倍、薪炭林地が2.5倍となり、同期間に立木価格（スギ）が1.7倍に上昇したのに比べ、林地価格がかなり高い上昇率を示している。

この林地価格の上昇傾向の要因を同研究所の行った「田畑・山林調査」によってみると、用材林地については、55年3月末現在、「林業収益目的のための林地需要増」を挙げたものが全体の69%、「一般物価上昇」が18%、「宅地化の影響」が11%となっている。このような傾向は薪炭林地についても同様であるが、価格上昇要因として「林業収益目的のための林地需要増」を挙げている主な理由として、用材林地では木材価格の上昇を挙げているのに対して、薪炭林地では木材価格の上昇のほか、しいたけ原木の需要増を挙げている点が異なっている。

(6) 林業技術

森林・林業に対する要請の多様化に対処しつつ林業経営の改善を図るためには、林業技術の開発・改良を進め、その成果を広く林業従事者等に普及することが重要となっている。

（林業技術の開発と普及・指導）

森林・林業に関する試験研究は主として国及び都道府県の林業試験場等を中心として組織的に行われており、特に、(1)間伐対象人工林の増大、非木質系材料の進出等に対応するセブン・バイ・セブン工法（7×7工法）の開発等の木材の有効利用技術、(2)国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能と木材生産機能との調和を図る非皆伐育林・伐出技術等の

森林施業技術，(3)松くい虫による松の枯損，スギカミキリ等によるスギ・ヒノキの樹幹部被害，カモシカ等による幼齡造林木被害等の増大に対応する森林被害防止技術，(4)しいたけ等食用きのこ類の生産に関する技術，(5)省エネルギー時代に対応する自然エネルギーの効率的利用技術等，近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化に即した研究が推進されている。

これら試験研究成果の現地に対する普及・指導は，私・公有林では全国各地に配置された林業専門技術員及び林業改良指導員が中心となって林業研究グループ等を通じて行われており，また国有林では独自の技術開発を含め専門官の配置等を通じて行われている。

(林業の機械化)

林業の機械化は，労働生産性の向上，労働強度の軽減等に大きな役割を果たしており，林業労働者の高齢化が進んでいる中で，路網の整備とともにますます重要となっている。

最近の林業機械普及台数の動きをみると，チェーンソー及び刈払機は年々増加を続けているが，大型集材機，小型集材機及びトラクタはほぼ横ばいで推移している（図 IV—21）。また，55 年における林内作業車，モノレールの導入台数をみると，49 年に比べて，林内作業車が約 4 倍，モノレールが約 7 倍となっており，最近，これら小型軽便な搬出機械の急速な導入が進んでいる。

近年，林業生産活動が停滞しているにもかかわらず，チェーンソー，刈払機等の林業機械の所有台数が増加しているのは，いまだ普及率が低いことに加えて，(1)間伐材の生産が増大していること，(2)しいたけ生産の増大に伴って，原木の伐採及び搬出，ほだ木の伏込み等の作業が増大していること等が要因として挙げられる。

林業機械の開発・改良については，個別工程の機械の開発による生産性の向上がほぼ限界にきているとみられること，林業における労働安全衛生を確保する必要があることから，多工程処理の可能な機械の開発及び労働安全衛生に重点をおいた機械の開発・普及が重要となっている。現在，玉切積込集材機，林内走行車，リモコンウインチ，低騒音チェーンソー，油圧カッター等の開発・改良が進められているが，今後これら機械の実用化が重要な課題となっている。

(木質系エネルギー)

近年，石油価格の高騰等によって木質系エネルギーが急速に見直されつつあり，55 年総理府「森林・林業に関する世論調査」において・木材を石油の代替エネルギー源として開発

することについて「関心がある」と回答した者が60%にも達している。

また、「石油代替エネルギーの供給目標」(55年11月閣議決定)によると、65年度の木質系エネルギーの供給量は、53年度実績の約14倍となり、太陽熱等新エネルギーの約1割を占めるものと積算されている。既に、合板製造業等の木材関連産業においては、重油等から木くず等廃材へとエネルギー源の転換が進んでいる。

このような情勢の下で、今後、広く現代の生活様式・家屋構造等に適合した木質系エネルギーの利用技術の開発・改良を進めていくことが重要な課題となっている。

3. 経営体の動向

我が国の林業経営は、個人(世帯)、会社、社寺、共同(共有)、地方公共団体、国等様々な林業事業体によって行われている。

農林水産省「1980年世界農林業センサス」によって55年の0.1ha以上の山林を保有する林業事業体数をみると、個人が山林を保有する林家は253万1,000戸(表IV-12)、林家以外の事業体(国、都道府県及び特殊法人を除く。)は29万9,000で、その内訳は共同16万6,000、慣行共有6万2,000、社寺3万1,000、会社2万8,000、各種団体・組合9,000、その他3,000となっている(表IV-13)。

過去20年間の林業事業体数の変化をみると、林家は、35～45年の10年間に5%、45～55年の10年間に2%とそれぞれ減少しており、35年以降終始減少しているものの、その動きは鈍化している。林家以外の事業体数は、35～45年が1%、45～55年が2%といずれも増加しており、林家数と対称的な動きとなっている。

林家以外の事業体のうち、その数が35年以降一貫して増加しているのは、会社、共同及び各種団体・組合で、特に会社の増加が著しい。一方、減少しているのは慣行共有で、この20年間において山村の慣習が変化したこと、入会林野の近代化が進んだこと等がうかがわれる。

また、55年の私有林の山林保有者を在村・不在村別にみると、私有林面積のうち不在村者が保有する面積の割合は、全国では19%(265万ha)となっており、地域別では北海道の44%、近畿の23%、東海の22%が高い。これを45年の不在村者の保有面積の割合と比べると、全国では4ポイント(53万ha)増加しており、地域別にみてもどの地域においてもその割合は増えている。増加率が特に高い地域は北海道(9ポイント増)及び東海(7ポ

イント増)となっている。

(1) 林 家

林業事業体数の約9割を占める林家の状況は、次のとおりである。

農林水産省「1980年世界農林業センサス」によって55年の林家数をみると、農業を営む世帯が山林を保有している農家林家は、198万1,000戸で45年に比べ30万3,000戸(13%)減少しており、林家数に占める割合も45年の89%から55年の78%に低下している(図IV-22)。一方、農業を営まない世帯が山林を保有している非農家林家は、45年に比べ約2倍の55万戸となっている。農家林家の減少は、この10年間に農家数が14%(74万戸)減少し、農家の減少比率にほぼ同様であること、また地域的にみても、農家及び農家林家とも北海道と南関東で減少の度合いが大きいことから、農家の減少が農家林家の減少に結び付いているものと考えられる。一方、非農家林家の増加は、0.1~1ha未満層の増加が特に著しいことから、林業経営を目的としない零細な山林保有者の増加によるものと考えられる。

また、保有山林規模別の林家数をみると、林家数の89%に当たる224万2,000戸が5ha未満の零細な林家で占められており、5~20haの林家は9%に当たる23万9,000戸、20ha以上の林家は2%に当たる5万戸で、45年に比べ各規模別の構成には大きな変化がない。しかし、林家の増減状況は、35~45年が5ha未満で減少し5ha以上で増加していたのに対し、45~55年が10ha未満で減少し10ha以上で増加しており、保有山林規模別増減の分岐点が上がってきている。

次に、林家の主業を農家林家と非農家林家別にみると、農家林家は、農業を主業とするものが78万9,000戸(農家林家の40%)で45年に比べ53万1,000戸減少しており、農業以外を主業とするものが、119万2,000戸(同60%)で45年に比べ23万3,000戸増加し、特に恒常的勤務を主業とするものの増加が著しい。また、農家林家のうち林業を主業とするものは、1万1,000戸で45年に比べ8,000戸減少している(図IV-23)。

一方、非農家林家(保有山林面積1ha以上)は、16万戸のうち、自営業を主業とするものが8万7,000戸(非農家林家の55%)、恒常的勤務が6万3,000戸、出稼ぎ及び日雇・臨時雇が9,000戸となっており、いずれも45年に比べ大幅に増加している。また、自営業のうち林業を主業とするものは、5,000戸で45年に比べ、1,000戸増加している。

このように、林家の林業経営は、農業、恒常的勤務等の兼業として行われるのが一般的であり、林業を主業とするものは、農家林家、非農家林家を合わせて1万5,000戸で45年に

比べ7,000戸減少しており、この10年間に林家の林業依存度の低下が目立っている。

林業経営の基盤である山林についてみると、林家（保有山林面積1ha以上）のうち人工林をもつ林家は、全体の83%に当たる92万5,000戸で、ほぼ45年と同様である。このうち、人工林率60%以上の林家の占める割合は45年の35%から55年には45%に増え、特に人工林率80%以上の林家は55年には全体の3分の1を占めるに至っており、この間の拡大造林の進展がうかがわれる（図IV-24）。

また、保有山林面積1ha以上の林家の54年2月から55年1月までの1年間の林業生産活動をみると、造林を行った林家は12万4,000戸で、その実施割合は11%、下刈り等の保育を行った林家は50万3,000戸で同じく45%となっている。造林、保育を行った林家の実施割合は、45年に比べいずれも低下しており、特に造林を行った林家の低下が著しい。また、保有山林から生産した林産物の販売状況をみると、販売を行った林家は7万6,000戸（林家数の7%）で45年に比べ57%減と大幅に減少しており、販売を行わなかった林家は103万6,000戸（同93%）で45年に比べ7%増となっている。

次に、農林水産省「林家経済調査」によって54年度の林家の経営動向をみてみよう。

まず、保有山林規模5～500ha層の林家1戸当たりの経営収支をみると、林業粗収益は、前年度に比べ16万6,000円増加して69万3,000円となった。これは、前年度に比べ木材価格が上昇したことにより、立木販売、丸太生産による収益がそれぞれ57%、21%と増加したことによるものである。一方、林業経営費は、雇用労賃、原木費等がやや増加したものの、材料費及び請負わせ料金が減少したことから、前年度に比べ2%減の20万3,000円となった。

この結果、林業所得は、前年度に比べ17万円増加して49万円となった（表IV-14）。この林業所得を保有山林規模別にみると、各階層とも前年度に比べ増加しており、増加率が最も大きい階層は5～20ha層で73%、次いで50～100ha層の47%、100～500ha層の31%、20～50ha層の27%の順となっている。

また、林業粗収益の部門別構成割合をみると、近年、40%台で推移していた立木販売による収益は54年度には54%と過半を占め、きのこ生産による収益は前年度とほぼ同額であったことから、その割合は18%に減少している。

更に、主な林産物の販売状況を20～500ha層の林家1戸当たりについてみると、立木販売量は100～500ha層での減少が影響したことから前年度に比べ9%減の39m³となった

が、山元立木価格の上昇によりその収益は16%増の102万6,000円となった。また、丸太生産販売量は20～50ha層で増加したことから64%増となり、その収益は49%増の56万4,000円となった。丸太生産販売による収益の伸び率がその販売量の伸び率を下回っているのは、20～50ha層を主として人工林の主伐材より販売価格の低い間伐材と広葉樹材の生産が増加したことによるものと考えられる。

次に、保有山林規模1～5ha層の農家林家1戸当たりの経営収支をみると、林業粗収益が前年度に比べ4%増の14万4,000円となったのに対し、林業経営費がほぼ前年度並みとなったことから、林業所得は前年度を5%上回る10万2,000円となった。

近年、5～500ha層林家の林業所得の推移は、48年度から49年度にかけて減少し53年度まで30万円前後でほぼ横ばいを続け、54年度には前述のような増加をみたものの48年度に比べ43%増にとどまっている。

また、20～500ha層林家の林木蓄積増減額の評価を加えた林業採算所得は、54年度には48年度に比べ1.9倍で、同期間における全国平均の勤労者1世帯当たりの年間収入が2.0倍となっているのと同様の伸びとなっている。しかしながら、林木蓄積額に評価されている林木は総じて育成途上にある若齢級が多く当面は実質収入が期待できないこと、更に近年、(1)木材価格の伸びに対して伐出、造林等の費用の増こうにより林業経営費が増大傾向にあること、(2)林業内部では保育等に投入すべき資金の調達が困難となっていることから林業経営用の資金の借入れが増加傾向にありその残高が累増していること等から、林業経営は厳しさを増している。このことは、林業の有力な担い手である林家の経営意欲を減退させ、伐採、造林等の林業生産活動を停滞させる大きな要因となっており、ひいては森林のもつ各種の公益的機能に重大な支障を及ぼすことがおそれられる状況をもたらしている。このため、林業施策の充実をはじめ、農業の振興、生活環境の整備等を含めた対策が重要となっている。

(2) 地方公共団体

都道府県有林、市町村有林、財産区有林等地方公共団体が所有する森林（公有林）は、基本財産としての森林の造成、水資源のかん養、国土の保全及び自然環境の保全等の公益的機能の発揮、森林施業の指標等を主要な目的として経営されている（図IV—25）。51年3月末現在、公有林の資源状況は、面積254万ha、蓄積1億9,700万m³で我が国森林全体のそれぞれ10%、9%を占め、その人工林率は41%となっている。

まず、都道府県有林についてみると、54年の生産活動は、丸太生産量が前年に比べ4%

減の 132 万 m³, 人工造林面積が前年度に比べ 2%増の 1 万 1,000ha となった。

都道府県有林の現況を 55 年度公有林野全国協議会「都道府県営林管理経営問題検討調査」(林務部課所管の県営林を主たる調査対象としている。)によってみると, 47 都道府県が保有する総面積 113 万 ha の約 8 割に当たる 86 万 ha が直営林で, 24 万 ha が分収林となっている。しかし, 直営林のうち 76 万 ha が北海道及び山梨県に集中しており, これらを除いた多くの各都府県では分収林による経営が主体となっている。また, 50~54 年度の 5 年間における都道府県有林の面積移動をみると, 直営林が 1,000ha, 分収林が 5,500ha それぞれ増加している。

近年の生産活動形態をみると, 木材の販売方法は全体の約 8 割が立木による売払いであり, 造林はほとんど請負わせによって実行している。

また, 都道府県有林の収支状況を 54 年度予算でみると, 総支出に対する林業収入の比率は, 全国平均で 46%となっており, 支出が収入を大幅に上回っていることから, 厳しい経営環境にあることがうかがわれる (図 IV-26)。

次に, 市町村有林, 財産区有林及び一部事務組合有林(以下, 市町村有林等という。)についてみると, 54 年の生産活動は, 丸太生産量が前年に比べ 3%減の 78 万 m³, 人工造林面積が前年度に比べ 6%増の 1 万 500ha となった。

市町村有林等の現況を 50 年林野庁「公有林の実態調査」によってみると, 市町村有林等を保有する地方公共団体は, 市町村が 2,413, 財産区が 1,724, 一部事務組合が 143 を数え, その総面積は 132 万 ha となっており, このうち 127 万 ha が直営林で 5 万 ha が分収林等となっている。

また, 生産活動の形態をみると, 木材の販売方法は立木売払いによるものが約 8 割を占め, 造林も請負わせによるものが約 8 割を占めている。

更に, 管理要員についてみると, 市町村では, 市町村有林の管理を本務としている職員がいる市町村 566 (全体の 23%)・兼務の職員がいる市町村 1,401 (同 58%), 職員のいない市町村 446 (同 19%) となっており, 財産区では, 財産区の職員がいる財産区 109 (全体の 6%), 市町村と兼務の職員がいる財産区 614 (同 33%) で, 他は財産区住民による運営となっている。

また, 51~54 年度林野庁「公有林経営動向の実態調査」によって市町村有林等の経営動

向をみると、人工林の多くがいまだ保育過程にあり、一方では天然林の伐採収入が減少しており、自主財源の相対的縮小傾向とともに市町村財政の硬直化等から、林業経営費の削減等林業への財政支出を縮小せざるを得ない状況となっている事例が増えている。

以上のように地方公共団体の林業経営は、収入の低下、経営費の増大による経営収支の悪化、地方財政の硬直化等から厳しい状況にある。

(3) 森林組合等

(森林組合)

森林組合は、森林所有者の協同組織の発展を促進し、その経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的として設立されている。

森林組合の組織状況を林野庁「森林組合統計」によってみると、森林組合は54年3月末現在2,015組合設立されており、調査票を提出した1,970組合の組合員数は178万人、組合員の所有森林面積は1,168万haで、その組織率は組合地区内森林所有者の58%、地区内私・公有林面積（都道府県有林を除く。）の75%となっている（表IV—15）。

53年度の森林組合の主要事業を調査票提出組合についてみると、次のとおりである。

(1) 造林事業についてみると、人工造林を行った組合は全体の72%に当たる1,426組合で、その面積は6万9,000haとなった。また、私・公有林における人工造林面積に占める森林組合の割合は、年々上昇して53年度には47%となっている（図IV—27）。

保育を行った組合は全体の79%に当たる1,551組合で、その面積は62万haで前年度に比べ7%増となった。

(2) 丸太の生産を行う林産事業は、全体の50%に当たる986組合が実施し、その数量は223万m³となった。林産事業の実行量は、我が国の丸太生産の停滞を反映して、近年ほぼ横ばいを続けている。また、1組合当たりの生産規模は一般に素材生産業者よりも大きなものが多いが、生産規模別組合数は、年間1,000m³未満の組合が全体の42%を占め、3,000m³以上の組合は23%にすぎず生産規模の拡大が望まれている。

(3) 林産物を組合員から受託あるいは買取りをして販売する販売事業は、全体の61%に

当たる 1,211 組合が実施し、総販売高はしいたけ販売量の増加に伴い増大している。53 年度の品目別の販売高の割合は、丸太が 63%、しいたけが 22%、立木が 6%を占め、近年しいたけの販売高が増加している。また、販売事業の中核となる市売機能をもつ貯木場は、組合が 84 箇所 (74 組合)、連合会が 119 箇所合わせて 203 箇所を有し、48 年度に比べ 30% 増となっている。

(4) 製材、チップ製造等を行う加工事業についてみると、製材は全体の 10%に当たる 194 組合が、チップ製造は全体の 4%に当たる 73 組合がそれぞれ実施している。製材については、近年、実施組合の全体に占める割合が上昇するとともに、その数量も増加傾向にある。

(5) 山行苗木、肥料、林業用機械器具等林業に必要な物資の供給を行う購買事業についてみると、53 年度には、全体の 95%に当たる 1,877 組合が実施し、その取扱高は年々増加している。特に、この事業の 53%を占める山行苗木については、私・公有林の 58%に当たる 3 億 800 万本を取り扱っている。

(6) このほか、治山、林道、病虫害防除、資金の貸付け等の諸事業を行っている。

以上の諸事業を実施するに当たってその担い手である組合の作業班についてみると、近年、班員数は、横ばい傾向にあったが、53 年度には前年度に比べ 4%増の 6 万人となった (図 IV-28)。また、作業班員の就労日数は長期化の傾向にあり、53 年度には就労日数 150 日以上 の班員数が全体に占める割合は、前年度に比べ 1 ポイント増の 49%となっている。一方、作業班員の高齢化が進み、班員総数のうち 60 歳以上の班員数の占める割合が年々増加している (図 IV-29)。

森林組合は、地域林業の中核的な担い手として、造林から伐採、流通・加工に至るまで一貫してその役割を果たしていくことが期待されており、広域合併等により組合の機能の充実、経営基盤の強化が図られている。しかしながら、54 年 3 月末現在「市町村の区域を超える」範囲を地区とする組合が全体の 11%に及び、46 年同期に比べその割合は倍増しているものの、常勤役職員のいない組合もなお 22%を占めていることから、今後も更に森林組合の機能の充実、経営基盤の強化等を図っていくことが要請されている。

次に、組合員が資本と労働を提供して森林の経営、環境緑化木又は食用きのこの生産等の事業を行う生産森林組合についてみると、組合数は、入会林野等整備促進事業の進展に伴って増加しており、54 年 3 月末現在 2,786 組合と前年に比べ 5%増となった。このうち調査票を提出した 2,232 組合の組合員数は 22 万 6,000 人、経営森林面積は 24 万 8,000ha となっている。53 年度の主要な事業の実施状況をみると、販売事業は全体の 35%の組合が実施

して総販売高 18 億円、人工造林は同じく 17%でその面積 1,350ha、保育は同じく 62%でその面積 1 万 6,400ha となっている。

(林業（造林）公社)

林業（造林）公社は、旧薪炭林地域等自营造林の進み難い地域の拡大造林を計画的、集団的に推進することにより、森林資源の充実を図るとともに水資源のかん養、国土の保全、山村地域の振興等に資することを目的として、55 年 3 月末現在 33 県 37 公社が設立されている。

公社による造林は、森林所有者等との分収方式によって行われており、54 年度の人工造林面積は 1 万 8,700ha と前年度に比べ 3%減となっている。我が国の人工造林面積が減少を続けている中であって、公社造林が私・公有林の人工造林面積に占める割合は年々増加しており（図 IV—30）、公社造林は拡大造林の推進に大きな役割を果たしている。これらの造林の実行形態は、森林組合との請負あるいは委託契約によるものが多く、全体に占めるその割合が年々増加して 54 年度には 8 割に達している。

しかしながら、公社の経営する人工林のほとんどが III 齢級以下で、いまだ伐採による収入が皆無であることから、公社の事業資金は、補助金を除くすべての経費が農林漁業金融公庫、府県、市町村等からの借入金によって賄われており、54 年度末の借入金残高は 1,565 億円に達している（図 IV—31）。借入金の増大は、保育面積の増加や支払利息の増加により今後当分の間続くものと見込まれるが、伐採収入が得られるようになるまでの資金調達が今後の公社運営の大きな課題となっている。

(森林開発公団)

森林開発公団は、地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分行われていない地域を開発するための林道の開設、水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要のある地域における森林の造成等を実施する目的をもって 31 年に設立された。

現在、実施している事業についてみると、40 年度から実施されている特定森林地域開発林道（スーパー林道）は、54 年度に開設された 67km を含めてこれまでに 1,003km が開設されている。また、48 年度から低位利用の広葉樹林が広域にわたって存在する地域において、森林資源の適正な利用と整備保全、林業を基軸とする地域の振興等を推進するための林道網の中核となる大規模林業圏開発林道の開設を行っており、54 年度に開設された 34km

を含めてこれまでに 123km が開設されている。

公団による林道の開設は、地域の林道網の動脈となるとともに、きめ細かな森林施業の実施を促し、林業の発展、山村地域社会の振興に大きな役割を果たしている。

次に、公団造林事業は、36 年度から公有林野等官行造林事業に代わって「分収造林特別措置法」に基づき、保安林整備の一環として奥地水源林地帯を対象に分収造林方式により実施しており、54 年度までの造林面積は 29 万 5,000ha に及んでいる。54 年度の造林面積は前年度に比べ 1%減の 1 万 4,000ha となり、同年度の私・公有林拡大造林面積の 13%に及び奥地天然林の改良に大きな役割を果たしている（図 IV—32）。公団造林の分収形態をみると、公団と市町村、個人、記名共有等の土地所有者による 2 者契約が 64%、前 2 者に市町村、森林組合、会社等の造林者を加えた 3 者契約が 36%の割合となっている。

4 国有林野の管理・経営の動向

国有林野は、国土面積の約 2 割、全森林面積の約 3 割を占めており、国民共通の財産としてこれを一体的に管理経営する国有林野事業は、国民経済及び国民生活の上で、それぞれの時代の要請にこたえて、(1)林産物の計画的、持続的な供給、(2)森林の公益的機能の発揮、(3)農山村地域振興への寄与等の役割を果たしてきており、更に、今日及び将来にわたって国有林野事業がこれらの使命を果たしていくことが重要となっている。

しかしながら、国有林野事業の経営は、近年、森林のもつ公益的機能の発揮をより重視した森林施業の実施、資源賦存状況からの伐採量の制約、事業の縮減傾向が続く中での管理部門の相対的過大等により、50 年度以降連年多額の損失を計上するなど厳しさを増し、このまま推移するならば国有林野事業は、国民経済及び国民生活の上で、本来果たすべき使命の達成が困難となるおそれが生じている。

このような状況に対処して、国有林野事業の経営の健全性を確立するため、53 年に「国有林野事業の改善に関する計画」が定められ、国有林野事業の経営改善に必要な基本的条件の整備を推進していくこととなった。現在、国有林野事業は、この計画に基づいて林業生産基盤の整備、事業運営の能率化、要員規模の適正化、組織機構の改善合理化、収入の確保等について自主的な改善を推進するとともに、このような自主的改善を進めるのに必要な財源措置を講じつつ経営の健全化を図っている。

(事業の実施状況)

このような状況の中で実施された54年度の各種事業についてみると、次のとおりである。

伐採量は、森林資源上の制約等から前年度に比べ4%減の1,475万m³（立木材積）で、近年では49年度に次ぐ低水準となった。

この結果、54年度の用材総供給量及び国産材総供給量に占める国有林材の割合は、それぞれ11%、35%となった。用材総供給量に占める国有林材の割合は、外材の進出により低い水準にあるが、都道府県別、樹種別によっては国有林材の比重の高いものも少なくない。都道府県別では、国有林材の供給量が5割を超える青森県のほか、6道県で3割を超えている。また、樹種別では、青森ヒバ、秋田スギ、木曽ヒノキ等国有林以外ではほとんど生産されないものや広葉樹の大径材、九州における人工林ヒノキ等の多くが国有林に依存している。

販売についてみると、立木のまま販売した数量は822万m³、丸太を販売した数量は491万m³となった。この結果、林産物販売金額は、主として木材価格の上昇により2,482億円で前年度に比べ8%増加した。

製品生産事業についてみると、伐採量の約4割に当たる630万m³の立木（資材）から前年度に比べ1%増の503万m³の丸太を生産した。

造林事業は、活力ある健全な森林を造成するため、造林対象地の立地条件に応じて人工造林及び天然更新を行っており、人工造林面積は前年度に比べ3%増の4万6,000ha、天然更新面積は前年度に比べ若干減少して6万7,000haとなった（表IV-16）。

生産活動を効率的に進めるとともに地域振興にも重要な役割を果たす林道の開設等を行う林道事業は、自然環境の保全等に配慮しつつ実行しており、その開設量は前年度に比べ4%増の1,118kmとなった。

治山事業については、第五次治山事業五箇年計画に基づき、国土の保全、水資源のかん養等森林の公益的機能の維持増進を図るため、民有林治山事業、治水事業等との有機的な連携の下で、地域の実情に即した効率的な治山事業を行った。

また、国有林野には、保安林面積の51%、自然公園面積の51%、鳥獣保護区面積の45%等公益的機能を発揮するのに重要な森林が存しており、これら森林の機能の発揮に必要なかつ適正な管理を行った。

更に、国民の保健休養の場として広く利用されている自然休養林等の国有林野内に設けられたレクリエーションの森は、55年4月1日現在、53万4,000haに及んでおり、その入込利用者数は54年度には1億7,500万人を数えた。

このほか、国有林野の活用を通じて農山村地域の振興に寄与する観点から、55年3月末現在、部分林12万2,000ha、共用林野182万2,000ha等の地元施設を設置するとともに、農林業構造改善のための活用を行っている。

また、55年に東北地方を中心として発生した冷害による甚大な農作物被害に即応して、国有林が所在する被災農山村地域の就労の確保に資するため、冷害対策の一環として造林、林道、治山等の事業を迅速に実施した。

(経営改善の進展状況)

このような事業の実行を通じて行っている「国有林野事業の改善に関する計画」に基づく経営改善の54年度末までの主な進展状況は、以下のとおりである。

(1)林業生産基盤の整備については、48年に定めた「国有林野における新たな森林施業」に配意しつつ、53、54年度の造林及び林道開設を、一般会計からの繰入金及び資金運用部からの長期借入金の導入を得て着実に実施した。特に30年代から40年代半ばにかけて行った拡大造林のうち、当初期待したように生育しなかった造林地については、改植あるいは除伐等の濃密な保育によってその解消に努めている。

(2)事業実行体制については、非能率な直ようの廃止を含む現場作業の能率向上、従来丸太生産において請負が行われていなかった3営林局・営林支局への請負の導入を含め、企業の能率性尺度に基づいた請負事業体の活用等を図っている。

(3)直ようの労働生産性については、基幹作業職員の豪雪地帯から寡雪地帯への地域間配置換えを含め、事業の実態に即した要員配置の適正化に努めたこと、リモコンチェーンソーの開発、導入等振動障害の防止に関連する技術改善が進んだこと、作業仕組みの改善及び現場作業管理の改善に努めたこと等により逐次改善された。丸太生産に従事する職員の1人1日当たりの生産量は、54年度には51年度に比べ14%増の1.30m³となった(図IV-33)。

(4)要員規模の適正化については、高齢職員の勧奨退職の促進と新規採用の抑制により要員規模の縮減を図り(図IV-34)、定員内職員は55年7月1日現在3万3,000人で52年に比べ8%減少した。また、臨時作業員を除く定員外職員は、55年4月1日現在2万7,000

人で 52 年に比べ 12%減少した。

(5)組織機構の改善合理化については、53 年度において北海道の 5 営林局を 1 営林局 4 営林支局に再編整備するとともに北海道以外の地域において 9 営林署の統廃合を行ったほか、53、54 年度に営林署の課、事業所等の内部組織についても簡素化を進めてきた。

以上のように国有林野事業の経営改善は、国有林野事業の自主的改善努力に加えて外部資金の導入を行い、計画的かつ着実に進めている。しかし、なお職員の年齢構成が著しく高齢層に片寄っているなど経営条件は厳しさを増している。

(財務状況)

この結果、国有林野事業特別会計の 54 年度における決算は、53 年度末から木材価格の上昇がみられたものの、一方では森林資源上の制約等による伐採量の減少、賃金及び物価の上昇傾向による支出の増大等により、損益計算では前年度に引き続き 319 億円の損失となった。また、現金収支では、56 億円の収入超過になっているものの、一般会計からの繰入金 80 億円及び資金運用部からの長期借入金 1,180 億円を除いた実質上の収支比較では 1,204 億円の支出超過となった。

このように依然として 50 年度以降損失の発生と支出が自己収入を大幅に上回るという厳しい財務状況が続いている (図 IV—35)。

このような中であって、国有林野事業が国民経済及び国民生活に果たす役割を適切に発揮するためには、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき自主的な経営改善を一層推進するとともに、長期的観点に立った財源措置の拡充及び適切な要員対策を講じつつ、経営の健全性を確立することが急務となっている。

5 山村の動向

山村地域を「山村振興法」に基づく振興山村の区域で見ると、人口は我が国全体の 5% (50 年) を占めるにすぎないが、その面積は国土の約 5 割、林野面積では全体の約 6 割を占めている。

山村地域は、農林産物の供給、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等我が国経済社会の発展の上で重要な役割を担っている。しかしながら今日、引き続く人口の減少と高齢化の著しい進行、主要産業である林業の停滞、生産及び生活環境基盤の整備の立ち

後れ等地域社会の維持発展を図る上で大きな問題を抱えている。

まず、54年度農林水産省「農家経済調査」によって農家1戸当たりの所得を経済地帯別にみると、山村は382万円で都市近郊506万円の76%、平地農村449万円の85%と低い水準にある（図IV-36）。

また、山村地域における農家所得の内訳をみると、農外所得が総所得の約8割を占め、この比率は年々高まる傾向にある。

次に、54年度林野庁「林業振興地域の整備のあり方に関する調査」により、山村地域の市町村長の地域振興に対する考え方をみると、地域振興の中で林業が果たす役割については、「林業のウェイトは低い、今後農業との組合せで期待する。」が40%と最も多く、次いで「林業のウェイトは高く、今後も期待する。」が35%、「林業のウェイトは低い、今後の期待は大きい。」が23%となっており、ほとんどの市町村長が地域振興に果たす林業の役割を評価し期待している。

また、地域における農林産物資源の活用に対しては、全体の88%を占める市町村長が今後、未活用の農林産物資源を積極的に活用して地元産業の振興を図るとしており、具体的には重要度が最も高いものとして、「きのこ類等特用林産物の生産、加工」を挙げるものが39%、次いで「木工品の生産、間伐材の商品化」が27%、「製材工場の設置」が10%、「レクリエーション施設の設置」が9%等となっており、地域に賦存する森林資源の有効利用を促進しようとする意向が強くみられる。

更に、立ち後れのみられる生活環境施設の整備に対し緊急度が最も高いものとしては、「集落内、集落間の道路整備」を挙げる者が全体の54%を占め、次いで「集落内の給排水施設整備」15%、「運動場、集会所等の共同利用施設整備」11%等となっており、これに対して「集落移転」を挙げる者は1%にも満たない極く少数であるのが目立っている。

以上のように、多くの山村では地域の資源である森林等を有効に活用しつつ生活環境を整備し、地域の振興を図って行こうとしている。

また、近年、山村の市町村等と都市住民との間で成林途上の人工林を対象に分収契約を結ぶ動きがあり、これに応じ国のモデル事業として「特定分収契約設定促進特別事業」が51年度から実施されている。

このような分収林を広めることには、分収対象森林の評価の適正化、費用負担者の地位の

設定、権利の流動化への対処方法等説明すべき問題点がいまだ多くあるものの山村と都市の連帯感を醸成するための新たな動きとして注目される。

山村は林業生産の主要な基地であるとともに林業従事者の大部分が生活を営む場でもあり、山村と林業は密接かつ相互規定的な関係にある。森林資源の整備や林業経営の発展を通じ山村地域の振興を図っていくためには、森林資源の積極的な活用により、地域に農林業を中心とした複合経営等を定着させ、農林家等の経営基盤の確立と所得の安定化を図るとともに立ち後れがみられる生産基盤及び生活環境基盤の整備を推進する必要がある。また、森林を媒体として山村と都市とを組織的、有機的に結び付けることにより、都市の活力が山村を活性化し得るような新たなシステムの形成が必要となっている。

V 森林の公益的機能

1 森林の公益的利用の現状と課題

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、(1)山崩れ、洪水等の災害を防止する国土の保全、(2)水資源の確保に資する水源かん養、(3)レクリエーションの場を提供する保健休養、(4)貴重な植物の自生地及び野生鳥獣の生息場所を提供するなどの自然環境の保全・形成等多様な公益的機能を有しており、これらの総合的な発揮を通じて国民生活に深く結び付いている。

55年総理府「森林・林業に関する世論調査」をみても、(1)「森林の働きとして重要なものは何か」、(2)「森林から恩恵を受けるものは何か」、(3)「森林に今後どのような役割を期待するか」の問いに対する回答は、「木材を生産する働き」と並んで、「山崩れや洪水等の災害を防止する働き」がそれぞれ73%、50%、62%と、「水資源を確保する働き」がそれぞれ54%、45%、51%と高率を示し、次いで、「大気を浄化したり、騒音をやわらげたりする働き」、「保健休養等のレクリエーションの場を提供する働き」、「きのこや山菜等を生産する働き」の順となっておりいずれも、「恩恵を受けているものはない」4%、「期待することは何もない」3%を大きく上回り、国民の多くが森林の有する公益的機能を高く評価していることがうかがわれる（図V-1）。

公益的機能の特に高い森林については、保安林として整備を図っているが、更に、49年に改正された「保安林整備臨時措置法」に基づく第3期保安林整備計画により、58年度までに新たに123万haの保安林を配備することとなっており、この計画に基づいて、53年度から本格的配備を進めている。この結果、55年3月末現在の保安林面積は、全国森林面積の約3割に当たる726万haとなっている。このうち、水源かん養保安林が74%に当た

る 539 万 ha，土砂流出防備保安林が 22%に当たる 157 万 ha となっており，双方合わせて 96%を占めている（図 V-2）。

（国土の保全）

我が国は，気象，地形，地質等の諸条件から山地崩壊が起りやすいこと，近年の経済社会の進展に伴い国土の開発及び利用が山地周辺に及んでいること等から，山地災害発生の危険性が一層高まるとともに災害規模も大型化する傾向にある。

55 年の主な山地災害の状況をみると，3 月から 4 月にかけて東北，北陸を中心に融雪災害が発生したこと，4 月から 9 月にかけて梅雨前線，台風等による集中豪雨が多発したこと等から，山地の崩壊，土砂の流出等激甚な災害が各地で生じた。また，高知，岡山の両県で大規模な山火事が発生した。このため，55 年の山地災害の被害は 896 億円で，前年よりは減少したものの，依然として高い水準にある（表 V-1）。

更に，55 年末から 56 年初めの豪雪に伴い，北陸地方を中心として各地で雪崩による災害が発生している。

このような状況から，治山事業の緊急かつ計画的な実施により山地災害の防止を図り，国民の生命，財産を保全し，安全で住みよい国土を実現することが重要となっている。

（水源のかん養）

河川が短く急勾配であること（図 V-3），降水量は多いものの人口 1 人当たりの降水量が少ないこと（図 V-4），降水が季節的に集中すること等水利用を巡る厳しい状況の中にあつて，森林は，降水を土じょう中に貯え，下流域の急激な増水を防ぐことに加えて，渇水時には森林内に貯えた水を徐々に河川に流出させるなど，水資源確保の上で重要な役割を果たしている。

我が国の森林土じょうが水を貯留する量は試算によれば年間約 2,300 億トンと推計されており，53 年のいわゆる福岡異常渇水の時でも上流の森林等から 1 日約 15 万トンの水が，また 39 年のいわゆる東京オリンピック渇水の時でもノ小内ダムに周囲の森林から 1 日約 30 万トンもの水が流れ込んでおり，水資源確保上，森林が重要な役割を果たしている状況がみられる。

最近の水需要についてみると，大都市では人口増加率の低下や家庭・企業の節水，水使用

合理化の進展等により鈍化の傾向にあるものの、大都市周辺部及び地方都市部では人口の増加等により、また農山村部では水道の普及等により増加している。この結果、1日当たりの水使用量は、厚生省「水道統計」による53年度の水道用水が前年度に比べ3%増の3,800万m³、通商産業省「工業統計調査」による53年の工業用水（淡水）が1%増の1億3,300万m³となっており、全国的には、なお漸増傾向にある。

このような状況の中で、53年が福岡・東京、54年が東京、55年が沖縄と、最近夏期には給水制限がどこかで行われて地域的水不足が生じている。このため、54年総理府「水資源に関する世論調査」においても、72%の者が水不足を感じており、「不足していない」とするもの18%を大きく上回っている。

以上のことから、国民生活及び産業活動に欠かせない水資源を確保するためには、需給両面にわたる総合的な対策の一環として、森林資源を整備し森林のもつ水資源かん養機能を高めることが重要となっている。このため、水資源のかん養上特に重要な森林539万ha（55年3月末現在、森林面積の約2割）を水源かん養保安林に指定し適切な施業を確保することによって、この機能の維持向上が図られている。また、この機能を高めるために、水需給上重要な流域の水源山地において行う重要水源山地整備事業等の治山事業、森林開発公園、財団法人福岡県水源の森基金等による水源林の造成等が積極的に行われている。

（森林のレクリエーションの利用）

近年、都市化の進展等に伴う日常生活における自然との接触の機会が減少する中で、余暇時間の増大、所得水準の向上、交通網の整備等から、都市住民を中心として森林を対象とする野外レクリエーション活動が活発化してきている。

森林レクリエーションの代表的な対象地である国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園では、54年の利用者数が8億2,000万人と40年に比べると約2倍となっている。このような森林のもつ保健休養機能に対する要請の増大に対処するため保健保安林の整備が図られており、55年3月末現在の保安林面積は10万6,000ha（他の保安林と重複して指定されているものを含む。）となっている。また、優れた自然の風景地の保護・利用によって国民の保健休養等を図ることを目的として、55年3月末現在、国立公園202万ha、国定公園115万ha及び都道府県立自然公園204万haが設置されており、この面積のうち約8割が森林で占められている。

一方、国有林野事業においても、国有林野の有する山岳、高原、けい谷等景観の優れた地域や野外スポーツに適した地域を広く国民の利用に供するため、レクリエーションの森

が設定されている。このうち、最近特に設置の要望が強まっているスキー場の設置状況についてみると、スキー場面積は、55年4月1日現在9,700haで、50年からの5箇年間で63%増と大きな伸びを示している。

55年総理府「森林・林業に関する世論調査」においても、「この1年間に山や森・けい谷等へ仕事を離れて行ったことがある」とした者が54%を占め、その主たる目的は、(1)優れた景観や風景を楽しむため、(2)ピクニック、山菜つみ等野外生活を楽しむため、(3)自然の中でのんびりしたいため、(4)ドライブを楽しむため等であり、前回調査(51年)に比べて、道路網の整備、モータリゼーションの進展等から「ドライブを楽しむため」が大幅に増えている。

以上のような、レクリエーション的利用を目的とした森林の多くが山村地域に存していることから、これら森林のレクリエーション的利用の増大は、山村地域における新たな所得機会を生み出し、地域における定住化の促進に大きな役割を果たすとともに、自然を媒体とした山村住民と都市住民との結び付きを深め相互理解に役立っている。

また、森林のレクリエーション的利用を通じて児童生徒の健全な心身と豊かな情操を養うとともに、児童生徒に森林、林業、自然、緑化等の重要性の認識を高める上から、今後とも林間学校等森林を場とした各種の野外活動のより積極的な推進が重要となっている。国有林野においても、主として小・中学生を対象に、自然に触れながら森林の生態、森林の役割、木材が生産されるまでの過程等を学ぶ森林教室、みどりの教室等が地域の特徴を生かしつつ全国各地で実施されており、その回数も、54年度には200回近くにも上っている。

更に、都市の若者が、植付け、下刈り等の林業労働を通じて自然に接するとともに地元住民との交流を深めることによって、森林・林業のもつ意義、労働の尊さ、地域文化の重要性を体験的に認識するための、「草刈り十字軍」等の野外活動が活発になりつつある。

(自然環境の保全)

森林は、我が国の自然を構成する代表的な要素である。このため、自然環境の保全を図る目的で指定されている原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の大部分が森林を対象としている。

53年度までの、原生自然環境保全地域4地域、自然環境保全地域4地域に加え、54年度においては、遠音別岳原生自然環境保全地域(北海道)及び白髪岳自然環境保全地域(熊本

県)が新たに指定された。この結果、55年3月末現在、原生自然環境保全地域が5地域5,631ha、自然環境保全地域が5地域4,889ha、都道府県自然環境保全地域が427箇所7万6,334haとなっている。

このほか、野生鳥獣の保護繁殖に必要な森林が鳥獣保護区として設定され、その面積は55年3月末現在293万ha(干潟、湖沼等に係る対象面積を含む。)となっている。

(林地開発許可制度)

森林のもつ多角的機能との調整を図って林地の適正な利用を確保するため、地域森林計画の対象となっている私・公有林(保安林等を除く。)について、「森林法」に基づき林地開発許可制度が実施されている。この制度に基づく許可の状況をみると、開発許可面積は51年度以来年々減少しており、54年度には、53年度比13%減、50年度比40%減の7,410haとなり、この結果、55年3月末現在の開発許可累計面積は5万1,767haとなった(表V-2)。

これを開発目的別にみると、「土石の採掘」の急激な伸びが目立っており、特に三大都市圏においては54年度は50年度の約2.5倍となっている。また、ゴルフ場の設置、住宅用地造成等の都市的土地利用の割合が年々減少している中であって、特にゴルフ場の設置は、圏域を問わず、54年度には50年度の約50分の1と激減していることが特徴として挙げられる(図V-5)。

このほか、開発許可制度の対象外となっている国有林においても、この制度に準じ、開発行為の適正化が図られている。

(公益的機能に関する受益者負担)

森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるためには、通常的林業生産活動である森林の造成・改良・維持等に加えて森林施業の規制及び特別な森林管理が必要であり、このために多大な費用等を要し、林業者の一般的経済活動の中では負担し得ない場合がある。このような費用等については、受益者等においても適正な負担をする必要があるという意見がある。

このような状況の中で、水源かん養機能については、近年上流域で行う水源林の造成、維持等について、その効用を受ける下流域の地方公共団体等が協力して、それに必要な資金の負担、貸付け等を行う事例が増えている(図V-6)。54年総理府「水資源に関する世論調査」をみても、水源地域対策として、「下流にある県等も資金を出して共同でもっと森林を整備した方がよい」とする者が66%を占め、「下流の県等が資金を出す必要がない」とする

者 9%を大きく上回っている。

以上のような公益的機能に関する受益者負担については、林業者、受益者双方の利益の調整が図られた適正かつ合理的な費用負担の理念の確立が必要となっている。

2 環境緑化

都市及びその周辺部は、近年、都市化の急速な進展に伴う緑地喪失等生活環境が悪化している。樹木は、空気の汚れのうちの一つの大きな因子である炭酸ガスを取り除き、生物の呼吸に必要な酸素を供給する大気浄化機能のほか、騒音防止機能、気象緩和機能を有するため、緑豊かで良好な生活環境を形成するための緑の保全、創設等の環境緑化に対する要請が一段と高まっている。

55年総理府「森林・林業に関する世論調査」において大阪、名古屋等の10大都市の居住地周辺の森林の変化をみると、前回調査(51年)に比べて、「変らない」とする者が40%から26%に減少している一方、「減っている」とする者が29%から39%に、「以前から近くに森や林がない」とする者も8%から22%に増えており、都市部において緑が少なくなっている状況がうかがわれる(図V-7)。

このような状況を反映して、10大都市の居住地周辺の森林に対する充足感は「恵まれていない」とする者が前回調査の51%から57%に増えており、また、55年度環境庁「望ましい環境に関する意識調査」においても、人々は潤いのある水辺や緑、澄んだ空気、静けさ等の快適な環境を求めている。

このような中で、55年における緑化に関する動きをみると、春の緑化運動の中心的行事として全国植樹祭が開催されたほか、21世紀の森の造成等が実施される一方、第2次都市公園等整備5箇年計画等に基づき都市における環境緑化が進められた。

次に、環境緑化木の生産動向を財団法人日本緑化センター「緑化樹木の生産状況調査」によってみると、54年度の栽培本数は、4億9,700万本で、前年に比べ14%減と5年連続して減少し、50年の栽培本数の約半分となっている(表V-3)。なかでも、今まで緩やかな減少傾向にあった特殊樹木が、価格の低迷により31%の激減となった。

また、環境緑化木の生産者価格の動向を財団法人日本緑化センター「緑化樹木の価格の動態(1月、3月、10月の3回調査)」によってみると、価格指数(50年=100)は、高・中木性樹木、低木性樹木とも53年1月から55年3月まで上昇傾向で推移していたが、55年

10月には、不況による需要減等のため、高・中木性樹木が125で3月に比べほぼ横ばい、低木性樹木が143で2%の下落となった。

環境緑化木の生産は比較的長期間にわたることから、その供給は急激な需要の変化に対して弾力的に対応することが困難な性格を有している。このため、需給見通しの策定、需給に関する情報の充実等を通じて需給の安定を図る一方、環境緑化木の規格化の推進、流通機構の整備等を図っていくことが必要となっている。

むすび

今日、森林は世界的な規模で減少しつつある。世界の森林資源予測に関してはこれまでも幾つかの報告がなされているが、55年に米国政府が発表した未来予測「西暦2000年の地球」によると、53年と75年の森林の面積、蓄積を比較した場合、北米、欧州、日本等の先進地域ではほとんど変化がないのに対し、アジア、アフリカ、中南米等の開発途上地域では面積、蓄積ともに現状の60%に減少することが予測されている。現に森林は、開発途上地域を中心に年間1,800～2,000万ha（我が国森林面積の約7～8割）の割合で消滅しつつあるといわれており、これが木材需給はもとより、地球全体の自然環境等に及ぼす影響が懸念されている。このような世界的な森林資源の動向は、木材供給量の7割を海外から輸入している我が国にとっても、高い関心をもたなければならない問題となっている。

一方、我が国の森林資源は林業者が戦後営々として築いてきた拡大造林地の成林が進むなど次第に成熟の度を深めている。我が国としては、これを整備活用しつつ、木材等林産物の安定供給、国土の保全、水資源のかん養等森林のもつ多角的な機能の高度発揮を図っていく必要が高まっている。

しかしながら、近年、我が国経済が高度成長から安定成長へ移行する中で、(1)木材需要の伸び悩み、(2)外材の進出に伴う国産材市場の狭あい化、(3)山元立木価格の低迷にみる林業収益性の悪化、(4)林業労働力の確保難等林業を取り巻く環境条件は大きく変化し、伐採、造林等の林業生産活動は停滞が著しい。

林業生産活動の停滞は、同時に木材の生産、流通、加工に携わる担い手の弱体化をもたらす要因となり、また、このような状況は、林業生産の主要な基地である山村の衰退を加速し、成熟化しつつある資源の活用を遅らせ、ひいては森林の荒廃をもたらし、森林のもつ各種の公益的機能の発揮に重大な支障を及ぼしかねない。

森林・林業の長期性にかんがみれば、現下の林業生産活動の停滞を打開し、森林資源の整

備を図っていくことが重要であるが、今後はこれに加えて次第に成熟の度を深めつつある資源の活用を図っていくこと、すなわち「活資源化」が21世紀に向けての国民的課題である。このためには、55年に改定した「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に基づいて森林資源の整備と活用を図っていくことが必要となっており、このような観点から当面する重要な課題を示すと次のとおりである。

第一に、林業生産基盤の整備と国土保全対策の充実を図ることである。

将来にわたって森林資源を維持育成していくため、既に拡大造林等により面的な広がりという意味では資源整備が完了しつつある地域、いまだ改良を要する林分の多い地域等それぞれの地域の資源整備の進展状況に応じた造林や保育の推進が必要である。この場合、造林、保育に投入し得る家族労働力の減少等により、森林所有者の自力による造林の実行が次第に難しくなっていることから、林業（造林）公社、森林開発公団等の行う公営造林の推進とともに森林組合、市町村等が集团的、組織的に実行する造林・保育事業の充実が必要となっている。

これとともに、林業生産活動の生産性向上等の基盤となる林道等の路網の整備を図ることも必要である。

また、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、国民の保健休養の場の提供等の森林のもつ公益的機能を高度に発揮するため、計画的な森林施業の推進を図るとともに治山事業の計画的な実施、水源林造成の推進、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運営を図ることが必要である。

更に、全国的に広がっている松くい虫の被害に対し、特別防除（薬剤の空中散布）、被害木の伐倒駆除、被害跡地への復旧造林等総合的な被害対策を引き続き推進する必要がある。また、55年末から56年初めにかけて東北、北陸等の地域を襲った近年にない豪雪等による被害森林の復旧が重要な課題となっている。

第二に、間伐促進対策の拡充強化を図ることである。

間伐は、活力ある健全な森林を育成する上で不可欠であるとともに、戦後造林によって形成された林業地では、来るべき主伐期にかけて資源的に成熟しつつある国産材の供給体制を構築する「活資源化」の第一段階でもある。

しかしながら、間伐は戦後拡大造林による人工林の多くが間伐期にある今日、極めて、不

十分にしか行われておらず、間伐の実行から流通、加工に至る間伐促進のための総合対策の推進が緊要となっている。

第三に、木材の需給・価格の安定と国産材供給体制の整備を図ることである。

53年10月から55年末にかけての外材に先導された大幅な木材価格の変動にかんがみ、価格上昇に対処するための備蓄機能の充実、木材の需給、価格の動向に関する情報の迅速な収集、分折及び提供、南洋材等代替原料の開発利用の促進等が必要である。

また、第II章で述べたように木材需給構造の変化に応じて流通加工部門の合理化対策等を進めるとともに、木造在来工法住宅の見直し等需要面での施策を強化する必要がある。

更に、国産材の供給パイプが細まっている今日、我が国森林資源を「活資源化」し、来るべき国産材時代を実現するためには、それぞれの地域のおかれた条件に応じ、育林から流通加工までの連携のとれた国産材の供給体制をつくる地域林業の振興が必要である。

第四に、活力ある山村の育成と林業の担い手対策の充実整備を図ることである。

過疎化の進行、林業生産活動の停滞、生活環境基盤整備の立ち後れ等地域社会の維持発展を図る上で大きな問題を抱えている山村の振興を図っていくためには、地域林業の形成や特用林産物の生産等森林資源を活用した林業生産活動の活発化を通じ、それぞれの山村の現状に応じた地域産業の振興及び生活環境整備等の定住対策を推進する必要がある。

また、林業生産活動を担う林業従事者については、数の上では近年横ばい傾向にあるが、高齢化が進行していることから、林業労働力の核となるべき若年技能労働者の確保が重要であるとともに、地域の林業生産活動の中心となる森林組合作業班等の育成・強化が必要である。

最後に、国有林野事業については、経営の健全化を図るため「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、自主的な経営改善を一層推進するとともに、財源措置の拡充を図り、その経営改善を進め経営の健全性を確立していくことが急務となっている。